

## 新たな子育て支援計画（案）について

### 1 文京区地域福祉推進協議会、文京区子ども・子育て会議等での検討状況

#### (1) 文京区地域福祉推進協議会

- 令和元年5月31日（金） 「子育て支援計画の策定について」  
令和元年8月28日（水） 「子育て支援計画の検討状況について」  
令和2年1月30日（木） 「新たな子育て支援計画（案）について」

#### (2) 文京区子ども・子育て会議及び文京区地域福祉推進協議会子ども部会

- 令和元年5月16日（木） 「子育て支援計画の策定について」  
令和元年7月5日（金） 「子ども・子育て支援事業計画策定に向けた人口推計・ニーズ量の算定結果等について」  
「子育て支援計画の構成について」  
令和元年8月26日（月） 「子ども・子育て支援事業計画策定における各事業の量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期について」  
「子育て支援計画の構成について」  
令和元年10月29日（火） 「子育て支援計画の検討状況について」  
「パブリックコメント・区民説明会の実施について」  
令和2年1月21日（火） 「子育て支援計画（中間のまとめ）のパブリックコメント、区民説明会の結果について」  
「子育て支援計画の最終案について」

### 2 子育て支援計画（中間のまとめ）のパブリックコメント及び区民説明会の実施結果

#### (1) パブリックコメント

実施期間：令和元年12月6日（金）～ 令和2年1月6日（月）  
募集結果：20人 31件

#### (2) 区民説明会

開催日時	会場	参加人数
12月15日（日） 10:30～12:00	文京シビックセンター	1人
12月19日（木） 18:30～20:00	文京シビックセンター	3人

計4人

#### (3) 意見及び意見に対する区の考え方

別紙1「パブリックコメントにおける意見と区の考え方」及び別紙2「区民説明会における意見と区の考え方」のとおり

### 3 子育て支援計画（案）

別紙3「子育て支援計画（最終案）」及び別紙4「子育て支援計画（中間のまとめ）からの主な変更点」のとおり

## パブリックコメントにおける意見と区の考え方

No.	ご意見（原文）	区の考え方
1	<p>「多子家庭優遇希望」について</p> <p>少子化と騒がれる中で、うちには4人の子どもがおりますが、未だに優遇されたり支援を受けられたりしたことはありません。稼ぎ手が一人で子どもを4人育てるとするのは、それはもう大変なことで、もっと税金を免除したり、教育センターや区のイベントに優先して招待したり、金銭やサービス面でもっと多子家庭や稼ぎ手が一人の家庭に優しくしてくれることを期待します。子なし共働き家庭と多子単働き家庭で同じ税率というのは、あまりに子を生き育てるメリットや強みがありません。とても苦しいです。</p>	<p>子育て世帯の経済的負担については、平成30年度に実施した「文京区子育て支援に関するニーズ調査」の結果においても、「子育ての不安や悩み」の回答として上位に入っています。このため、多子世帯には限定していませんが、医療費助成や私立幼稚園等の保育料助成など様々な助成制度や、児童手当を支給しており、新たな子育て支援計画においても、子育て世帯の経済的負担を計画事業に位置付けています。</p>
2	<p>「子どもを守る安全安心なまちの環境整備」について</p> <p>乳幼児の公園環境は整ってきたように見えますが、小学生が思い切り体を使って自由に遊べる場所が殆どないに等しいと思います。公園等はすべて球技禁止との掲示板がたっており、エネルギーのあふれた小学校児童らが自由に遊べる場所がないように思います。公園等にもネットを張るなどの工夫をしたり、ちょっとした壁打ちの施設やバスケットゴールなどの施設などできることがあると思います。先進的な施策ができる文京区ですから、北欧や米国等の子育て施設が充実している海外の町づくりを学んで欲しい。</p>	<p>現在、区内の8公園に、キャッチボール場等がありますが、新たにボール遊びができる施設の整備は、広い面積を要するため、設置可能な公園は限定されます。新たな運動施設については、文京区公園再整備基本計画に基づき、再整備を進めていく中で利用者の意見を踏まえ、既存のキャッチボール場の活用など地域のニーズに対応した子どもの環境整備に努めていきます。</p>
3	<p>「子育ての本当の意味」について</p> <p>「子育て」というのは生まれてきた子どもが自分で生きていく力を身につけさせることではないでしょうか。小さな子どもが成長するその一瞬一瞬を目に焼き付けて子育てを楽しんで欲しい。だが社会では「支援サービス」に頼りっぱなし。「支援」は、支援する人の達成感の為にあるものではない。サービスの意味を考え直して欲しい。何でも無料。何でも自由。それでは親も子供も育たない。たった10円でもいい。自分で心からの気持ちをしてくれる人に対してお礼をする。動かない。働かないで食事が出てきたり、送迎されて行きたい場所に行くなど？サービスのあり方を改めて欲しい。親も子どもも、このままでは甘えることしか学ばないのでは・・・心配です。</p>	<p>子どもの生きる力と豊かな心を育むことは重要であると考えており、本計画の第4章「主要項目」の柱として掲げ、子ども達が様々な体験を通して人権尊重の理念や社会生活の基本的ルールを身に付けられる事業を計画しています。</p> <p>子育て支援については、計画の検討段階において、預ける事を中心とした子育てサービスに偏らないよう、子どもを第一に考えた「より良い子育て」について議論してきました。引き続き、子どもの最善の利益について深く考えながら、事業を推進していきます。</p>
4	<p>「子どもの健やかな成長の支援」について</p> <p>うちの子は肥満児（小4）です。私はフルタイムで働いており、平日は子どもに運動させることができません。子どもも一般の野球やサッカーにはついていけないので入るのを嫌がります。</p> <p>他の市区町村には肥満児を運動させる教室があるようです。また、本郷の総合体育館のプール教室は数年前に入会した子がバタフライまで泳げるようになっていて、他の子は水泳を習えないのは平等ではないです。</p>	<p>本計画では、スポーツを通じて子どもたちが健やかに成長できるよう、「親子スポーツ教室」や「小中学生スポーツ教室」などの事業を計画しています。</p> <p>また、子どもの食生活の重要性に着目し、小学生を対象とした食育に関する取組も新たに掲載しました。運動の機会、食生活、保健等、様々な観点から取り組んでいきます。</p>

No.	ご意見（原文）	区の方考え方
5	<p>「子どもの生きる力・豊かな心の育成」について</p> <p>私は文京区内に孫3人を持つ住民です。孫は2歳から5歳までですが、孫や他の子供たちを見て感じるがあります。子供同士で遊びますが年齢が離れた同士で遊ぶことや親以外の大人や高齢者との関係づくりなどが私の子供のころより「ヘタ」だなあと感じます。それは、そういう体験をする機会が少ないからではと思います。中高生との接し方、高齢者との接し方などの機会を何らかの方法で多く経験させたらどうかと思います。それぞれの経験や子供達の将来に役立つと思います。</p>	<p>本計画では「地域社会全体で子どもを育てる体制の構築」を主要項目として掲げており、「ふれあいいきいきサロン」や「地域団体による地域子育て支援拠点事業」など身近な場所で地域とつながる機会を増やす事業を計画しています。</p> <p>また、小中学校においては福祉教育を実施しており、各学校で、高齢者とのふれあい給食や、高齢者施設を訪問するなどの取組をします。</p> <p>また、中学校における部活動体験や、中学生の小学校におけるボランティア活動等、小中連携の取組なども行っています。</p> <p>引き続き、多世代交流の場がつけられるよう取り組んでいきます。</p>
6	<p>我が家は心理的DV、経済的DVにあっています。別居はしていますが母子家庭にまだなれない（離婚ができていないため）ひとり親家庭なのですが、区には家庭支援センター、福祉事務所、警察様々などにお世話になっています。離婚できないため使える支援も何も使えません。こども宅食は、利用させていただいており大変助かっております。上の子が小学生なのですが放課後学校でアクティの利用と学童は家から離れているためまた低学年しか通えないため民間学童に行っておりますが、補助がないため費用がとてもかかってしまいます。アクティの利用時間が平日は17時まで、学校のない日が10時から17時までなのでもう少し17時半までとか学校のない日も学校と同じ時間帯で利用できるかと大変助かります。</p> <p>子供が学童に移動するのも心配なことも多く学校にいられるだけで親は心配が少し減ります。</p>	<p>本計画では、「安心して育ち、子育てできる支援体制づくり」を主要項目として掲げています。ひとり親家庭に限らず、子育てに関する様々な困難を抱えた家庭を支援するため、相談体制を充実させ、子育て関係機関の連携強化に取り組んでいきます。</p> <p>放課後全児童向け事業（アクティ）については、現在、事業内容充実の一環として事業時間の延長に取り組んでいますので、今後、学校や各校のアクティ運営委員会と協議の上、検討していきます。</p>

No.	ご意見（原文）	区の方考え方
7	<p>「私立認可保育所等の質の向上」について          私立保育園の設置が謳われていますが、質の確保の取組みをお願いします。          例えば          ○各施設の職員の離職率（継続率）、保育士経験年数の分布、を公表する</p> <p>○園庭の無い保育園が、園庭代替公園として届け出している公園（児童遊園を含む）が重複している場合、園庭面積の基準を充足するか確認すること、満たさない場合、小学校・中学校・長期休暇中の幼稚園・運動場などの区有施設を利用できるよう調整すること、園庭代替公園の設備を引率者2名でも安全に遊ばせられるよう整備すること</p> <p>○公立保育園との連携（サポート）関係の維持・継続</p> <p>○私立保育園の増加に伴い、サポートする公立保育園の負担が増加しているため、私立園3：公立園1程度の割合になるよう、公立園も増設してください。</p>	<p>○退職や異動については、結婚、介護、転居など個人的な理由が含まれているため、単純な数字の公表は、園運営に対する誤解を招く恐れがあり、直ちに実施できるものではないと考えています。なお、保育士等の平均経験年数については、東京都が運営しているサイト内で順次公表していきます。</p> <p>○園庭のない私立認可保育所等が代替遊戯場として指定する公園等が重複する際、面積基準の規定はありませんが、外遊びの機会の確保のため、小中学校の校庭活用をはじめとして、六義公園運動場や後楽公園少年野球場の活用、区内企業の協力を得たホールの開放等を行っています。また、代替遊戯場となる公園については、文京区公園再整備基本計画に基づき再整備を進めていく中で、利用者の意見及び安全性の観点も踏まえ、地域のニーズに対応した子どもの環境整備に努めていきます。</p> <p>○公立保育園との連携については、園庭等の施設利用のほかに、行事等を通じた園児交流や職員交流など、各連携園同士（私立園同士を含む）で取り組んでいます。併せて、公立保育園が開催する研修会への参加や、私立認可保育所等連絡会への園長参加による情報共有なども進めており、引き続き、様々な形で連携を図ります。</p> <p>○スピード感をもった待機児童解消のため、開設までの時間等を検討した結果、私立認可保育所の整備を中心に待機児童対策を進めているところです。整備の際に、良質な事業者からの提案を採用することに努めるとともに、私立認可保育所等の開設後は、区立保育園との連携のみならず、巡回指導や研修の実施等、様々な事業を行っており、各園の園運営や保育に活用されています。</p> <p>今後も保育の質の向上に資する取組を推進していきます。</p>

No.	ご意見（原文）	区の考え方
8	<p>「私立認可保育所等の質の向上」について</p> <p>○新たに認可保育所を続々作ってくださり感謝しております。説明会で伺ったお話ですが、運動会や発表会の場所の確保に苦労されているようでした。「小学校の校庭も、新参者は難しくて・・・」とおっしゃられておりました。中学校の校庭をお借りしたり、地域センターのホールの借用など、区のほうで仲介やアドバイスをして差し上げると、大変助かるのでは、と思いました。</p> <p>○幼保無償化ですが、やはり有償に戻し、その費用を保育士さんたちの給与に充ててほしいと切に願います。ここで申し上げていいのかわかりませんが、何かの形で国に届いたらなと思います。</p>	<p>○区では、園庭のない私立認可保育所等の運動会会場を確保するため、各園の希望に応じ、小中学校校庭等活用のための連絡調整を行っています。今後も引き続き、限られた環境のなかでも園児の成長・発達を最大限に促すことができるよう、各種施設活用のための調整に取り組んでいきます。</p> <p>○区では、技能・経験に応じて人件費を加算する「処遇改善等加算Ⅱ」の導入や「保育士等キャリアアップ補助金」、「保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金」等を活用し、保育士の処遇改善に努めています。</p> <p>なお、保育士の更なる処遇改善等については、全国市長会を通じて、国に要望しています。</p>

No.	ご意見（原文）	区の方考え方
9	<p>○公立中学校の不登校出現率の高さは喫緊の課題だと思います。まず、教育機会均等法に則り、不登校の学生にも機会を均等に与えるために、自宅でスカイプや、オリヒメなどでテレビ授業などが受けられるように一斉に整備。</p> <p>また、教員は学校の連絡をメールなどで知らせる事ができるように整備。</p> <p>スクールソーシャルワーカーは常勤で、学校を通さず、直接連絡ができるように直通の電話番号やメールアドレスを設置。</p> <p>スクールカウンセラーも 9:00～17:00 ではなく、シフトでいいので、親が相談できる時間帯にしているようにしてほしいです。</p> <p>また、起立性調節障害や、発達障害などによる不登校もあるので、小児科の病院と連携して、新起立テストなどが受けられるよう情報提供、及び連携をしてほしい。</p> <p>○保育園の質の向上をお願いしたい。近所で、信号無視をして子どもたちをカートに乗せている場面を見ました。</p> <p>○小学校における、2分の一成人式とか、無駄な行事を廃止して欲しい。</p> <p>○放課後デイなどが増えてとても良いと思いますが、育成室の充実化もお願いします。</p> <p>○フクイチの事故から7年以上経ちますが、ここから病気が増えてきます。なお一層の給食の産地表示、牛乳を減らす、水の安全対策をお願いします。</p>	<p>○不登校児童生徒への支援については、不登校となった要因を的確に把握し、学校、家庭、関係機関が情報共有し、個に応じたきめ細やかな支援を行うことが重要です。教育機会確保法に基づき、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、ICTを活用した学習支援、民間フリースクールなど様々な方策を活用し、社会的自立への支援を行っていきます。また、不登校を生まない教育環境の整備に向けて、学級集団アセスメントの実施拡大やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充についても進めていきます。総合相談室における不登校相談では、専門家による面接での相談に加え、24時間の電話相談を実施するとともに、医療機関との連携を進めています。</p> <p>○区では、交通管理者、道路管理者、保育園とともに散歩経路における危険箇所の合同点検を行うなど園外活動の安全確保に努めていますが、今後も関係機関と連携の上、保育園に対し交通安全の啓発を行うなど、園児の安全確保に関する取組を行っていきます。</p> <p>○2分の1成人式など学校行事につきましては、各学校が毎年、教育課程を編成し、実施しています。また、令和2年度より、小学校においては、新学習指導要領が全面実施になりますので、教科等のねらいに応じて、各学校が行事等の見直しを行っていきます。</p> <p>○今後も、育成室の利用需要を的確に捉え、必要性の高い地域への整備拡充を進めるとともに、児童の自主性・社会性を一層育むよう、育成室の充実を図っていきます。</p> <p>○給食食材の選択については、産地の確認及び放射性物質測定等を実施し、安全・安心な給食の提供に努めており、各校において食材の産地を公表しています。また、牛乳や水道水についても、測定や検査を継続し、安全対策に努めていきます。</p>

No.	ご意見（原文）	区の方考え方
10	<p>「ワーク・ライフ・バランス」や「子育てと仕事の両立」への理解を促す意識形成や啓発に関する視点の重要性をもっと強調すべきである。「仕事と生活」「子育てと仕事と生活」が調和した暮らしを実現できるように、区民・区内事業者等への意識啓発や働きかけをもっと強化していくべきである。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進や仕事と家庭生活の両立への理解促進については、重要な視点であると捉えています。</p> <p>具体的には、女性の再就職準備セミナーや男性の家事支援講座を開催し、仕事と家庭生活の両立への支援を行っています。</p> <p>また、区内事業者に対しては、仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境の整備を進めてもらうため、女性の活躍を推進し、男女平等参画の実現を目指す企業の登録事業や、労働行政機関との連携による労働関係法規のセミナー等を実施するなど、啓発を行っているところです。</p> <p>今後も、区民、区内事業者等に対し、仕事と家庭生活を見直すきっかけとなるような事業等を通じて、意識啓発や働きかけを行ってまいります。</p>
11	<p>本計画全体を通じて、「豊かな心」「豊かな人間性」という記載があるが、そこに「未来を切り拓く」や「未来を創る」という側面は含まれているのか、いないのか曖昧である。少なくとも「豊かな心」や「豊かな人間性」は「未来を切り拓く」「未来を創る」という面に於いて大きく役立つものであり、本計画に於いてその相互関連性に着目した記載をすべきである。日本の為、世界の為、人類の為を考えることが心の「豊かさ」であり、人間性の「豊かさ」である点も明記し、文京区民の共通認識とすべきである。</p>	<p>今回の学習指導要領等の改訂では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが言われています。「豊かな心」「豊かな人間性」は、その資質・能力の一つであることから、本区においても引き続き育成に努めていきます。</p>
12	<p>本計画全体を通じて、「豊かな心」「豊かな人間性」という記載があるが、抽象的であり、何を以って「豊か」と評価できるのか、丁寧な説明が必要である。例えば、進んで社会貢献・国際貢献・地域貢献する心や人間性は「豊か」を表す象徴例であろう。「あらゆる差別を排する」という意思のあり方も「豊かな心」「豊かな人間性」を示す具体例であろう。文京区として何を以って「豊か」と称し、具体的に何を念頭に置いているのか丁寧に示し、その認識を区民と共有すべきである。</p>	

No.	ご意見（原文）	区の方考え方
13	<p>本計画全体を通じて、「すべての女性が愛情に包まれた中で産み」、「子どもが愛情に包まれて育つ」という視点が抜け落ちているように感じる。この2つの視点は計画全体を通底する重要な視点であって強調しても強調し過ぎることはないはずである。「愛情に包まれた」は受け身の表現であるが、裏返せば「愛情で包み込む」ということであり、その主体の範囲は限りなく広く、その分、極めて難しい反面、極めて重要な視点であると言える。本計画に於いて、「すべての女性が愛情に包まれた中で産み」、「子どもが愛情に包まれて育つ」という視点を盛り込む、具体的に明記し、文京区民の共通認識とすべきである。</p>	<p>子どもの権利条約において、「子どもに対する差別の禁止」「子どもの生きる、育つ、発達する権利」「子どもの意見の尊重」は、「子どもの最善の利益の確保」と併せて、子どものあらゆる権利を保障するにあたっての基本原則であると同時に、それ自体が子どもの権利とされています。これらは当然のことながら、互いに優劣の区別はなく、一つの原則が他のものに優先されるものではありません。</p>
14	<p>本計画では「子どもの最善の利益の確保」を強調しているようであるが、「子どもの最善の利益の確保」と「子どもに対する差別の禁止」「子どもの生きる、育つ、発達する権利」「子どもの意見の尊重」は等しく重要ではないのか。「子どもの最善の利益」に関する記載と同じ重きを置いて「子どもに対する差別の禁止」「子どもの生きる、育つ、発達する権利」「子どもの意見の尊重」についても説明あるいは解説をすべきである。</p> <p>もし、文京区に於いて「子どもの最善の利益の確保」が最重要であると主張するのであれば、その合理的根拠を示しつつ丁寧に説明責任を果たし、区民の納得を得る努力をすべきである。</p> <p>本計画における現状の記載では、あたかも「子どもの最善の利益の確保」と「子どもに対する差別の禁止」「子どもの生きる、育つ、発達する権利」「子どもの意見の尊重」はそれほど重要でないかのような印象を区民に与えかねず、深く憂慮する。</p> <p>仮に「子どもの最善の利益」が最重要であるとの主張を受け入れるとしても、それは「子どもに対する差別の禁止」「子どもの生きる、育つ、発達する権利」「子どもの意見の尊重」を十分に理解したうえでの認識であって、これらが抜け落ちたうえでの「子どもの最善の利益」は砂上の楼閣のようなものである。</p> <p>子どもの権利を守るための一般原則である「子どもに対する差別の禁止」「子どもの生きる、育つ、発達する権利」「子どもの意見の尊重」についてもしっかり解説し、区と区民との間で確固たる共通認識を築くべきである。</p>	<p>一方で、「子どもの最善の利益」と他の三つの原則との関係については、それぞれの権利・原則が積極的にかつ最大限保障されるべく、「子どもの最善の利益」を図るものと位置づけられています。</p> <p>また、「子どもの最善の利益」は、子どもの権利条約第3条第1項において、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」と定められています。これにより、文京区においても、子どもに関わるあらゆる施策や決定については、子どもの最善の利益を指針としているため、子育て支援計画策定に当たっては、この原則を計画全体に掲げております。同時に、他の3つの原則をはじめ、子どものあらゆる権利の保障についても、区として最大限尊重し計画に取り込んでいます。</p> <p>このように策定された子育て支援計画においては、「すべての女性が愛情に包まれた中で産み」「子どもが愛情に包まれて育つ」という大切な二つの視点についても、すべての女性はもちろんのこと、親となろうとする男性も共に、安心して子どもを生み育てることができ、文京区の大切な子どもたちが愛情に包まれて育つことができるよう、様々な取組を計画しています。</p> <p>なお、子どもの権利条約については、全文を巻末に掲載する予定です。</p>



No.	ご意見（原文）	区の方考え方
15	<p>本計画全体を通じて、「子育てに優しいまちづくり」「子育て家庭に優しいまちづくり」の視点に欠けている。これらは単に防犯面だけで実現するものではなく、都市計画法上や建築基準法上の視点も加えて、多面的・多角的に検討するものであるが、文京区はそうになっていない。「子育てに優しいまちづくり」「子育て家庭に優しいまちづくり」の視点を加え、それに沿った事業計画も盛り込むべきである。</p>	<p>本計画では主要項目の柱として「子どもを守る安全・安心なまちの環境整備」を掲げており、子ども自身や子ども連れの人、妊産婦をはじめ、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組みます。ご指摘いただいたハード面での取組としては、文京区バリアフリー基本構想に基づき、公共施設や道路をはじめ、様々な場面で誰もが快適に過ごせるよう、福祉のまちづくりを推進していきます。本計画は子育て支援に関する施策に特化した計画である特性上、日照や通風確保、景観に関する個別事業は掲載していませんが、今後も引き続き、誰もが快適に過ごせる住環境整備に取り組んでいきます。</p>
16	<p>本計画全体を通じて、「子どもを産みやすいまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」の視点に欠けている。「まち」あるいは「まちづくり」の視点は「第4章 主要項目及びその方向性」に於いて、「子どもを守る安全・安心なまちの環境整備」として出て来るが、計画事業を見ても分かるように「防犯」が中心である。閑静でみどり豊かな住環境、離隔を十分に取って十分な日照と通風を確保し、圧迫感のない景観の中で子どもを産み育てるといった側面の事業がないのは理解に苦しむ。文京区はあたかもこうした側面を無視あるいは軽視しているようである。「子どもを産みやすいまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」の視点を加え、それに沿った事業計画も盛り込むべきである。</p>	<p>本計画の策定に当たっては、文京区子ども・子育て会議や文京区地域福祉推進協議会において検討を重ねてきましたが、その検討段階における「子どもの視点を忘れてはならない」との意見を踏まえ、第1章「計画の目的」の冒頭に「子どもの視点を忘れずに、子どもの人権を守り、子どもを第一に考えた子育て支援が大切」と明記させていただきました。</p> <p>また、本計画では主要項目の筆頭に「子どもの健やかな成長の支援」という柱を掲げており、妊娠・出産・子育て期への切れ目ない支援を行うため、「妊娠出産への支援」「産後ケア」をはじめとした様々な事業を計画しています。さらに、その他の主要項目においては成長段階に応じて多様な家庭がより良い子育てを選択できるための取組や、子どもが様々な体験を通じて成長できる取組を計画しています。</p> <p>これらを通じて、誰もが安心して「産まれ」「育つ」ことのできる体制を構築していきます。</p>
17	<p>本計画全体を通じて、「子どもを産み育てる立場の視点に立つ」「子どもの視点に立つ」という側面が強調されていない。暗黙の前提とする意見もあるものの、「区民目線」「区民に寄り添う」という視点と同様、明確に打ち出し、明記することが重要であり、本計画に於いても「子どもを産み育てる立場の視点に立つ」「子どもの視点に立つ」という記載を加えるべきである。</p>	<p>本計画の策定に当たっては、文京区子ども・子育て会議や文京区地域福祉推進協議会において検討を重ねてきましたが、その検討段階における「子どもの視点を忘れてはならない」との意見を踏まえ、第1章「計画の目的」の冒頭に「子どもの視点を忘れずに、子どもの人権を守り、子どもを第一に考えた子育て支援が大切」と明記させていただきました。</p> <p>また、本計画では主要項目の筆頭に「子どもの健やかな成長の支援」という柱を掲げており、妊娠・出産・子育て期への切れ目ない支援を行うため、「妊娠出産への支援」「産後ケア」をはじめとした様々な事業を計画しています。さらに、その他の主要項目においては成長段階に応じて多様な家庭がより良い子育てを選択できるための取組や、子どもが様々な体験を通じて成長できる取組を計画しています。</p> <p>これらを通じて、誰もが安心して「産まれ」「育つ」ことのできる体制を構築していきます。</p>
18	<p>「第4章 主要項目及びその方向性」に於いて、「安心して子どもを産む」という側面が無視されているのか疑問である。「5 地域社会全体で子どもを育む体制の構築」としているが、なぜ「地域社会全体で安心して子どもを産み育む体制の構築」としないのか、その合理的根拠を区民に示し、説明責任を果たすべきである。</p>	<p>「安心して子どもを産む」という側面が無視されているのか疑問である。「5 地域社会全体で子どもを育む体制の構築」としているが、なぜ「地域社会全体で安心して子どもを産み育む体制の構築」としないのか、その合理的根拠を区民に示し、説明責任を果たすべきである。</p>
19	<p>「第4章 主要項目及びその方向性」に於いて、「安心して子どもを産む」という側面が軽視されている。なぜ、いきなり「安心して育ち、子育てできる支援体制づくり」となるのか疑問である。「安心して産み育て…」としない合理的根拠を区民に示し、説明責任を果たすべきである。</p>	<p>「安心して子どもを産む」という側面が軽視されている。なぜ、いきなり「安心して育ち、子育てできる支援体制づくり」となるのか疑問である。「安心して産み育て…」としない合理的根拠を区民に示し、説明責任を果たすべきである。</p>

No.	ご意見（原文）	区の方考え方
20	<p>本計画全体を通じて、子ども、子育てする人の表情や雰囲気が脳裏に思い浮かぶような記載がないのは理解に苦しむ。「ほほ笑みあふれる」表情なのか、「やる気と自信に満ちた」表情なのか、笑顔に満ち溢れている」表情なのか、いずれにしても文京区民がイメージできる姿や表情を具体的に記載することは重要であり、本計画でもそうした記載を盛り込むべきである。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、区の新たな行政計画である「文の京」総合戦略」と整合性を保ちながら検討してきました。</p> <p>「文の京」総合戦略」では「子どもたちに輝く未来をつなぐ」という基本政策を掲げており、その中で「だれもが、安心して子育てができるとともに、子どもたちが輝く未来に向かって豊かな心を育み、自分らしく健やかに成長していくことができるまちを目指します。」と表現しており、今回ご意見を頂いた「文京区が目指すべき姿（イメージ）」についてはこちらが該当するものです。</p>
21	<p>本計画全体を通じて、「基本理念」「基本目標」と、「主要項目とその方向性」の間に、「文京区が目指すべき姿（イメージ）」と「目指すべき姿に向けた大切な視点」を組み込むべきである。「目指すべき姿」に向けての「主要項目」であり「方向性」であって、しっかりとした「視点」を踏まえたうえでの「主要項目とその方向性」である。</p> <p>また、「基本理念」「基本目標」が実現した姿を具体的にイメージさせるのが「文京区が目指すべき姿」であり、その実現に向けては抜け落ちた視点があってはならないはずである。現状の本計画は「文京区が目指すべき姿（イメージ）」と「目指すべき姿に向けた大切な視点」がいわば「ブラックボックス」となっており、疑問を抱かざるを得ない。</p> <p>それは文京区なりの「子どもの最善の利益」が実現された社会あるいはまちを描くものであり、その姿を描く責務が自治体にはあるはずである。</p> <p>SDGs を盛り込むのであれば、「文京区が目指すべき姿（イメージ）」と「目指すべき姿に向けた大切な視点」は SDGs の目標との整合性や連動すべきであり、本計画に於いてその説明もすべきである。</p>	<p>本件につきましては、第1章の3「計画の期間」において図示していますが、わかりやすい記載となるよう工夫いたします。</p> <p>また、SDGs に関しては、第1章の「計画の目的」の注釈に「文の京」総合戦略」において、この考え方を取り入れています。」と記載しており、本戦略と整合性を図ることで連動させる形としています。</p>

No.	ご意見（原文）	区の考え方
22	<p>第5章「計画事業」について</p> <p>明石市の「おむつ宅配便」の取り組みがとても素晴らしいと思います。ぜひご参考にいただければと存じます。</p> <p>既にご考慮いただいていると思いますが、父子家庭の支援もお願いします。同じく明石市の養育費の立て替え回収も素晴らしいと思います。</p> <p>小中学生に対する性教育をもっと拡充していただければと思います。国や都の方針よりも、もっと踏み込んだ内容がいいと思っています。</p>	<p>明石市のおむつ宅配事業は、0歳児のいる家庭に毎月無料でおむつを届け、手渡しすることで母子の健康や虐待の有無をチェックするとともに、配達員との会話を通じて子育ての不安を取り除くことを目的として実施する予定と公表されています。</p> <p>本区におきましては、乳児家庭全戸訪問事業やネウボラ相談を実施し、対面式で保健師等が相談に応じることで、母子の健康管理や子育てに係る情報提供を行い、適切なサービスに結びつけていきます。</p> <p>また、子どものいる生活困窮世帯に対しては、食品を定期配送することで、子どもとその家庭に必要な支援につなげ、地域や社会からの孤立を防ぐ「子ども宅食プロジェクト事業」を実施しています。</p> <p>このほか、養育支援訪問事業や子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業により、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行います。</p> <p>父子家庭を含むひとり親家庭への支援については、ひとり親家庭の方が必要な事業をスムーズに利用できるよう、様々な事業を一覧にした冊子を作成し、子ども家庭支援センターで配付しております。今後も、ひとり親家庭の方が必要とする子育て支援事業の充実に努めていきます。</p> <p>また、養育費や面会交流等については、子ども家庭支援センターで弁護士による法律専門相談窓口を実施しております。養育費の立て替え回収等の支援事業については、国や先進自治体等の取組等を研究していきます。</p> <p>小中学生に対する性教育については、学校教育としては学習指導要領の趣旨を踏まえ、区立小・中学校とも系統的な発達段階に応じた内容を適切に取り扱い指導しています。</p> <p>なお、東京都教育委員会において、昨年度、全都で「中学生性教育実施状況に関する調査」を実施し、その結果を受けて、性教育の手引きを改定いたしました。区としても、改定後の性教育の手引きを指導資料としていきます。</p>

No.	ご意見（原文）	区の考え方
23	<p>発達障害やグレーゾーンの子どもたちへのケアや、その子どもたちへの支援施設がかなり不足している為に十分な援助を受けられずに困っています。</p> <p>また小学校で教員不足による児童への影響や、教員の業務負担が大きいため、学級崩壊や教員の心の病を引き起こし負のスパイラルとなっています。子どもは〇〇小学校に通っていますが、先生が相次いでお休みやお辞めになり代わりがない為、少人数制や学びの教室の先生や副校長が穴埋めに担任をされていて、授業や業務もその場しのぎの状態です。我が子も発達障害と診断され学校では学びの教室に入りましたが、教員不足のため学びの先生が他のクラスの担任になり子どもたちへの対応もままならい状態です。</p> <p>教育センターでの相談などは大変混雑していて連絡や予約も出来にくい状態が続いており、子どもの現状を把握する事も難しいのではと感じております。</p> <p>発達障害児の放課後デイサービスにおいては全く空きがなく、探しに探して自宅からバスで40分もかけて通っていますがそこでさえ空いてる曜日は限られており、また遠い為に通いづらく子どもに必要なケアができないと感じています。1人では通えないため、区の送迎サービスも登録しましたが夕方の送迎時間帯は老人のケアサービスが優先されていて結局はどこも枠がなく申し込めませんでした。子どもの送迎時間帯と老人のお風呂や歯医者、病院ケアなどが重なってしまうそうです。</p> <p>福祉の中に老人と子どもが定義づけられているからか、子どもに比べ老人のサービスは優遇されているようです。不公平になるので子どもは別の枠組みにはできないでしょうか。普通よりもケアが必要な子どもたちに施設や設備や人手が足りないために多大な影響を与えています。またその親も送迎を理由に仕事を早引きもしくは休むのは無理なため、子どもだけでなく親にもかなりのストレスとなっています。特に関口、目白台、小日向、青柳、水道方面は小学生の発達障害児の放課後デイサービスがほぼないために多数の親子が成長や学習の遅れをリカバーできずに困っています。どの子にも平等な教育が与えられるはずの日本、特に文京区は教育に特化している場所と聞いていますが、発達障害児の受け入れ体制はまだまだ、かなり遅れていると思います。</p> <p>私たちは本当に困っています。どうか放課後デイサービス施設や、そのような仕事に従事する方を増やしてください。その為に予算を確保してください。発達障害児と認定されても行き場がなく、相談さえも何ヶ月も待たされています。</p> <p>子どもの成長は待つはくれません。一日でも早くケアしてあげる必要があります。</p> <p>また教員不足解消の対策を練って下さい。ひとクラス40人制、担任制は教員にかなりの負担があります。区議会議員の〇〇さんにも相談させて頂きました。議会で議題にして頂き少しでも早く対応できるように、どうか意見を反映して頂いて1人でも多くの子どもが適切な対応、平等な教育を受けられるようにしてください。</p> <p>どうぞ宜しくお願い致します。</p>	<p>教育センターでは、年々増加する相談に対し、総合相談室の相談体制の整備を検討していきます。</p> <p>本区においては、平成31年3月に「幼稚園及び学校における働き方改革実施計画」を策定し、副校長をサポートする人員の配置や、指導員や支援員の追加配置等により、教員の働き方改革を進めてきました。今後も、教員に代わって資料作成や授業準備を行うスクール・サポート・スタッフの導入等、国や都の動向を注視し、教職員が日々行っている校務の効率化を図り、教員の働き方改革を推進していきます。</p> <p>教員の採用や、学級編成の基準等は、都や国の権限ですので区独自に行うことは困難ですが、今後も、各学校の実態に合わせて、非常勤職員等の人的配置を適切に行うことで、安全で、落ち着いた教育環境を実現できるよう取り組んでいきます。</p> <p>放課後等デイサービスにつきましては、利用を希望される方が増えている中で、平成30年以降に区内の3か所の事業所が廃止となったことから、療育の必要なお子さんが希望する日数を利用できない状況が生じており、区としても課題認識を持っております。</p> <p>本件については、次期障害者・児計画の改定に向け、障害当事者の方及び区内事業所に対して今年度実施した「実態・意向調査」の内容を踏まえ、放課後等デイサービスの提供体制の充実を図っていきます。</p> <p>また、放課後等デイサービスへの送迎に係る移動支援サービスにつきましても、様々な機会を捉えて移動支援事業の人材確保に向けた協力、要請を大学等の関係機関に対して行うとともに、現在実施している移動支援従事者養成研修の拡大など、人材確保に向けた取組を進めていきます。</p>

No.	ご意見（原文）	区の考え方
24	<p>1. p33~34 子育ての辛さや不安や悩みについて</p> <p>子育てが辛いと感じる世帯の中に障がい児を育てる家庭の存在がありますが、それは見て見ぬふりでしょうか？H25に調査した文京区内のデータでは実に健常児の10倍近くの数値で障がい児家庭は子育ては辛いと回答しています。</p> <p>教育センターの療育に通っているお子さんは預かり制度がなく親御さんは仕事との両立をあきらめなければなりません。長年要望を出していますが全く聞き入れてもらえず、「全ての子育て家庭への支援」から取りこぼされていると感じます。</p>	<p>他の分野別計画である文京区障害者・児計画では、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念のもと、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域で共に暮らし、共に活動できる社会の実現に向けた取り組みを一層進めることが重要とされています。本計画にも同じ基本理念が貫かれており、それに基づいて、「子育てに辛さを感じる人たち」に適切な子育て支援を行うための施策を推進していきます。</p> <p>教育センターの児童発達支援センターにおいては、児童発達支援事業終了後は、同じスペースを使用し、放課後等デイサービスを実施しています。そのため、一時預かり保育を行うのは困難な状況となっています。将来的に施設の利用方法を見直す事となった場合の検討課題の一つとさせていただきます。</p> <p>なお、一時預かりを希望される場合には、区内の他制度の紹介を丁寧に行っていきます。</p>
25	<p>p63. 乳幼児期の口の健康づくりの事業があるならば、目の健康づくりの事業も実施してほしい。</p> <p>こどもの視力や眼疾患は見過ごされやすく、親でも気づかないことが多い、就学後に弱視となり学習障害になるケースもみられるため、早期に発見し対策をすることで眼の健全な成長が保証され、育ちに大きな差が出る</p>	<p>区では、乳幼児健診などの機会を捉え、視力検査や乳幼児期にかかりやすい眼疾病のスクリーニングを実施し、疾病が疑われる場合には、速やかに専門医療機関へ紹介し、早期治療につなげるよう取り組んでいます。</p> <p>6か月・9か月児健診では、医師診察所見欄に「斜視の疑い」や「白色瞳孔」の有無項目を記載し、3歳児健康診査では、アンケートと絵指標を使用した家庭での検査結果を基に、小児科医による診察を実施しています。</p> <p>スポットビジョンスクリーナー等の新たな機器を使用した検査方法等の導入については、国の方針や他自治体の動向を注視し、今後研究してまいります。</p>
26	<p>p.110 就学前相談体制の充実</p> <p>各小学校での特別支援教育に関する情報（方針、実態など）がホームページ上でほとんど確認できず、親は何を基準に学校選びをしていいかわからない。相談前に事前に各校の取り組みが分からなければ一体何を相談すればよいのでしょうか？一校一校電話をして話を聞きにいかねばだめなのでしょうか？相談体制の充実というのであれば、全校の特別支援教育に関する情報をホームページ上で公開することを義務化してほしい</p>	<p>就学相談にかかわる特別支援教育の情報としては、本区のホームページに、就学相談会や学校案内、学級見学会等の情報を掲載しています。各学校のホームページについては、特別支援教育を含め、それぞれの特色ある教育活動を紹介しているので、教育委員会が一律に内容を指示する予定はございません。</p>

No.	ご意見（原文）	区の方考え方
27	<p>○子育て支援としては多種多様なニーズがあるので、子育てする人間が主体的、自由に選択できるよう、「文京区版子ども手当」の創設が子育て支援にはもっとも効果的だと考えます。</p> <p>○小学生の放課後の居場所として、既存のサービスをより有機的に活用することも必要です。具体的には、育成室の利用可能時間の延長、アクティ終了後の育成室の利用などです。現在、夜間まで保育が必要な家庭は、高額な民間のサービスを利用しています。それに見合う、給料を得ている保護者であれば問題ないかと思いますが、パート労働の方はそうもいかないのでは、公共サービスとして、保育園と同じ19時までを最低限として、さらなるサービスの向上が必要だと考えます。</p>	<p>○子育て支援のニーズには、施設整備など個人で解決することが難しい課題も含まれるため、現金給付のみならず、子育て支援事業と組み合わせて実施することが必要と考えています。</p> <p>このため、本計画では、様々な取組と合わせて、子育ての経済的負担の軽減を体系に位置付けており、今後も各種手当や助成制度のほか、ひとり親家庭の支援や、子どもの貧困対策に関する事業も推進していきます。</p> <p>○小学校低学年の児童の生活リズムへの影響や、児童の登・降室については、保育園と異なり保護者による送迎を必須とせず原則児童が一人で登・降室を行うことから、児童が安全に帰宅できる時間帯を鑑みて、開室時間を18時30分までとしています。ご理解いただきますよう、よろしく願います。</p>

No.	ご意見（原文）	区の考え方
28	<p>○基本理念 人間性の尊重の中に人権が尊重される地域社会を目指すとして書いてありますが、具体的にどのようなことをやっているのか伝わってきません。現に子どもたちが公立小中学校に通っておりますが、人権週間にはそれなりのお便りが来ますが、人権については週間だけでなく、日常的に意識していかないといけないことだと思います。年々小中学校は人権尊重よりも、全体主義的な活動が増えているように思います。理念に相反していますが。説明いただきたいです。</p> <p>○今後区内に児相ができると聞いていますが、ならば文京区版「子どもの権利条約」を作ってください。それを基本としすべての子どもがありのままの姿で生きていける社会を作ってください。</p> <p>○人権教育ですが、同じくらい大事な性教育について、寝た子を起こさないなどと言っていないで、子どもたちが性暴力の被害者にも加害者にもならないように、教育をしてください。多様な教育ニーズへの対応の中に、「性教育」も入れるべきです。</p> <p>○資料を見ると、年々児童人口が増えているのがわかるのですが、すでに小中学校の教室が足りない状態ではないでしょうか。今後どのように対応するのでしょうか。具体的に示してください。中学1年生は35人学級のはずですが、それができていない中学校があります。これについてはなぜしないのでしょうか。どの子も取りこぼさない教育をするためには、できる限り少人数で目が行き届くようにしなければならないと思います。</p>	<p>○教育委員会としましては、人権教育の推進については、文京区教育委員会教育目標にも位置付けるとともに、小・中学校においては、全体計画や年間指導計画を作成し、教育活動全体を通して指導しています。</p> <p>また、東京都教育委員会が作成した「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用し、子どもたちに人権尊重の理念についての正しい理解や実践する態度など、人権尊重の精神の涵養を図っています。</p> <p>○平成31年4月に、子どもの権利の尊重、保護者の体罰防止等を明記した「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」が施行されました。区では、この条例等に基づき、東京都や関係機関等との連携を一層強化し、児童虐待防止等、子どもの権利を守り、子どもが健やかに成長していくための支援に努めています。児相設置の検討の中で、子どもの権利条約や都の条例の趣旨も踏まえて、運営方法を検討していきます。</p> <p>○学校教育としては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、区立小・中学校とも系統的な発達段階に応じた内容を適切に取り扱い指導しています。</p> <p>なお、東京都教育委員会において、昨年度、全都で「中学生性教育実施状況に関する調査」を実施し、その結果を受けて、性教育の手引きを改定しました。区としても、改定後の性教育の手引きを指導資料としていきます。</p> <p>○教室増対策については、今後、現在の児童数を基に、必要な学級数の推計を行い、適切に対応していきます。学級編制については、東京都教育委員会の学級編制基準に基づき行っています。学年の生徒数が40人までは1クラス、41～80人までは2クラス、81～120人は3クラスまでと定められています。</p> <p>東京都教育委員会は、「中1ギャップの予防・解決のための教員加配」として、中学校第1学年の生徒数が一定規模に該当する中学校の教員加配を措置しています。その活用方法については、35人以下学級の実施、もしくは、少人数指導及びティームティーチングの実施としており、本区では、令和元年度、少人数指導及びティームティーチングを実施しました。</p>

No.	ご意見（原文）	区の方考
	<p>○PTA 活動との連携強化、活動支援について。PTA 活動が区の下請けのような印象を受けることが多くなりました。本来 PTA は区と対等な立場にあり、有事の際には対峙しないといけない組織ではないでしょうか。区長や区の職員、区議との仲良しグループではありません。</p> <p>○協働による地域共生社会の実現とありますが、子どもたちがシチズンシップを学ぶ機会がありません。自分たちの手で社会を作っていく主権者としての意識が希薄なまま大人に成ってしまっは、とても協働できるとは思えません。</p> <p>○ダイバーシティーを謳うのであれば、中学校の制服は自由に選べるものにして下さい。自立の支援ならば、中学校の意味のわからない校則は改めるべきです。服装、髪型については「流行りを追わない」「中学生らしく」と言われたことがあります。意味不明です。子どもたちの多くは納得していないけれど、歯向かうと面倒だから（内申に關係するから）従っているだけです。生きる力、考える力を養うためにも、子どもたちが考え、安心してものが言え、異論は悪いことではない、民主的に話し合う経験をさせてください。</p>	<p>○PTA は、子どもたちの健全な成長を図ることを目的とした、独立した任意団体であり、その運営は、各校の規約に基づいて行われています。区は、PTA が活動するに当たっては、随時、支援に努めています。</p> <p>○主権者教育については、選挙権年齢の引き下げにより、小・中学校から体系的に充実させることが求められています。本区では、文京ふるさと副読本等を活用するとともに、専門家や関係機関の協力を得ながら、児童・生徒が主体的に取り組む体験活動を充実させています。</p> <p>○校則は、学校が集団生活の場であることから、一人一人の生徒に応じて指導を行っています。また、校則や生徒心得等は、生徒が健全な学校生活を営み、生徒が互いによりよく成長していくための行動の指針です。</p> <p>また、校則等の内容は、学校や地域の実態に応じて定められることから、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況などを踏まえたものになっているかが大切であり、各学校には、絶えず見直すよう働きかけ、生徒の実態に応じたものとなっています。中学生サミットにおいても、テーマとして検討された年もありました。</p>
29	<p>教育センターの開設によって幅広い世代の様々な子の問題に取り組んでいると思っていました。今は人の一生を考える事は人として全員が考える時代になったと思います。自然に行動していた方も今までたくさんいらっしゃいました。文京区だけでなく日本の問題でもあり、「大人の幼児化」という人もいてそんな大人にならない様、願うばかりです。まずは身近なところからもう一歩進めることですね。</p>	<p>子育て支援においては、保護者が子育ての第一義的責任を有する基本的認識の下に、社会全体で支援していけることが求められています。</p> <p>また、子育て支援計画は、地域福祉保健計画の1つに位置付けられており、他の分野と共通認識を持って策定しています。</p> <p>計画の推進にあたっては、協働して地域ぐるみの支え合いを推進するとともに、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現を目指し、各事業を実施していきます。</p>
30	<p>人種、国籍、宗教などの人それぞれの違いを「多様性」として認め、互いを尊重することは良いことだが、それが行き過ぎると文京区の静かで住みやすい環境が損なわれる恐れがある。文京区に住む子どもや親世代には文京区の良き伝統や慣習を守って受け継いでいってほしいと思う。「多様性」を意識しすぎて文京区の住みやすさが失われないようなことがないようにしてほしい。</p>	<p>区では、人種、国籍、宗教などの違いによるあらゆる差別や偏見を無くしていくことが重要であり、そのことが差別や偏見のない誰もが住みやすい区へとつながっていくものと認識しています。</p> <p>今後も、人権と多様性を尊重する社会の実現に向けて、一人一人が価値観・文化等の違いを認め合い、理解不足等による差別や偏見が無くなるよう啓発を進めていきます。</p>



No.	ご意見（原文）	区の考え方
31	認可、無認可の保育園が増えてきているのに比べて公園など野外で遊べる場所が少ないので空き地などを公園にするよう努力してください。	区内で新たに公園用地として取得できる土地が非常に限られた状況ではありますが、取得の際は、整備を進めていく中で利用者の意見を踏まえ、地域のニーズに対応した子どもの環境整備に努めていきます。

## 区民説明会における意見と区の考え方

No.	発言（主旨）	区の考え方
1	<p>出産当初の子育ては非常に大変だった。ネウボラで産後ケアのサービスがあることを知り、いきいきサービスの紹介を受けてとても助けられた。振り返るとネウボラ相談の時にもらった一式の資料がとても役に立っている。ネウボラでもらえる育児パッケージは、出会ったママたちに特に好評である。</p> <p>出産後の戸別訪問（こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業）の際にも区で行っている子育て支援事業の情報を提供してもらえた。サタデーパパママタイム、母親学級、両親学級、子育てひろば、ステップ・アップ離乳食、みるく倶楽部、児童館などを利用しているがどれも素晴らしい事業だと思う。</p> <p>子育て世帯の方たちはまだまだこれらの事業のことを知らない人が多い。どうやったらその方たちに情報を伝えてあげられるか考えてほしい。できれば妊娠期からこれらの情報が伝わるほうが望ましい。子育て応援メールマガジンは利用しており、気に入った記事は祖父母にも転送している。B-ぐる広告やYouTube、QRコードなどを活用してこまめに広報して欲しい。</p>	<p>現在、区報、B-ぐる広告への掲出、子育てガイドの電子版作成などに取り組んで情報発信に努めています。妊娠期からの周知については、出産前に妊婦全数面接、出産後に乳児家庭全戸訪問事業を行い、全ての方に情報が行き渡り、サービス利用につなげるよう取り組んでいます。</p> <p>また、将来的にはAI等自動応答による情報発信も整備すべきと考えており、引き続き効果的な方法を検討しながら積極的に情報発信していきます。</p>
2	<p>育成室が9か所新設されるとあるが、育成室はどこに入室するかは選べない。区全体でニーズを満たしていても、自宅の近くに作られなければ待機となるということか。</p> <p>また、子育て支援施設で特別な支援を必要とする児童の数が増えている。このことは育成室での保育にどう影響するのか。この傾向が続くと特別な支援を必要とする児童が育成室に入れない事態となるのか。</p>	<p>新たに育成室を整備する際には、どの地域に待機児童がいるかを把握しながら整備していきます。</p> <p>また、育成室では特別な配慮が必要な児童については、保護者に聞き取りを行い、加配の必要性の審査を行った上で、一対一で非常勤職員を加配して対応しています。育成室に入室できるかどうかは、配慮の必要性の有無ではなく、その家庭の保育状況によって決まります。特別な配慮が必要な児童数が増えたとしても、一対一で非常勤職員を配置することには変わりはありません。</p>

No.	発言（主旨）	区の考え方
3	<p>児童相談所はいつできるのか？人材確保が難しいとは、具体的にどのような人材が不足しているのか。</p>	<p>当初の計画では令和4年度後半の開設を予定していたが、開設に必要な専門的な人材の確保が難しいことから、現在、開設時期の見直しについて検討をしています。特に、児童福祉司等の指導・教育に当たる児童福祉司スーパーバイザーを担う人材が不足しています。</p>
4	<p>保育園は0歳から入園しておかないと上の年齢になってからでは入りにくい。そのため多くの方が育休は1年だけ取得して職場復帰している。今回の計画で保育園が整備されれば0歳の時に入園していなくても、2歳や3歳からでも入りやすくなるのか。</p>	<p>ここ数年で、新規開設園を大きく増やしており、入園しやすい環境の整備に努めているところです。</p> <p>また、ハード面での条件など一定の制約はあるものの、新しく保育園を開設するに当たって、2歳、3歳に上がる際の定員に傾斜をつけるなどの調整を行っています。</p>

ふみ みやこ  
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

子育て支援計画

〔 文京区次世代育成支援行動計画  
文京区子ども・子育て支援事業計画 〕

令和2年度～令和6年度

【最終案】

文京区



# 目 次

第1章	計画の策定の考え方	1
1	計画の目的	3
2	計画の性格・構成	6
3	計画の期間	7
4	計画の推進に向けて	8
第2章	計画の基本理念・基本目標	13
1	基本理念	15
2	基本目標	16
第3章	子どもの現状	17
1	人口等の推移	19
2	人口推計	23
3	子どものいる女性の就業率と就業状況	24
4	子育て支援サービスの利用状況	26
5	子育て支援に関するニーズ調査結果	32
第4章	主要項目及びその方向性	41
1	子どもの健やかな成長の支援	43
2	より良い子育てを支える取組	44
3	子どもの生きる力・豊かな心の育成	45
4	安心して育ち、子育てできる支援体制づくり	46
5	地域社会全体で子どもを育む体制の構築	46
6	子どもを守る安全・安心なまちの環境整備	47
第5章	計画の体系・計画事業	49
1	計画の体系	51
2	計画事業	58

子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（ニーズ量）と 確保方策の実施時期 .....	121
1 子ども・子育て支援事業計画の考え方 .....	123
2 教育・保育提供区域の設定 .....	124
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制 .....	128
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 .....	141
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に 関する体制の確保 .....	141
6 計画の推進体制と進行管理 .....	141
資料編 .....	143

# 第 1 章 計画策定の考え方



## 第1章 計画策定の考え方

# 第1章 計画策定の考え方

## 1 計画の目的

我が国では、少子高齢化が進行し続ける中、人口減少社会に移行しており、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。女性の社会進出を後押しする施策も増える中、多様な働き方を選択できる社会を実現していく働き方改革も進められていますが、子育て世帯においてワーク・ライフ・バランスを実現することは容易ではありません。このような中、子どもの視点を忘れずに、子どもの人権を守り、子どもを第一に考えた子育て支援が大切です。

平成 27 年 4 月に開始された「子ども・子育て支援新制度」では、保護者が子育ての第一義的責任を有する基本的認識の下に、子育てを社会全体で支援していけるよう、幼児期の教育や保育などの量の拡充や質の向上を図ることとしており、文京区においても制度の推進に取り組んでいるところです。

この制度の根拠である「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び区市町村が“教育・保育”と“地域子ども・子育て支援事業”の提供体制を確保するとともに、同法に基づく業務を円滑に実施するための計画として、国が定めた指針に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが規定されています。

また、同時期には、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、「次世代育成支援対策推進法」が 10 年間延長されました。

これらを踏まえ、文京区では、地域福祉保健計画の分野別計画の 1 つとして「子育て支援計画」（平成 27 年度～31 年度）を策定しており、「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を内包し、一体的な計画としています。

この計画期間中、認可保育所・小規模保育事業等の大幅な拡充、育成室の整備を進め、待機児童解消に努めてきましたが、今後は、量的拡充のみならず、これまで行ってきた質の確保に向けた取組を一層強化していく必要があります。

また、計画初年度の平成 27 年度には、新しい教育センターと青少年プラザ（b-lab）、文京総合福祉センターを開設し、児童発達支援センターの設置、文京版スターティング・ストロング・プロジェクトや子どもショートステイ・トワイライトステイ等の新規事業の立ち上げなど各種サービスを開始しており、実績の増加に対応しつつ、運用上の改善を図ってまいりまし

た。同じく平成 27 年度から文京区版ネウボウ事業を開始したことにより、切れ目ない支援に取り組んでおり、子ども家庭支援センターや教育センターなどの関係機関との連携を深めています。

そして、この計画期間中には、子どもに関する様々な制度変化もありました。平成 28 年 6 月の児童福祉法の改正では、特別区に児童相談所を設置することが可能となり、本区においても開設に向けた準備を進めております。また、令和元年 6 月には、児童虐待防止の強化を図るため関連法が改正されました。このほか、令和元年には、5 年目を迎えた子どもの貧困対策に関する大綱が見直されています。

さらに、社会全体では、SDG s<sub>1</sub> への取り組みが求められており、未来を生きていく子どもたちにとって、大切な視点となっています。

また、文京区では、年少人口と子育て世帯が増え続け、しばらくこの傾向が続くものと見込んでいます。全国の動向のみならず、文京区独自の傾向を把握していくことも重要となっています。

このような状況下、子育て支援施策の継続性とさらなる取組を推進するため、「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画）」（令和 2 年度～6 年度）を策定します。子どもたちに輝く未来をつなぐため、この計画に基づき、子どもの最善の利益を守るよう、文京区の特性を反映した子育て支援施策を推進してまいります。

1 **SDG s** 持続可能な社会の構築に向け、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、2015 年 9 月の国連総会において採択された考え方。「持続可能な開発目標（SDG s）」として、17 のゴール 169 のターゲットが設定されています。文京区では、区の最上位計画である「「文の京」総合戦略」において、この考え方を取り入れています。

## 子どもの最善の利益とは？

「子どもの最善の利益」とは、子どもの権利条約第3条第1項に規定された概念です。条約では「子どもに関わる全ての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関又は立法機関によってなされたかどうかに関わらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。」とされています。

この概念は、条約で認められている子どもの権利の保障と、子どもの全体的な発達の双方の確保を目的としており、いかなる権利についても子どもの最善の利益を大人が消極的に判断してはならないとされています。

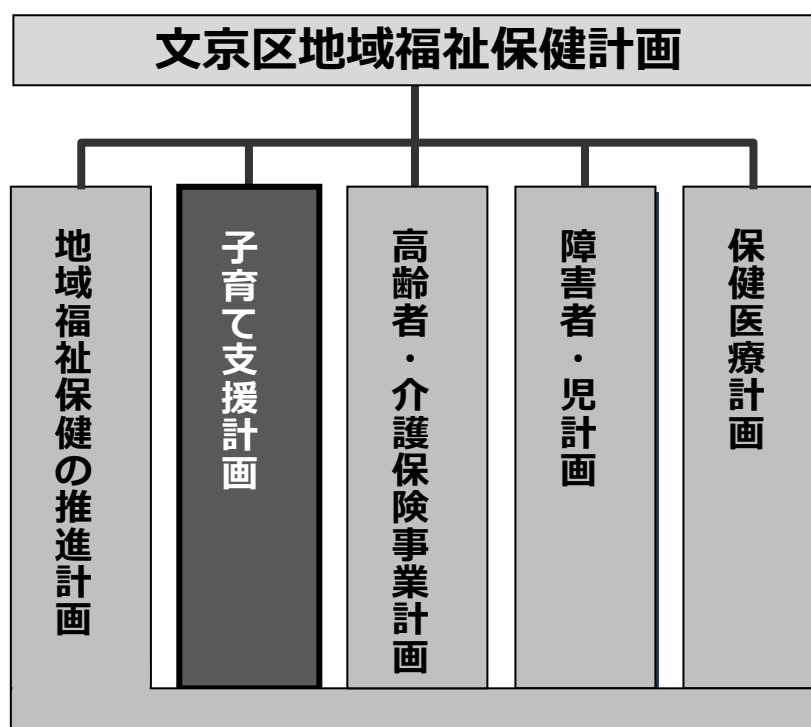
全ての活動の内容は、「子どもの最善の利益」に合致することが要請されます。本計画も子ども・子育て会議などの場で、この原則に則り、検討・評価を重ねた上で、策定しています。

## 2 計画の性格・構成

- 本計画は、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つであると同時に、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく文京区の行動計画としての性格も併せもつものです。
- また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画としての性格も併せもつものです。

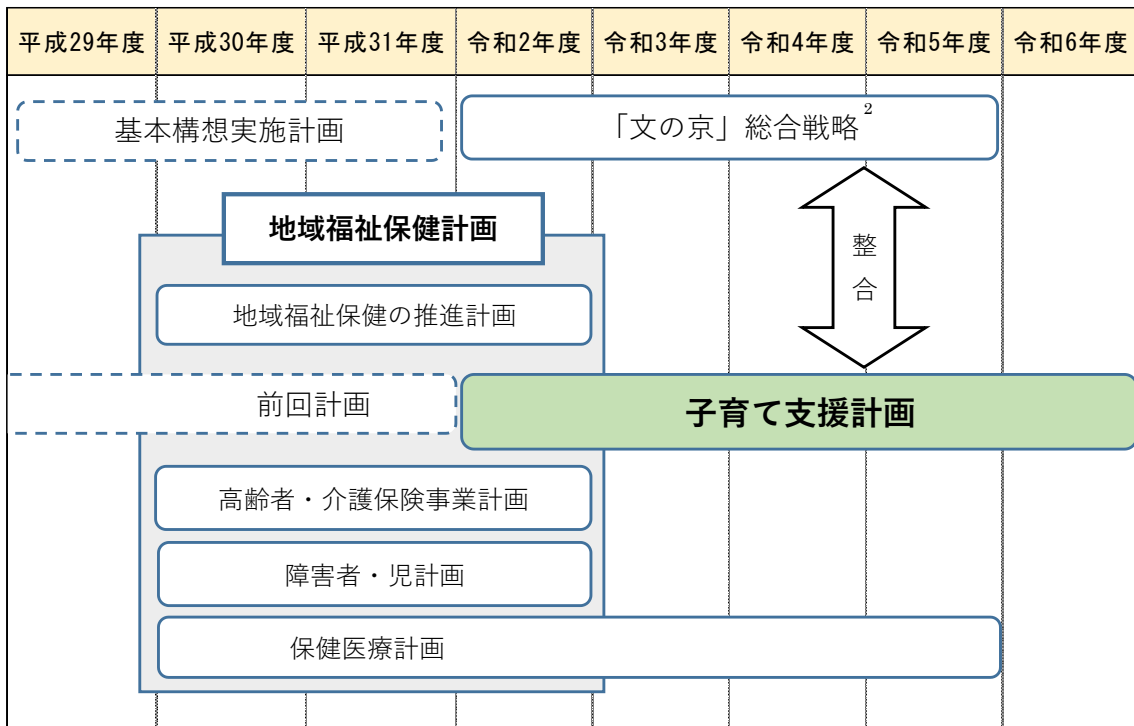
法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	

- 分野別計画は、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者・児計画」、「保健医療計画」及びすべての分野に共通するものや、地域福祉全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉保健の推進計画」の5分野で構成しています。



### 3 計画の期間

- 本計画は、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とします。



**2 「文の京」総合戦略** 文京区において行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進めていくため、重要性・緊急性が高い優先課題を明らかにした「重点化計画」であり、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画に位置付け、各分野の個別計画との整合を図ります。「文の京」総合戦略では、6つの基本政策のはじめに「子どもたちに輝く未来をつなぐ」と掲げており、だれもが、安心して子育てができるとともに、子どもたちが輝く未来に向かって豊かな心を育み、自分らしく健やかに成長していくことができるまちを目指しています。

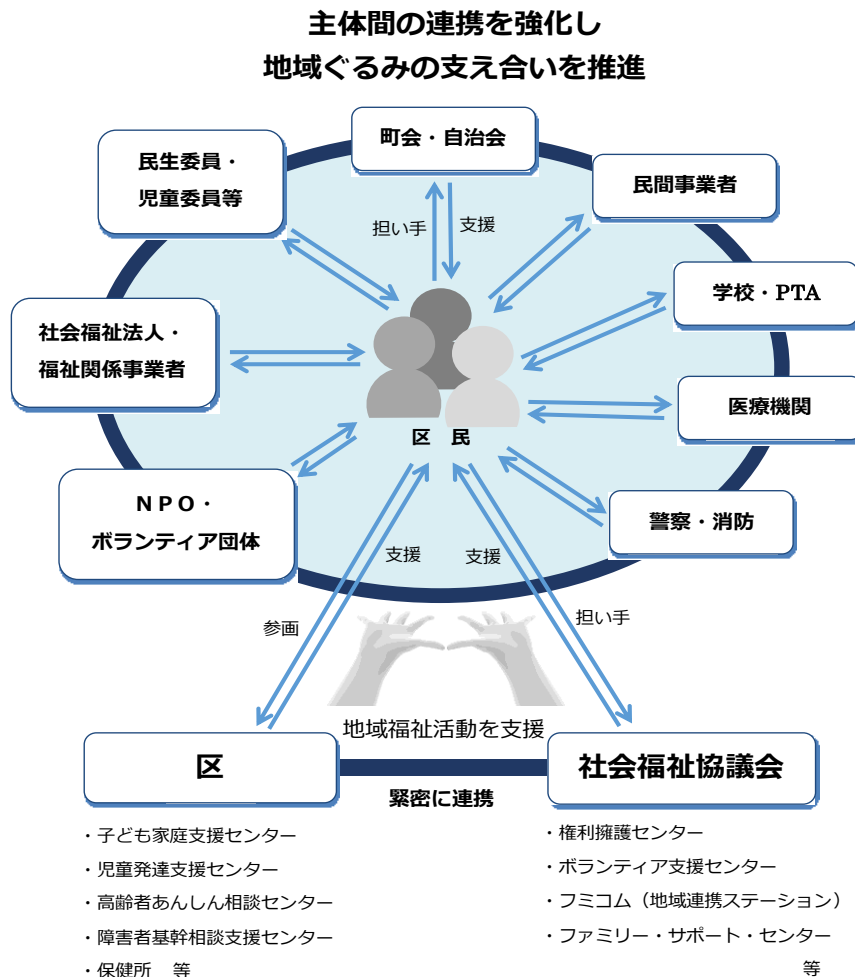
## 4 計画の推進に向けて

### (1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。



## 社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 4 地域の皆さんの交流の場づくり（ふれあいいきいきサロン）
- 5 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティア支援センター）
- 6 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援  
（地域連携ステーション）
- 7 福祉サービス利用援助事業
- 8 成年後見制度利用支援
- 9 災害ボランティア体制の整備
- 10 高齢者等への日常生活支援（いきいきサービス）
- 11 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。

地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動主体が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

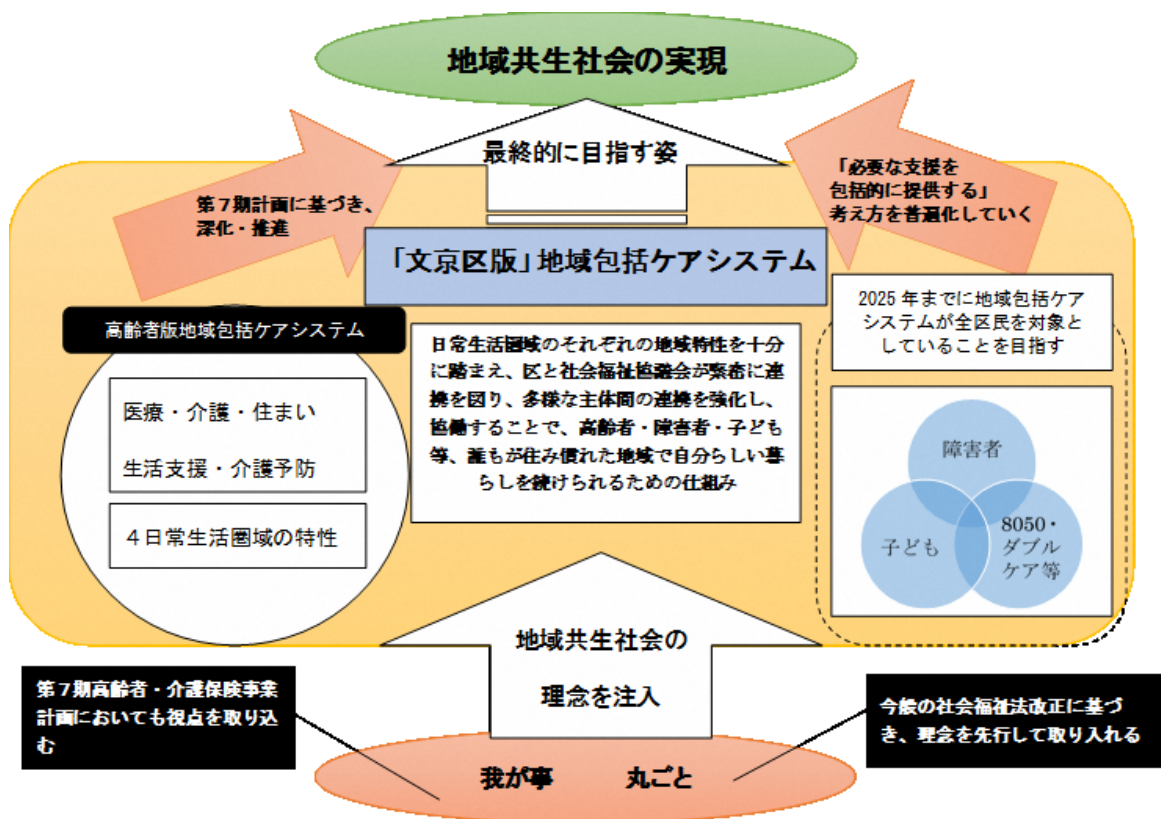


## (2) 「文京区版」地域包括ケアシステムの構築・地域共生社会の実現に向けて

区ではこれまで、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

第7期高齢者・介護保険事業計画に基づき、高齢者版地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも普遍化することを目指します。また、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、ヤングケアラー<sup>3</sup>など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制の整備を進め、「文京区版」地域包括ケアシステムの構築を目指します。

これらの取組みについて不断の努力をもって進めていき、最終的には、だれもが地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」<sup>4</sup>の実現を目指します。



**3 ヤングケアラー** 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

**4 地域共生社会** 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

### (3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行ってまいります。

#### 前計画（平成27年度～平成31年度）の進捗状況について

地域福祉推進協議会では、毎年度、本計画を含む5つの分野別計画（6頁参照）について、計画事業の進行管理をしています。本計画のうち、前計画期間中において報告した主な内容は、次のとおりです。

##### 1 子どもの健やかな成長

妊娠・出産への支援としては、平成27年度より文京区版ネウボウ事業を開始し、妊婦全数面接（ネウボウ面接）の面接率の向上により、事業周知と理解が進み、産後ケア事業等の早期支援へとつなげています。

児童虐待防止策の充実としては、要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関相互の連携を図り、情報共有・状況把握に努めました。また、小・中学生用冊子を作成し、相談窓口の周知を図りました。

障害児施策の充実としては、総合相談事業における療育相談、児童発達支援・放課後等デイサービスを新たな教育センター（平成27年開設）内にて開始し、関係機関と連携しながら、専門的な相談や訓練を実施しました。また、全ての子どもの健やかな育ちのため、平成29年度より文京版スターティング・ストロング・プロジェクトを開始し、専門家チームが幼稚園、保育園、児童館等を訪問し、専門的発達支援を行いました。

##### 2 子どもの生きる力、豊かな心の育成

青少年の健全育成としては、放課後全児童向け事業を順次拡大し、令和元年5月をもって区立小学校全校実施となりました。また、中高生の居場所として平成27年に開設したb-labは、中高生が企画段階から参加する事業や区立中学校での出張b-lab授業、広報誌・web媒体での広報活動に取り組み、目標値を超える来館となりました。

学校施設の整備としては、誠之・明化・柳町小学校の改築に向け準備を進めました。

特別支援教育の充実としては、区立小・中学校において指名される特別支援教育コーディネーターを中心に、自校の課題解決のための研修を実施し、教職員等のスキル向上を図りました。また、令和元年度に小学校特別支援教室の拠点校を2校から8校に拡大しました。

### 3 地域における子育て支援

地域との協働・活動支援としては、子育てサポーター制度を見直し、受講者がファミリー・サポート・センター事業の提供会員や地域子育て支援拠点の従事者等の担い手となるよう工夫しました。また、ファミリー・サポート・センター事業では、提供会員にアンケートを実施し、効率的なマッチングを検討した結果、目標を上回る活動件数となりました。

### 4 すべての子育て家庭への支援

保育の充実としては、子ども・子育て支援事業計画のニーズ量と確保方策を適宜見直した結果、私立認可保育所、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育等）を大幅に拡充しました。区立幼稚園では、預かり保育の減免制度の導入、認定こども園化の決定（4園）を行いました。また、育成室の整備を進めるとともに、都型学童クラブを誘致し、運営が開始されました。さらに、地域子育て支援拠点を運営する地域団体を公募し、開設しました。このほか、子どもショートステイ・トワイライトステイ、キッズルームかごまち、子育てひろば江戸川橋の新設、子育て訪問支援券や訪問型病児・病後児保育利用料助成制度等の新規事業を開始し、子育て支援サービスの充実を図りました。

子育て情報提供の充実としては、子育てガイド電子ブック版を導入し、利便性を向上させました。

障害のある子どもの家庭への支援としては、平成27年度に開設した文京総合福祉センター内の障害者支援施設において、短期入所・日中短期入所事業を開始し、支援体制の充実を図りました。また、文京藤の木荘において、短期保護事業を実施し、介護にあたる家族等の介護負担の軽減を図りました。

### 5 子どもを守る安全・安心なまちづくり

青少年のための地域環境整備としては、毎年7月の強調月間に広報啓発活動等を実施し、非行防止と更生保護の啓発を図りました。

児童の安全の確保としては、区立小学校PTAの協力により子ども110番協力者名簿を作成し、小学校・PTA・警察で名簿を共有するとともに、新規協力者の募集を行い、充実に努めました。

## 第2章 計画の基本理念・基本目標

## 第2章 計画の基本理念・基本目標

## 第2章 計画の基本理念・基本目標

本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づいて子育て支援施策を推進していきます。

### 1 基本理念

#### ○ 人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

#### ○ 自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

#### ○ 支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション<sup>5</sup>やソーシャルインクルージョン<sup>6</sup>の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ<sup>7</sup>を推進する地域社会の実現を目指します。

#### ○ 健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

#### ○ 協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

#### ○ 男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かちあいつつ、性別に関わりなく、その個性を能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

5 ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

6 ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

7 ダイバーシティ(diversity& inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

## 2 基本目標



- **だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。**
- **だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。**
- **だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。**

## 第3章 子どもの現状



### 第3章 子どもの現状

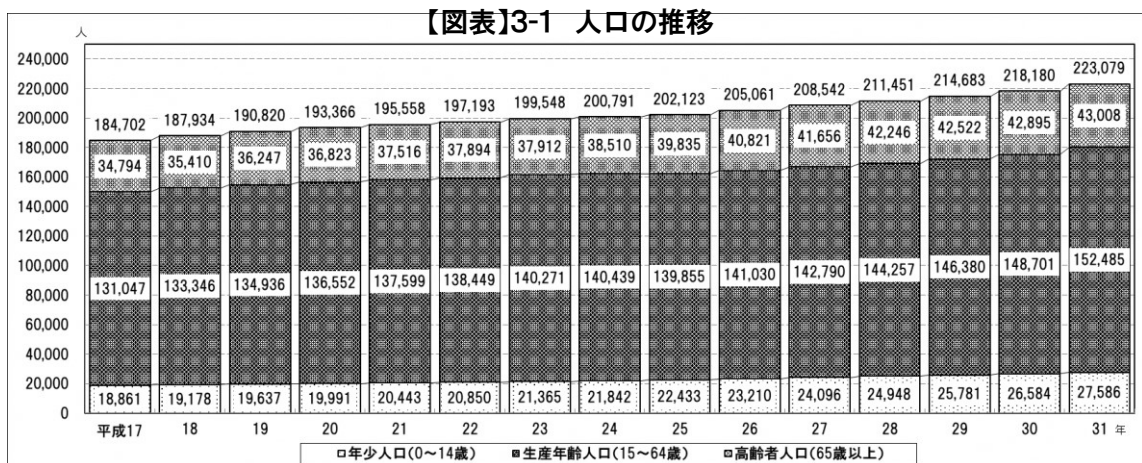
# 第3章 子どもの現状

## 1 人口等の推移

### (1) 人口の推移 着実な増加

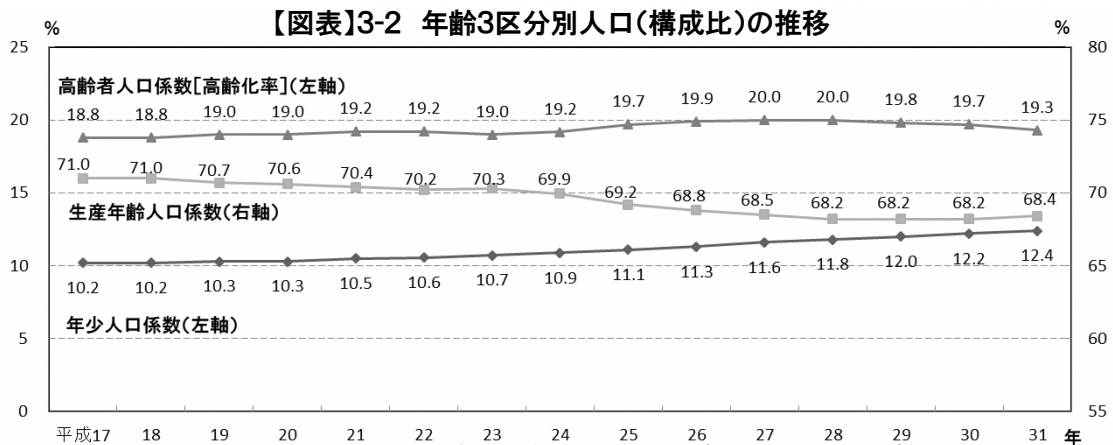
文京区の人口は、平成 11 年に増加に転じ、その後は緩やかに増加し続けています。平成 31 年 4 月 1 日現在、住民基本台帳上の人口は、223,079 人で、そのうち外国人住民は 10,840 人となっています。

平成 31 年 4 月 1 日現在の 0～14 歳の年少人口は、27,586 人で、前計画の策定年度である平成 26 年 4 月 1 日現在の 23,210 人から 4,376 人増加しており、構成比の割合も徐々に高くなっています。



資料：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年 4 月 1 日現在）

※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成 24 年 7 月 9 日）以降の数値に外国人住民を含む。



資料：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年 4 月 1 日現在）

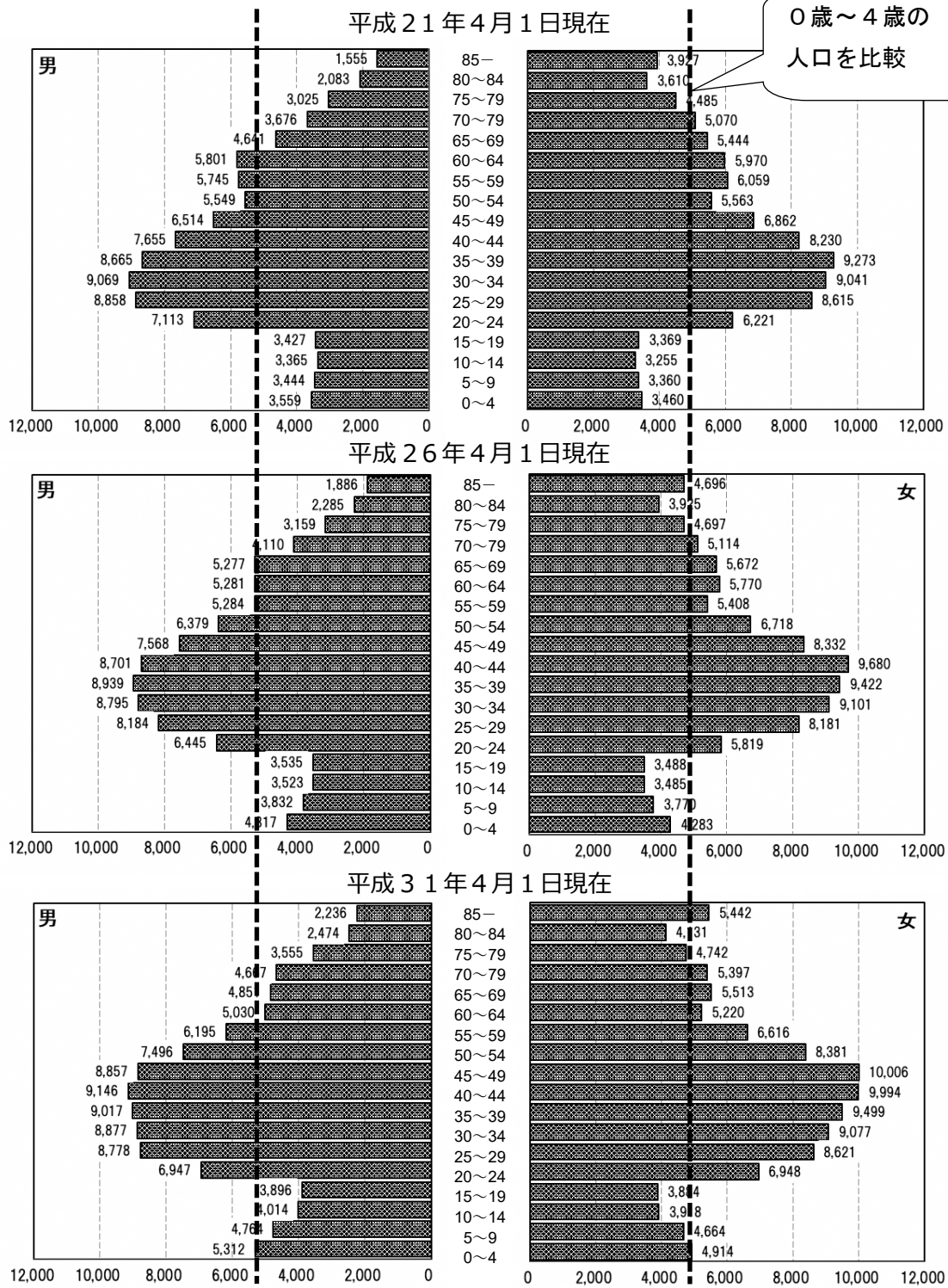
※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成 24 年 7 月 9 日）以降の数値に外国人住民を含む。

(2) 男女別年齢5歳階級別の人口構成

顕著な年少人口の増加

平成21年、平成26年、平成31年の各4月1日現在の男女別年齢5歳階級別の人口構成を、人口ピラミッドに表したものが次の図です。0歳～4歳をはじめとする年少人口が増加していることがわかります。

【図表】3-3 男女別年齢5歳階級別の人口構成

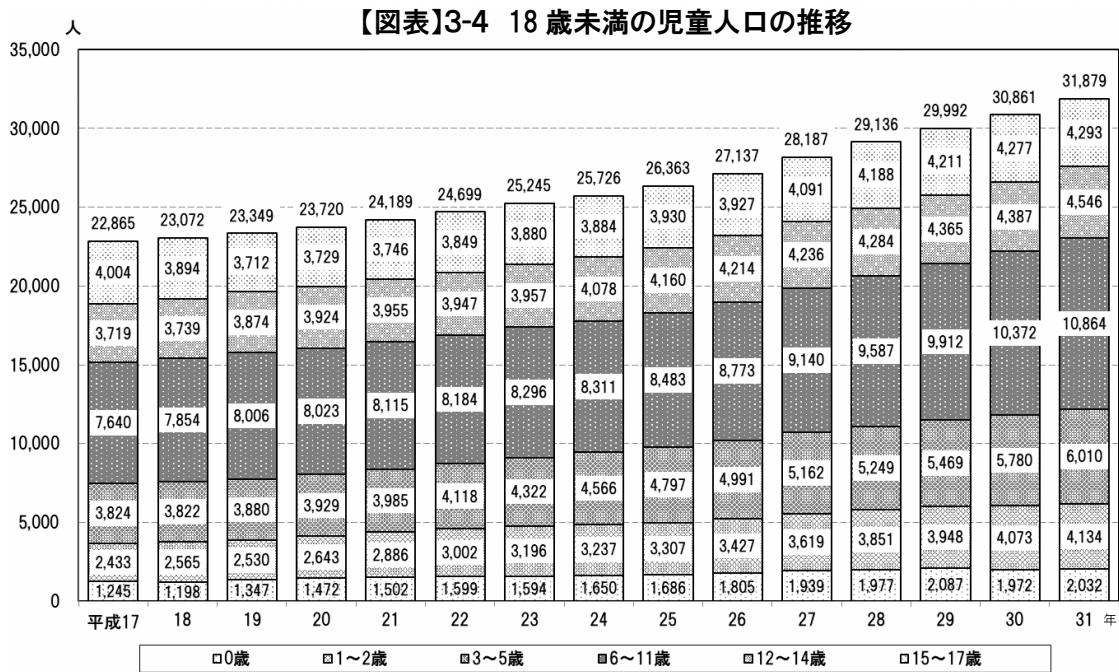


資料：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年4月1日現在）

※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

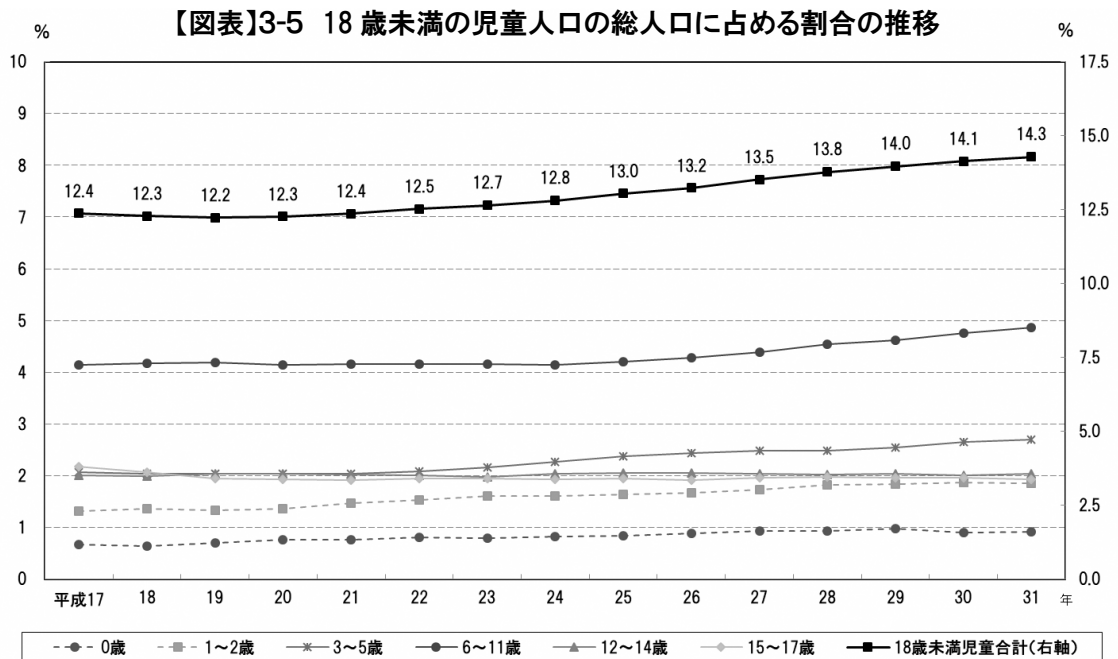
(3) 18歳未満の児童人口の推移 着実な増加

平成31年4月1日現在の18歳未満の児童人口は31,879人で、総人口に占める割合は14.3%となっています。平成26年に比べて、人数では4,742人増加し、総人口に占める割合も1.1ポイント増加しています。



※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

資料：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年4月1日現在）



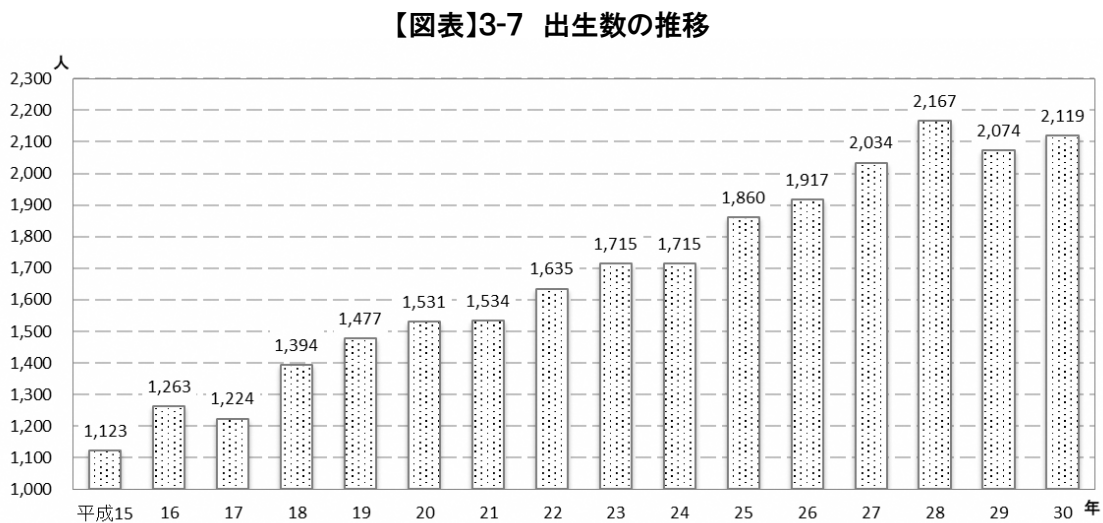
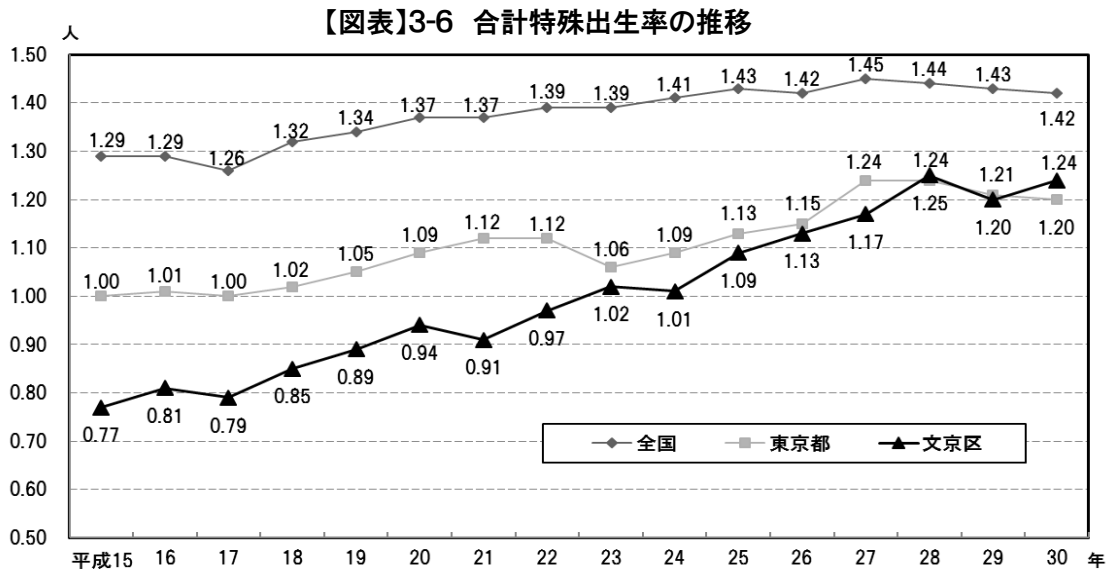
資料：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年4月1日現在）  
 ※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

(4) 合計特殊出生率及び出生数の推移

右肩上がりの増加傾向

わが国の合計特殊出生率は、平成17年以降、回復傾向を示したものの、平成25年以降ほぼ横ばいに推移しており、平成30年は1.42となりました。文京区の合計特殊出生率は、全国と比較して低い数値で推移していますが、平成30年には東京都を上回り、1.24まで回復しています（図表3-6）。

出生数も増加傾向にあり、平成30年には2,119人となっています（図表3-7）。



※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

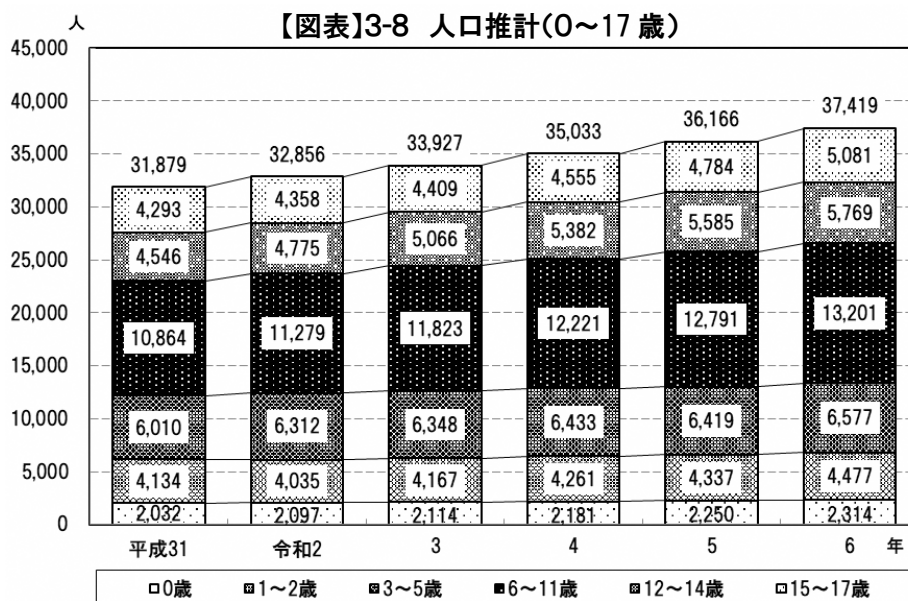
## 2 人口推計

引き続き増加の見通し

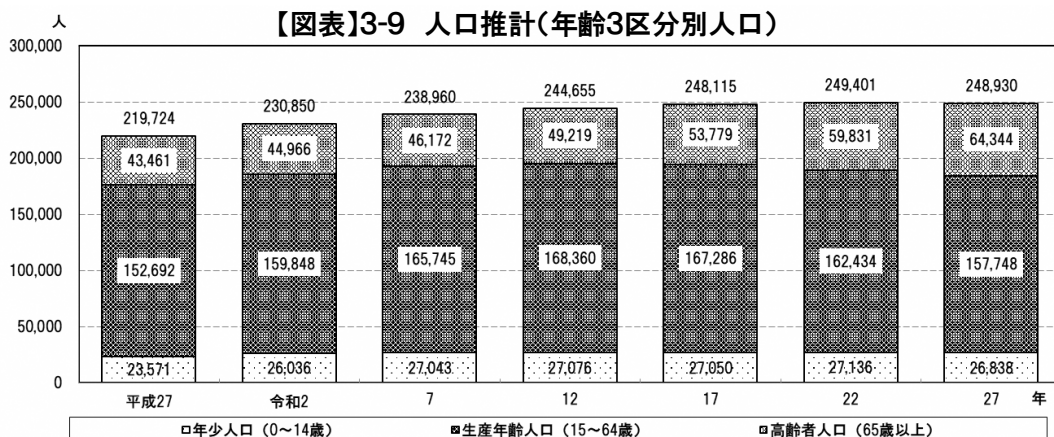
本計画の策定に当たり、計画期間である令和2年から6年までの人口推計を新たに行いました。それによると、令和6年には0歳から17歳までの人口は37,419人と、平成31年に比べて5,540人増加する結果となりました。また、0歳から5歳までの人口は、13,368人となり、平成31年と比べて1,192人増える結果となりました（図表3-8）。

国立社会保障・人口問題研究所による令和27年までの人口推計（年齢3区分別人口）をみると、総人口は令和22年をピークに減少する結果になっており、老年人口（65歳以上の割合）が増加することが見込まれています（図3-9）。

ただし、令和2年の年少人口（0歳から14歳まで）では、区の人口推計が上回っており、今後、注視していく必要があります。



※上記の人口推計結果は、「子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（ニーズ量）」を算定するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」に基づき過去3年分の変化率を平均値とするコーホート変化率法により推計した。（図表3-9を含め、他の計画で使用する人口推計値と異なる場合がある。）



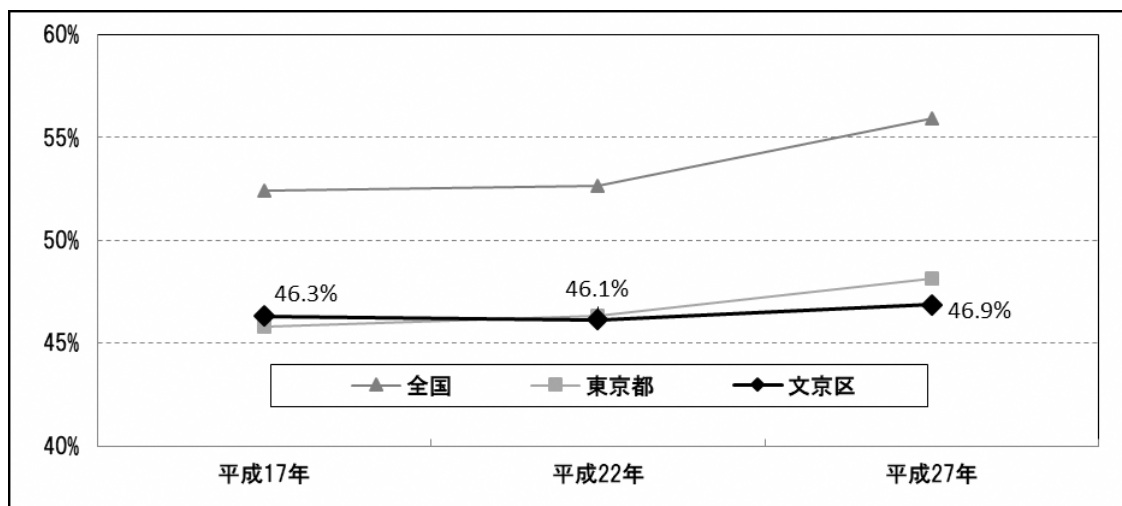
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」

### 3 子どものいる女性の就業率と就業状況

#### (1) 子どものいる女性の就業率 5割弱の就業率

平成17年、22年、27年の子どものいる女性の就業率を文京区、東京都、全国と比較したのが下記の図です。文京区はほぼ横ばいであり、大きな変化はみられませんが、全国と東京都が上昇していることから、次回の国勢調査に注視する必要があります。

【図表】3-10 文京区、東京都、全国の子どものいる女性の就業率※



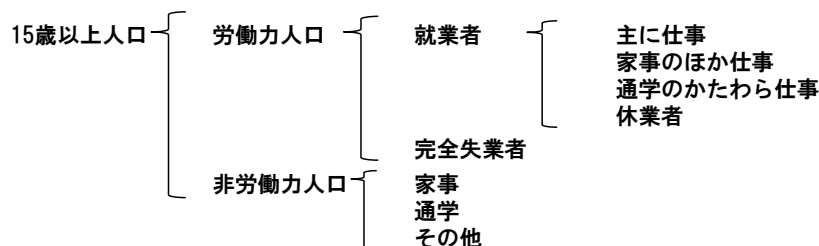
「夫婦のいる一般世帯」において、「子どもあり」の世帯数における「妻が就業者」の人数の割合を算出。

資料：平成17年、平成22年、平成27年国勢調査

※ 就業率とは

15歳以上人口に占める就業者の割合のことで、次の式で定義される。

$$\text{就業率 (\%)} = \text{就業者} / \text{15歳以上人口} \times 100$$



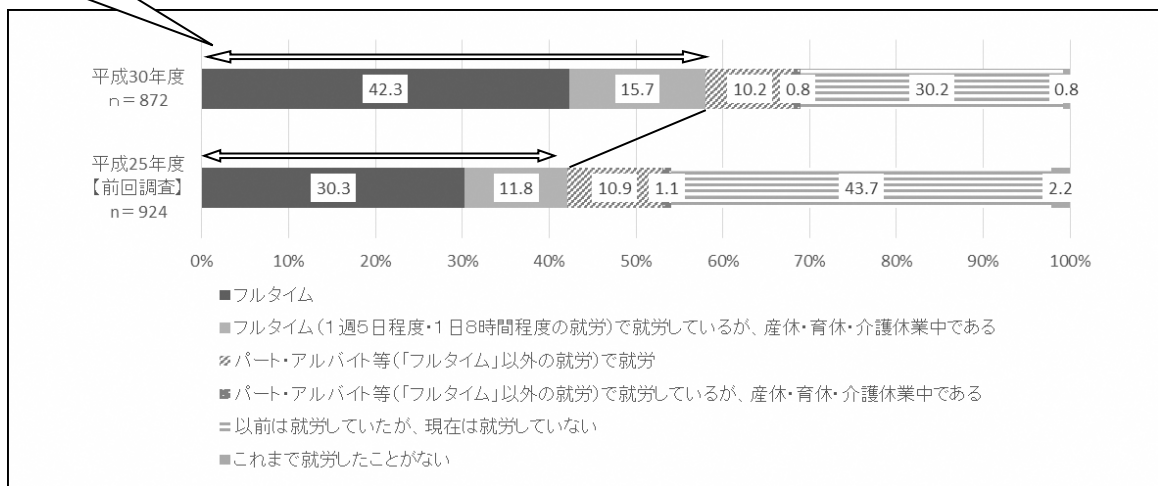
## (2) 子どものいる女性の就労状況

### 就学前児童保護者のフルタイム就労が増加

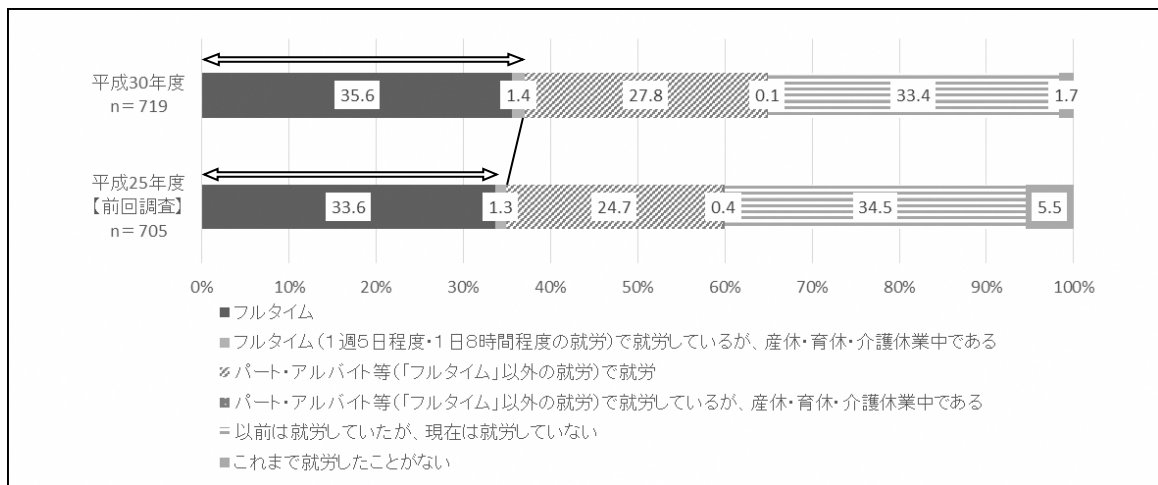
平成30年度に実施した「文京区子育て支援に関するニーズ調査」では、フルタイムで働く母親の割合が前回調査時（平成25年度）より大きくなっており、その傾向は就学前の子どもをもつ母親において顕著にみられます。子どもをもつ女性のライフスタイルの変化、あるいは世代間の考え方の違いなど、様々な要因が考えられるため、引き続き推移を見守りながら適切な子育て支援施策を実施していく必要があります。

フルタイムが大幅な伸び

【図表】3-11 子どものいる女性の就労状況(就学前児童保護者)



【図表】3-12 子どものいる女性の就労状況(小学生保護者)



図表中の「n」は、該当質問での回答者総数を表します。

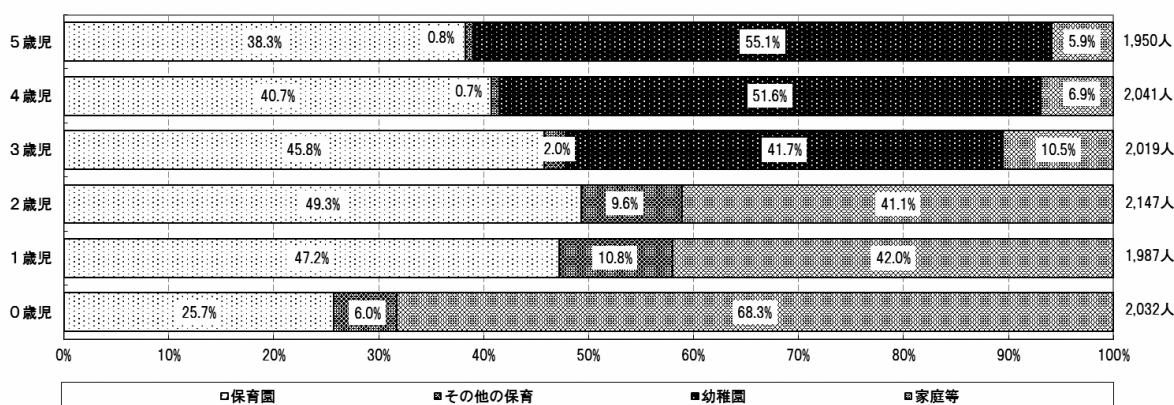


## 4 子育て支援サービスの利用状況 年齢に応じた特徴

### (1) 未就学児の保育の状況

未就学児童（0～5歳児）が、どのような保育の状況にあるかを年齢別に割合で示すと、0歳は「家庭等」が約7割で最も多くなっています。1歳児から2歳児では「保育園」が約5割、「家庭等」が約4割となり、3歳児以降は幼稚園に通う割合が増えています。

【図表】3-13 未就学児童の保育の状況

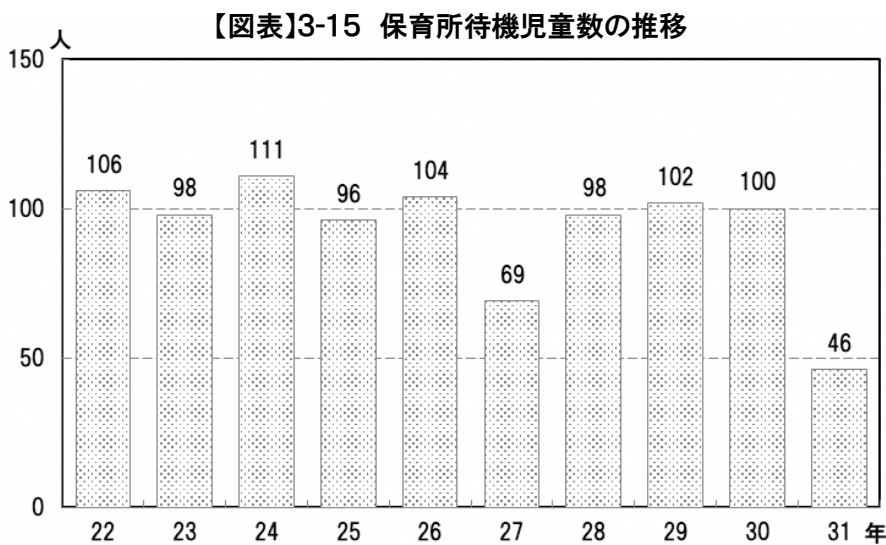
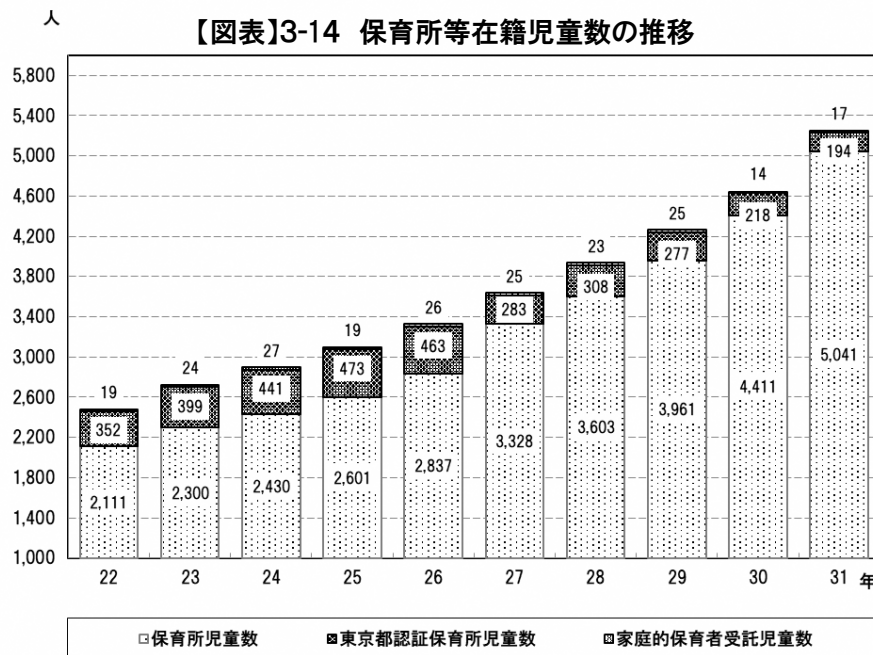


※ 0～5歳人口（外国人含む）、各保育施設等の在籍児童数は平成31年4月1日現在  
 ※ その他の保育とは、保育所型認定こども園、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、企業主導型保育事業、地方単独型保育施策、東京都認証保育所、家庭的保育事業（保育ママ）、事業所内保育事業の在籍児童数の合計

**(2) 保育所等在籍児童数と待機児童数の推移** 着実な認可保育所の整備

保育サービスについては、平成31年4月1日現在、認可保育所が93園（分園含む）、東京都認証保育所が3園あります。保育所の在籍児童数は増加し続けており、平成31年の保育所在籍児童数は平成24年の2倍を超える状況となっています（図表3-14）。

待機児童は近年、増減を繰り返してきましたが、平成31年には大きく減少し、46人となっています（図表3-15）。

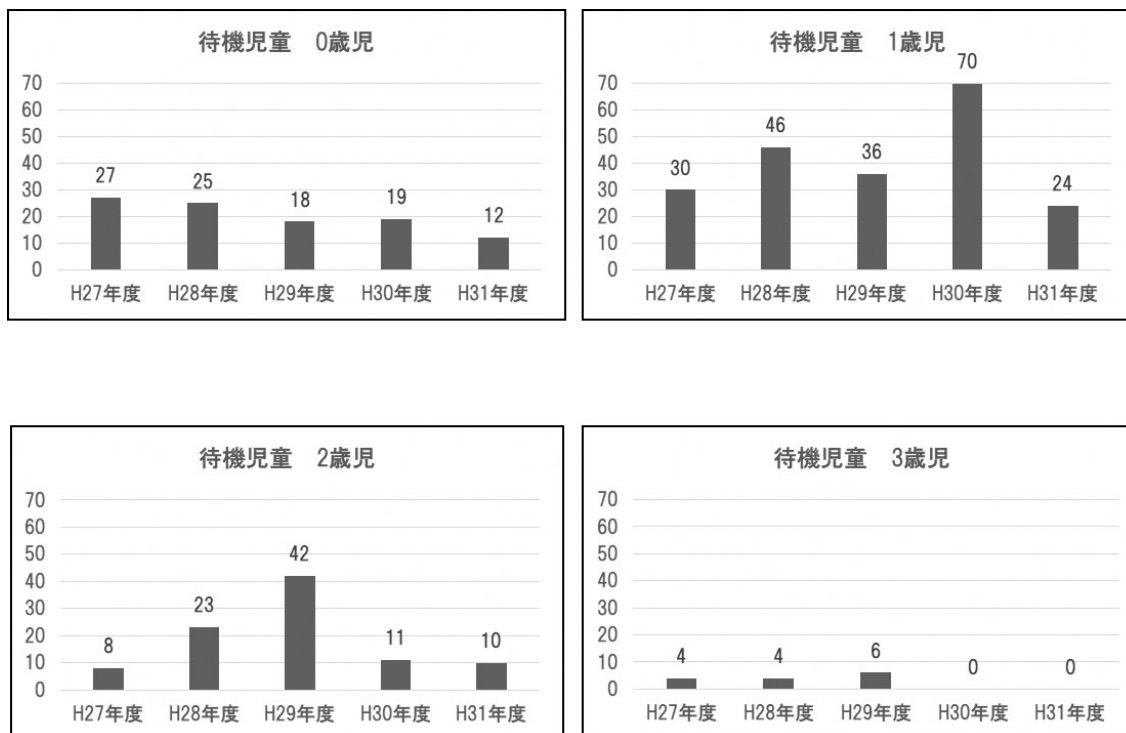


注：平成29年度以前と平成30年以降では待機児童の定義※が異なる。

※資料：保育所等利用待機児童数調査について（平成29年3月31日付け雇児保発0331第6号  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育所等利用待機児童調査要領」）

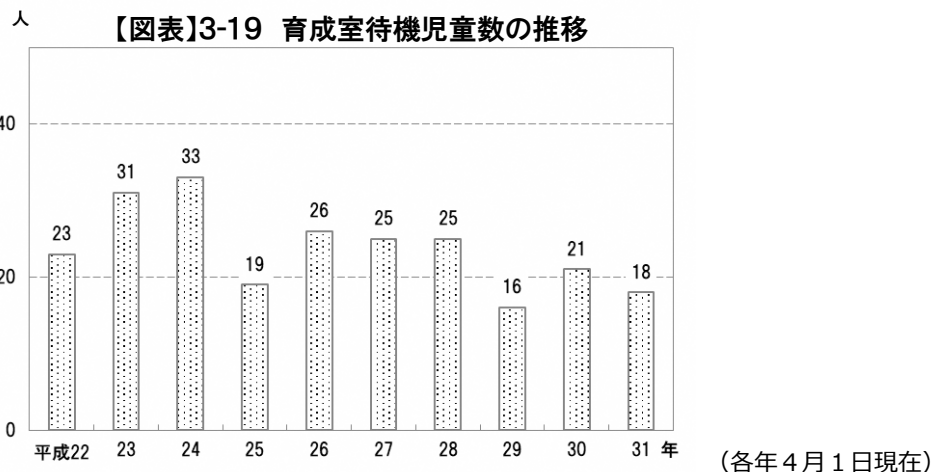
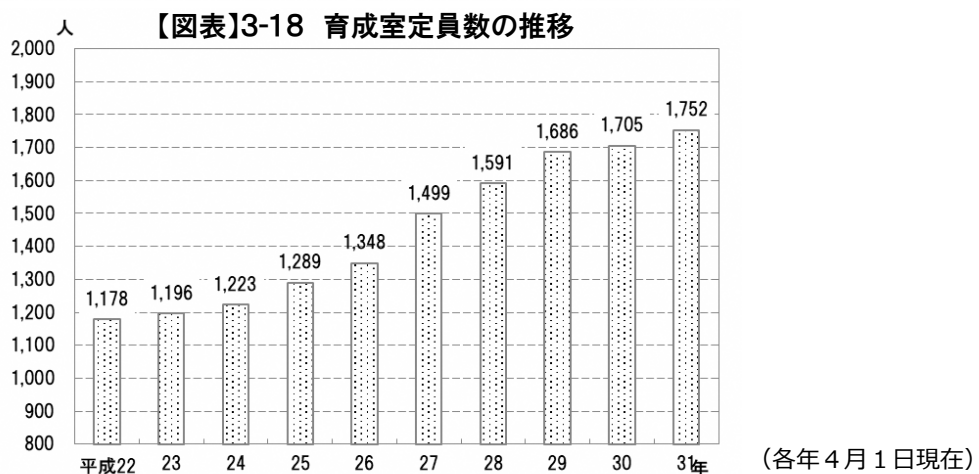
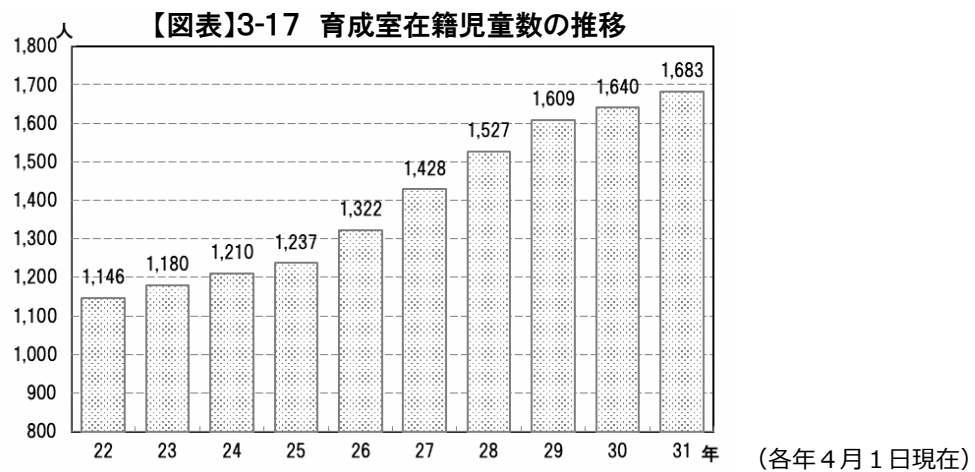
なお、【図表3-15】で示した保育園待機児童数の直近5年間の内訳は以下のように推移しています。概ね1歳児の待機児童数が最も多くなっており、次いで0歳児、2歳児、3歳児の順となっています。また、平成30年度以降は3歳児の待機児童数は0人となっています。

【図表】3-16 保育所待機児童数の推移(年齢別)



**(3) 育成室在籍児童数の推移** 着実な育成室定員の確保

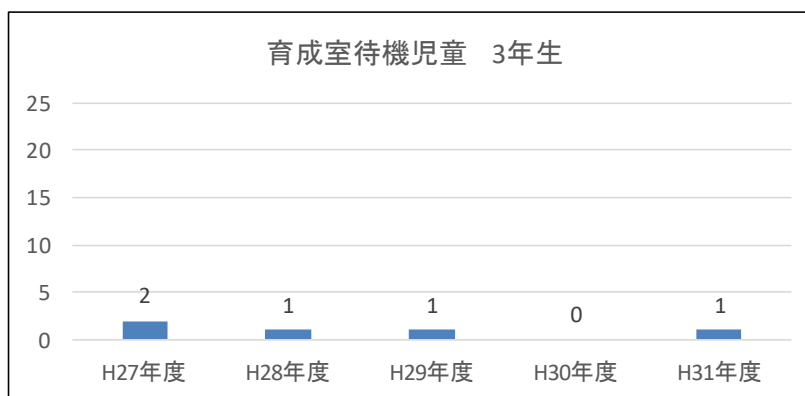
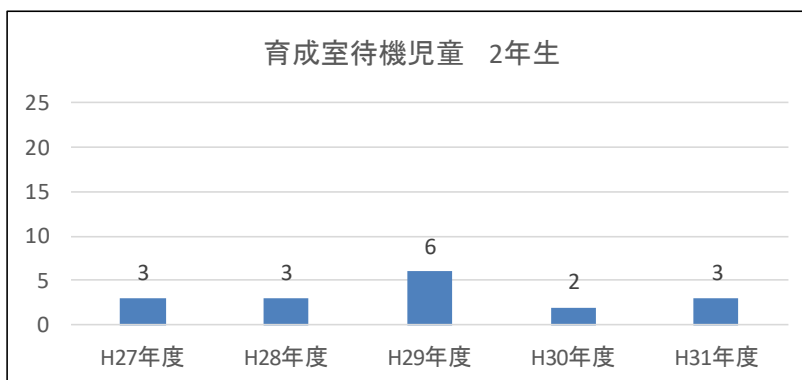
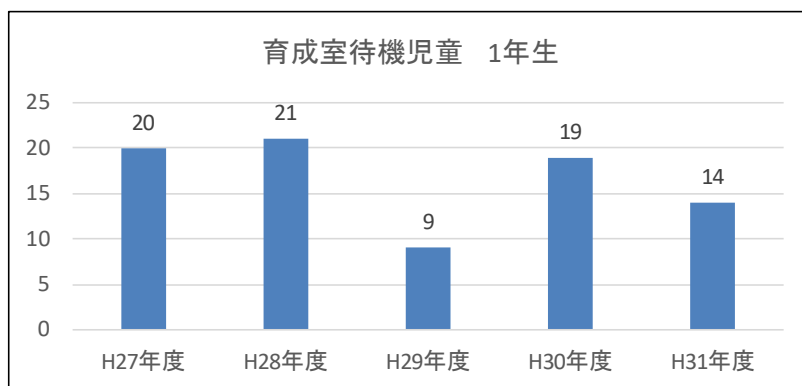
育成室は、平成31年4月現在38室となっています。育成室の在籍児童数も年々増加の一途で、平成31年には1,683人となっています（図表3-17）。定員数も増やし続けており、平成31年には1,752人となっています（図表3-18）。なお、育成室の待機児童数は増減を繰り返しており、平成31年には18人となっています（図表3-19）。



なお、【図表3-19】で示した育成室待機児童数の直近5年間の内訳は以下のように推移しています。全ての年度において、1年生の待機児童数が大半を占めており、次いで2年生、3年生の順となっています。

【図表】3-20 育成室待機児童数の推移(年齢別)

(人)



**(4) 特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍数の推移**

増加傾向

特別な支援を必要とする児童の在籍数は、区立保育園、区立幼稚園、育成室のいずれの施設においても増加傾向にあります。

【図表】3-21 特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍児童数の推移

(人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
区立保育園	23	28	33	43	40	45
区立幼稚園	56	71	62	56	61	75
育成室	72	65	72	81	88	90

(各年4月1日現在)

**(5) 子ども家庭支援センター相談件数の推移**

増加傾向

子ども家庭支援センターへの児童虐待相談は、平成26年度が4,282件であったものが、平成30年度には7,909件と増加傾向にあり、合計の相談件数も12,625件となっています。

【図表】3-22 子ども家庭支援センター相談件数

(件)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
児童虐待相談	4,282	6,142	7,233	6,435	7,909
その他の相談	3,165	3,526	3,588	3,690	4,716
合計	7,447	9,668	10,771	10,125	12,625

※相談員の行動回数（訪問、面接、電話等）の集計数

## 5 子育て支援に関するニーズ調査結果

本区では、子育て支援策をさらに進めていくために、子育て中の区民の方々にニーズ調査を実施しました（平成30年10月～11月実施。就学前児童の保護者1,600人、小学生の保護者1,400人、中学生の保護者650人、中学生本人650人、高校生世代本人650人の計4,950人に配布。有効回収率50.9%）。

その中で、区が実施する子育て支援や子育て環境への満足度、子育ての楽しさ、子育ての不安や悩み、定期的な教育・保育事業の利用希望等について実態を把握しました。

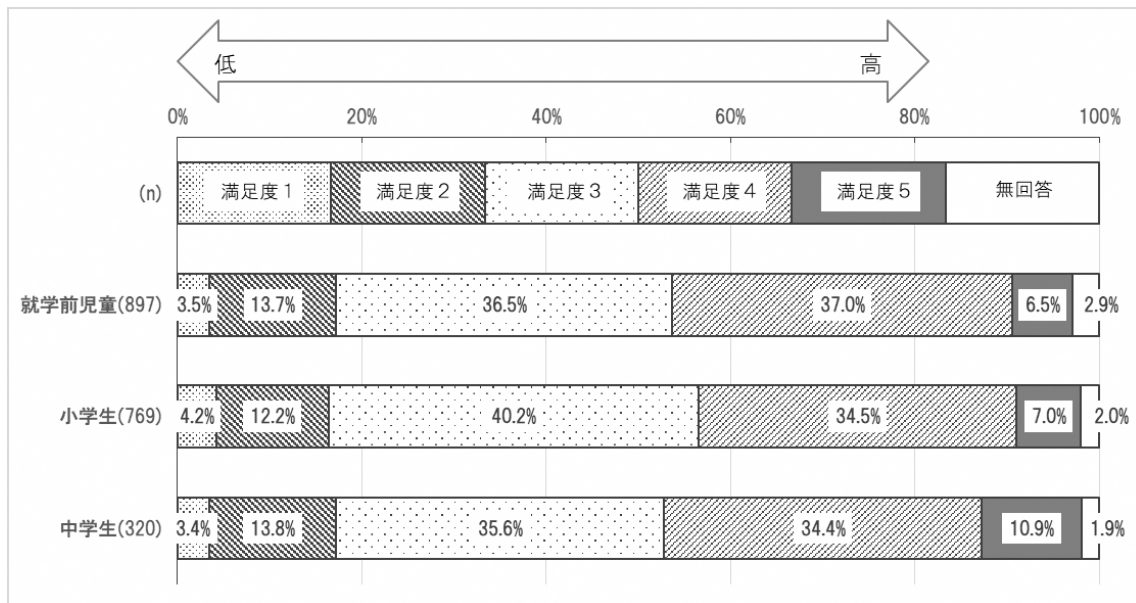
図表中の「n」は、該当質問での回答者総数を表します。

### （1）子育て支援や環境への満足度について

4割を超える高い満足度（低い満足度は2割弱）

区の子育て支援や子育ての環境について、満足度を5段階評価で尋ねたところ、就学前児童の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者ともに満足度が高い「満足度4」「満足度5」が満足度の低い「満足度1」「満足度2」の割合を上回っています。

【図表】3-23 子育て支援や子育て環境への満足度(複数回答)



《満足度1と2の合計》

就学前 17.2%  
小学生 16.4%  
中学生 17.2%

《満足度4と5の合計》

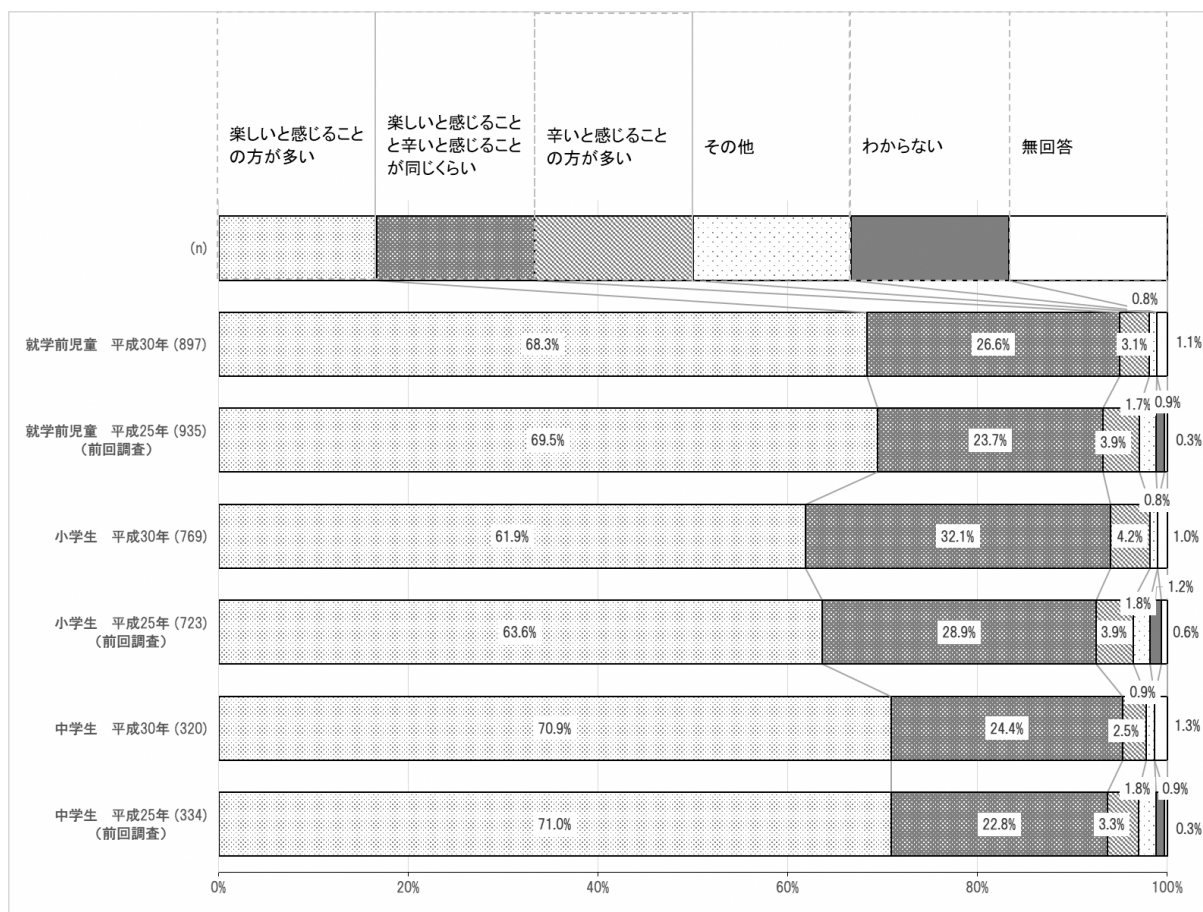
就学前 43.5%  
小学生 41.5%  
中学生 45.3%

(2) 子育ての楽しさ 5%未満の辛さを感じる人たちの存在

子育ての楽しさ・辛さの感じ方について、「楽しいと感じることの方が多い」と回答したのは、就学前児童の保護者が68.3%、小学生の保護者が61.9%、中学生の保護者が70.9%となっており、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」は就学前児童の保護者が26.6%、小学生の保護者が32.1%、中学生の保護者が24.4%となっています。

その一方で、就学前児童の保護者の3.1%、小学生の保護者の4.2%、中学生の保護者の2.5%は「辛いと感じることの方が多い」と回答しており、その要因となる事実を把握して適切な子育て支援施策を実施することが課題と言えます。

【図表】3-24 子育ての楽しさ(単数回答)





(3) 子育ての不安や悩み 子どもの年齢とともに変化

「就学前児童の保護者」「小学生の保護者」「中学生の保護者」のそれぞれが抱える不安や悩みの上位5項目は以下の状況となっています。

就学前児童の保護者では、「自分の時間がとれず、自由がない」と「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」という悩みを過半数が抱えています。小学生の保護者と中学生の保護者では、過半数が「子どもの進路や進学のこと」について悩んでいることがうかがえます。

前回調査との比較では、「子育てに伴う経済的な負担が大きい」と感じる方が全体的に減少していますが、子どもの年齢が上がるほど高くなる傾向は変わりません。また、全ての区分において「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」と感じる方が増えています。全体的には、就学前児童の保護者と小学生の保護者において不安や悩みを抱えている方が前回調査より増えている傾向があります。

【図表】3-25 子育ての不安や悩み(複数回答)

就学前児童の保護者

		平成30年度	平成25年度 【前回調査】	増減
1	自分の時間がとれず、自由がない	62.5%	53.8%	8.7
2	子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい	50.4%	39.6%	10.8
3	子どもの進路や進学のこと	40.7%	33.9%	6.8
4	子どもの健康、性格や癖などについて心配である	32.9%	25.7%	7.2
5	子育てに伴う経済的な負担が大きい	24.6%	28.9%	△4.3

小学生の保護者

		平成30年度	平成25年度 【前回調査】	増減
1	子どもの進路や進学のこと	64.9%	55.5%	9.4
2	自分の時間がとれず、自由がない	37.5%	31.1%	6.4
3	子どもの健康、性格や癖などについて心配である	36.5%	31.8%	4.7
4	子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい	36.4%	32.8%	3.6
5	子育てに伴う経済的な負担が大きい	33.8%	35.8%	△2.0

中学生の保護者

		平成30年度	平成25年度 【前回調査】	増減
1	子どもの進路や進学のこと	58.4%	63.5%	△5.1
2	子育てに伴う経済的な負担が大きい	39.4%	47.0%	△7.6
3	子どもの学習・授業の進捗のこと	31.9%	35.6%	△3.7
4	子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい	27.2%	14.4%	12.8
5	子どもの健康、性格や癖などについて心配である	26.6%	26.9%	△0.3

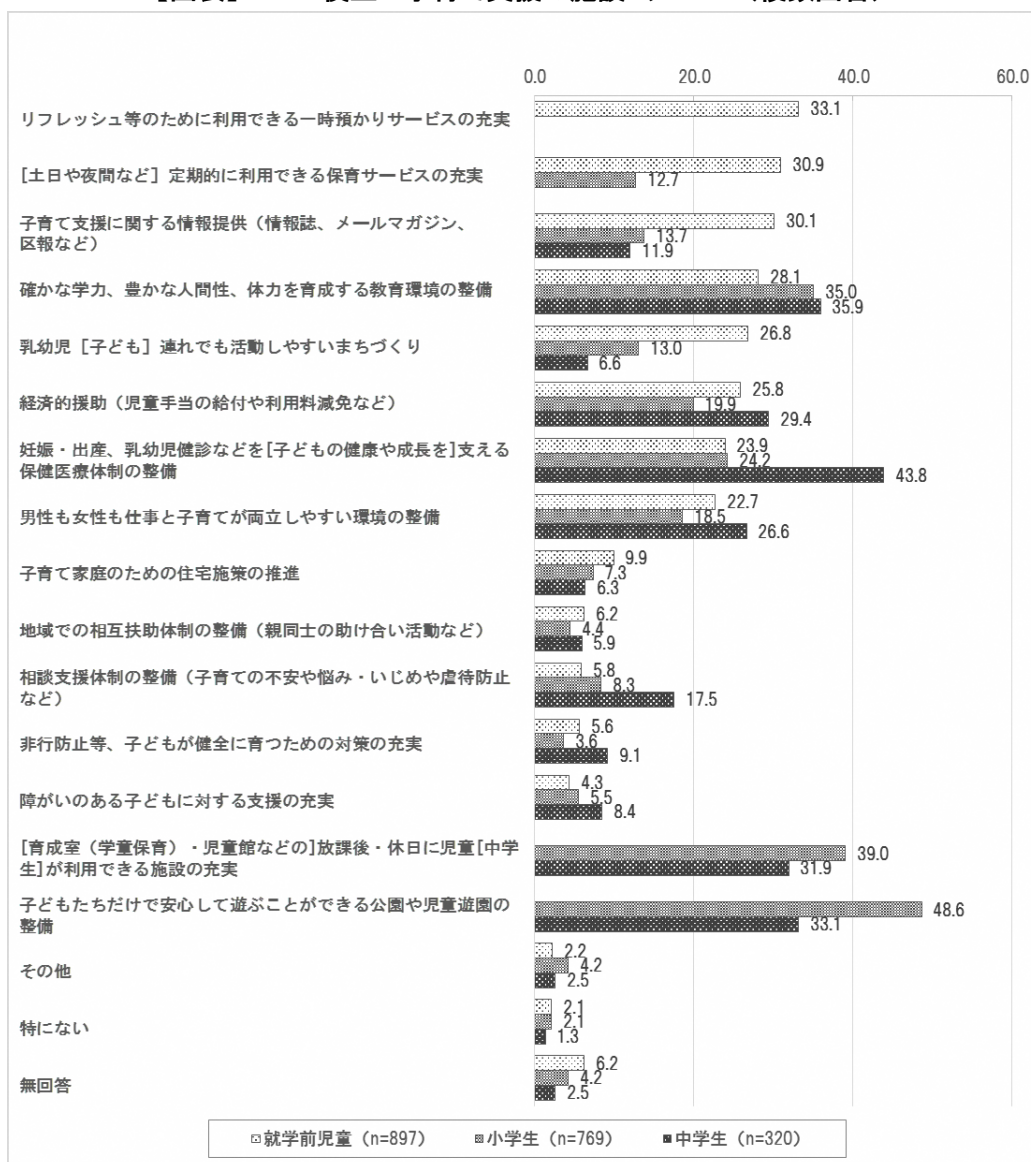
(4) 役立つ子育て支援の施設・サービス 子どもの成長にあわせた変化

就学前児童の保護者では「リフレッシュ等のために利用できる一時預かりサービスの充実」、「定期的に利用できる保育サービスの充実」、「子育て支援に関する情報提供」が3割を超えています。

小学生の保護者では「子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園の整備」が48.6%と最も多く、次いで「育成室（学童保育）・児童館などの放課後・休日に児童が利用できる施設の充実」が39.0%、「確かな学力、豊かな人間性、体力を育成する教育環境の整備」が35.0%の順となっています。

中学生の保護者では「子どもの健康や成長を支える保健医療体制の整備」が43.8%と最も多く、「確かな学力、豊かな人間性、体力を育成する教育環境の整備」が35.9%、「子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園の整備」33.1%の順となっています。

【図表】3-26 役立つ子育て支援の施設・サービス(複数回答)



### (5) 定期的な教育・保育の利用希望—子どもの年齢別

子どもの年齢が上がるにつれて明確化

定期的な教育・保育の利用希望調査結果の中から、「幼稚園」の利用希望と「保育園等」の利用希望の状況を子どもの年齢別にみると、「保育園等」全体は0歳が85.4%、1歳が77.9%、2歳が76.0%と7割を超え、年齢が低いほど希望する割合が多くなっています。

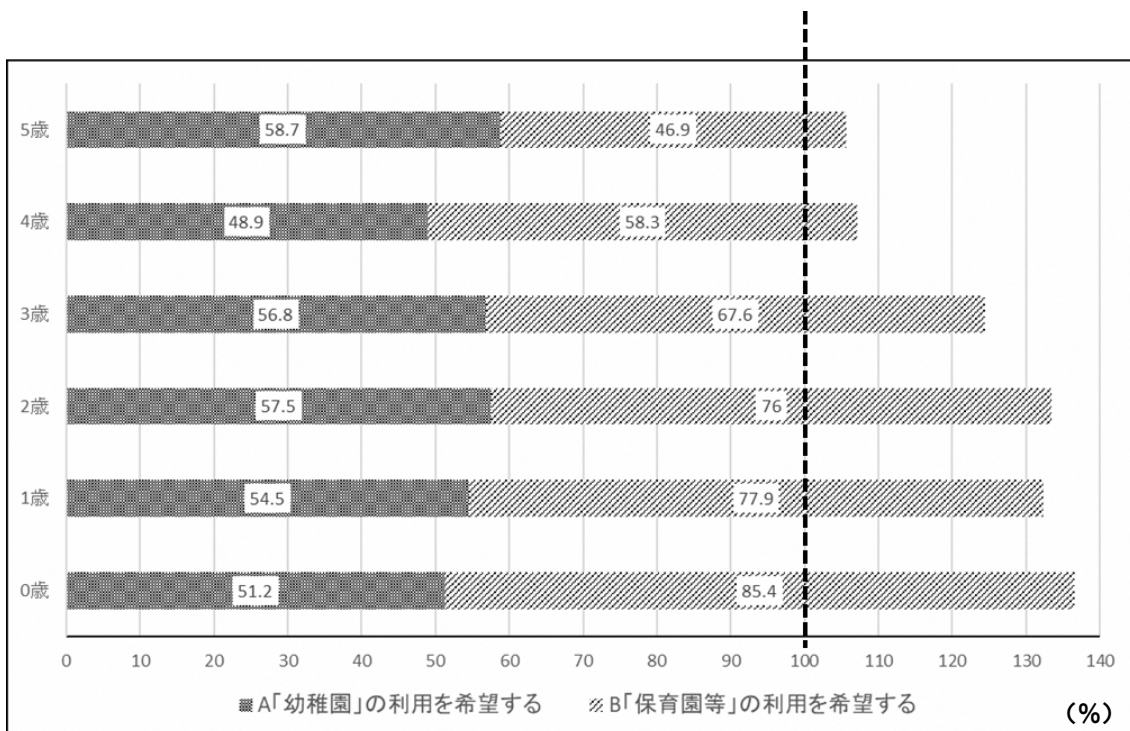
一方、「幼稚園」全体は4歳を除くすべての年齢で50%を超えています。

【図表】3-27 幼稚園・保育園等の利用希望—子どもの年齢別(複数回答) (%)

n=897	就学前 児童計	年齢【平成30年4月1日時点】					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
A「幼稚園」の利用を希望する	54.6	51.2	54.5	57.5	56.8	48.9	58.7
B「保育園等」の利用を希望する	69.1	85.4	77.9	76	67.6	58.3	46.9
A+B	123.7	136.6	132.4	133.5	124.4	107.2	105.6

この設問は複数回答としているため、幼稚園の利用を希望した人の割合と保育園等の利用を希望した人の割合を合算すると、いずれの年齢においても100%を上回る数値となっています。これは、幼稚園、保育園等の両方を希望している保護者が存在することをあらわしており、その割合は0歳児の保護者で最も多く、子どもの年齢が上がるにつれて徐々に減少していきます。

ニーズ調査を基礎に各種事業計画を策定する際には、このような保護者心理も踏まえておくことが重要となってきます。



## (6) 小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所

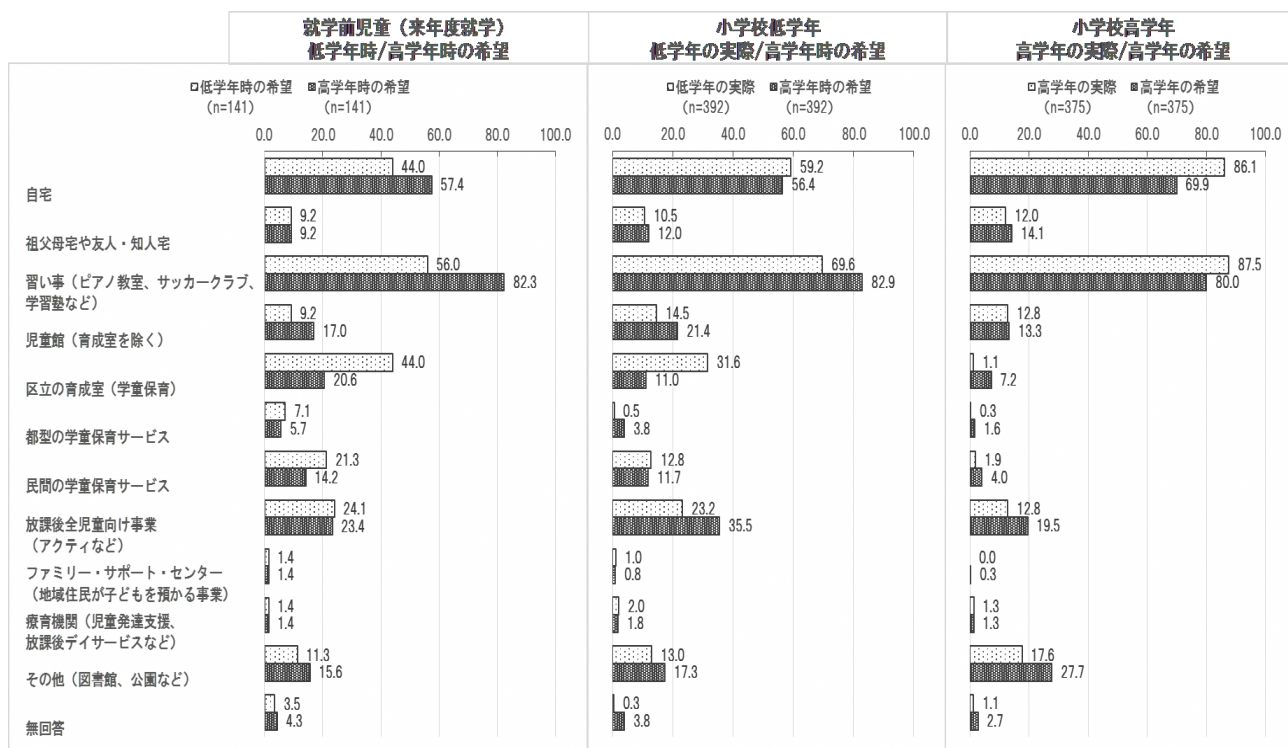
習い事と自宅が多い

就学前児童（来年度就学する児童）の保護者（将来の希望）では、低学年時、高学年時ともに「習い事」が最も多く、低学年時は 56.0%、高学年時では 82.3%となっています。低学年時は、次いで「自宅」「区立の育成室（学童保育）」がともに 44.0%となっています。

小学校低学年の保護者（低学年の実際と高学年時の希望）では、ともに「習い事」が最も多く、次いで「自宅」となっています。低学年の実際は「区立の育成室（学童保育）」が 31.6%に対し、高学年時の希望は「放課後全児童向け事業(アクティなど)」が 35.5%となっています。

小学校高学年の保護者に高学年の実際と希望を尋ねたところ、実際は「習い事」が 87.5%と最も多く、次いで「自宅」が 86.1%となっています。希望は「習い事」が 80.0%、「自宅」が 69.9%となり、実際の数値の方が高くなっています。

【図表】3-28 小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所(複数回答)



## (7) 中学生と高校生が学校と家以外で放課後に過ごす場所として望んでいるもの

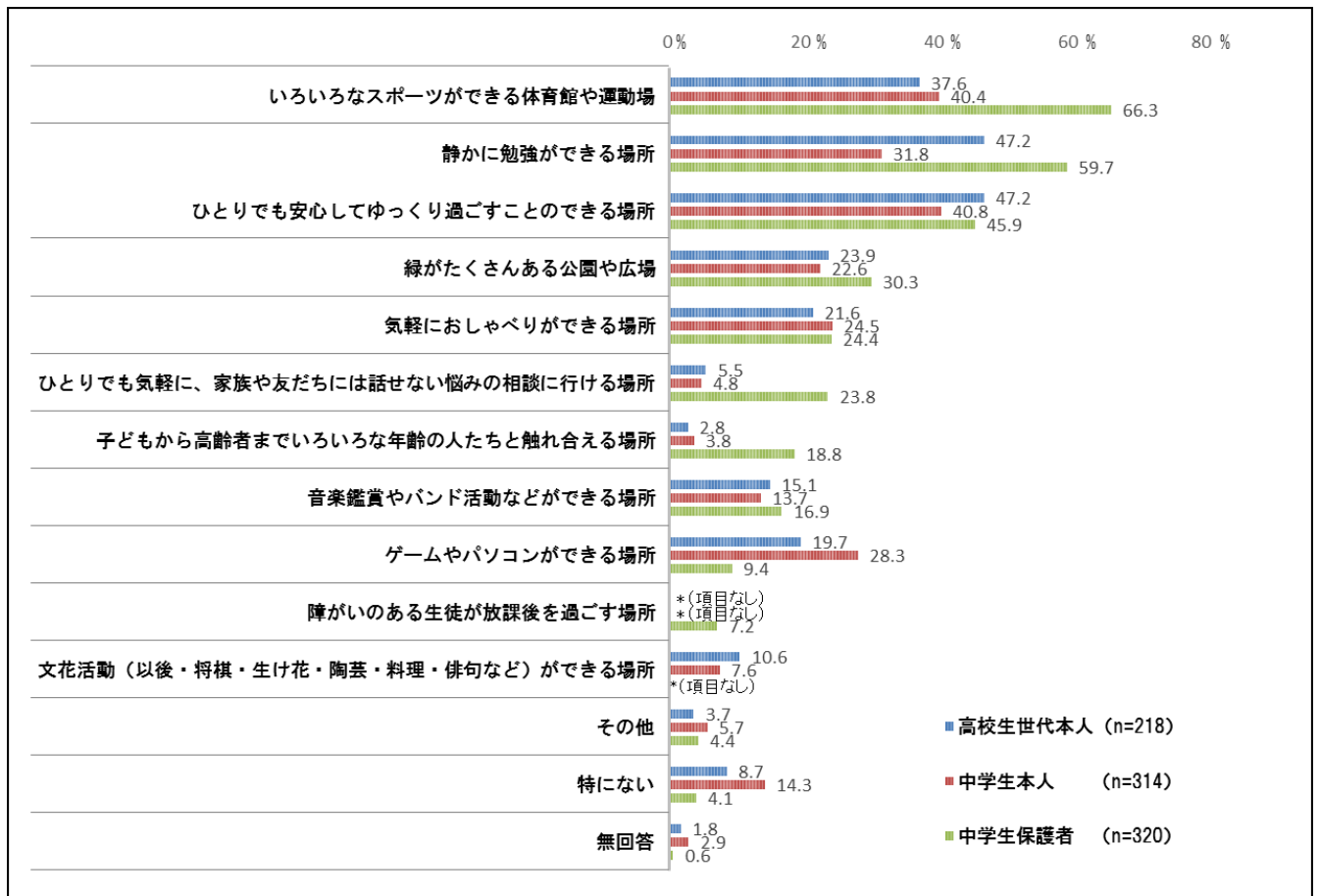
保護者と異なる傾向

中学生の 40.8%、高校生の 47.2%が「ひとりで安心してゆっくり過ごすことのできる場所」と回答しており、どちらの年代においても最も多い回答となりました。

中学生では「スポーツができる体育館や運動場」が 40.4%、「静かに勉強できる場所」が 31.8%と続いています。高校生になるとこの順番が逆転し、高校生の 47.2%が「静かに勉強できる場所」と回答しています。

なお、中学生については、保護者の回答傾向と本人の回答傾向が異なる結果となりました。

【図表】3-29 中学生保護者・中学生本人・高校生本人が学校と家以外で放課後に過ごす場所としてあればいいと思うもの(複数回答)



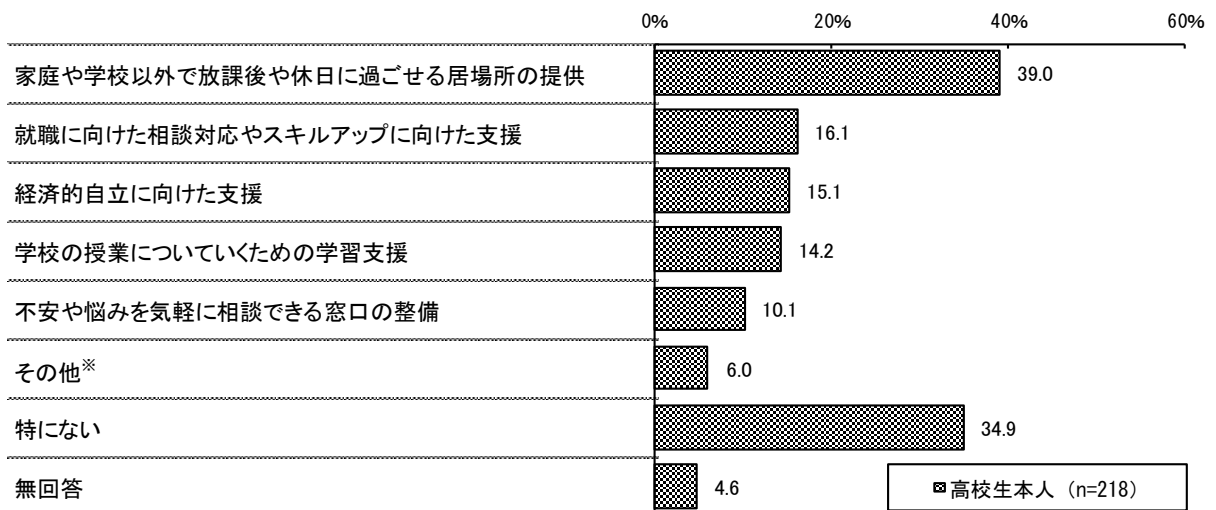
※ニーズ調査において選択肢がない場合は(項目なし)と表示しています。

(8) 高校生が充実した生活を送れるようになるために必要な取組(支援)として望んでいるもの

望む支援は様々

高校生世代本人に、充実した生活を送れるようになるために必要な取り組みについて尋ねたところ、「家庭や学校以外で放課後や休日に過ごせる居場所の提供」が 39.0%で最も多く、次いで「就職に向けた支援」が 16.1%、「経済的自立に向けた支援」が 15.1%、「学習支援」が 14.2%という回答でした。

【図表】3-30 充実した生活を送れるようになるために必要な取組(支援)  
高校生本人(複数回答)



※その他：スポーツ施設、学習スペースの整備、医療費の無償化など

## 第4章 主要項目及びその方向性

## 第4章 主要項目及びその方向性



## 第4章 主要項目及びその方向性

子どもの最善の利益を実現するためには、子どもが健やかに成長し、生きる力や豊かな心が育まれ、安心して育つことができる環境を整えるとともに、私たち一人ひとりが、子どもの権利を尊重していく必要があります。

このため、地域福祉保健計画の基本理念・基本目標（第2章参照）に基づき、子育て支援施策を推進するため、本計画期間（令和2年度～令和6年度）における「主要項目とその方向性」を次のとおり掲げ、取組を進めていきます。

### 1 子どもの健やかな成長の支援

妊娠・出産・子育て期は、身体的、精神的、社会的に大きな変化があり、負担がかかる時期です。心身の回復、子育ての不安や新たな家族環境への適応など、心のケアを含めた産前・産後ケアの充実を図り、妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目ない支援を継続していきます。

子どもの健やかな成長を図るため、乳幼児健康診査で発育・発達の状態を確認するとともに、発育・発達・栄養・生活環境などに応じた相談支援体制を整備し、必要に応じて発達支援や心理的援助等を行います。また、障害のある場合には、一人ひとりの障害の特性や成長段階に応じた適切なサービス等を提供できるよう取り組んでいきます。さらに、医療的なケアが必要な子どもについては、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関が連携し、必要なケアが受けられるよう、支援の充実を図っていきます。

- 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援
- 子どもの健康増進
- 子どもの発達に寄り添った支援

## 2 より良い子育てを支える取組



働き続ける女性が増え、共働き世帯が増加する一方で、男性の家事・育児に費やす時間が他の先進国と比較すると低水準にとどまる中、“ワンオペ育児”という言葉も生まれ、働き方の見直しが課題となっています。また、子育ての手助けができる人が身近にいないことも少なくありません。このような背景を踏まえつつ、人間形成の基礎となる大切な時期の子育てを支援する取組が必要です。

文京区では、年少人口増加等により、保育の必要性は引き続き高い状況にあるため、保育施設の整備を積極的に進めていくとともに、保育施設への指導を強化していきます。あわせて、育成室の整備、都型学童クラブの誘致、放課後全児童向け事業の充実など、ニーズに応じた放課後の安全な居場所を提供します。これらの取組により、年齢や様々なニーズに配慮しながら、子どもが安心して過ごせる環境を整備していきます。また、多様化する子育て世帯のニーズを的確に把握し、安定的な子育て支援サービスが提供できるよう、取り組んでいきます。

各家庭がより良い子育てを選択できるよう、子どもと家庭を支える取組を推進します。

- 保育所・幼稚園の充実
- 多様な保育ニーズへの対応
- 放課後の居場所づくり
- 子育て情報の提供
- 経済的負担の軽減
- 仕事と生活の調和に向けた取組

### 3 子どもの生きる力・豊かな心の育成



これからの社会を担う子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けることは、豊かな人間性を育む上で大切なことです。

このため、幼児教育や学校教育の充実をはじめ、幼児・児童・生徒が様々な体験や友だちとのかかわりの中で、触れ合う機会や居場所が持てるよう、子どもの視点で確保することに取り組んでいきます。

また、さまざまな体験を通して、生命を尊重する心や、自他を大切にする心などを育んでいくことが必要です。

さらに、子どもたちの将来の社会生活を見据え、地域への愛着や望ましい勤労観、職業観を育む地域活動への参加や発達段階に応じたキャリア教育、環境に対する意識の高揚を図るための環境教育などを推進していきます。

- 多様な教育ニーズへの対応
- 教育環境等の整備
- 家庭と地域の教育力向上
- 青少年健全育成

## 4 安心して育ち、子育てできる支援体制づくり

子どもが安心して育つためには、子ども自身の権利が保障されることが不可欠です。予防的支援をさらに推進し、要保護・要支援家庭への適切な対応など、児童相談所を中心とした、関係機関が有機的に連携した総合的な支援体制を構築し、児童虐待への対応と未然防止に努めていきます。

また、いじめや体罰を許さない環境を築くとともに、学校生活では、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する基本方針を掲げ、問題があった場合には、子どもや保護者に寄り添い支援していきます。さらに、義務教育中の不登校対応の充実を図り、義務教育終了後に、ひきこもらないように、関係部署が連携し継続的な支援をしていきます。

このほか、経済的困窮やひとり親家庭への支援など、子育て世帯が置かれた状況に応じて、関係部署が連携を深め、取り組んでいきます。

- 児童虐待防止対策の充実
- 児童相談所設置及び運営に向けた取組
- 組織横断的な相談体制の構築
- 子どもの貧困対策

## 5 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

家庭が子育ての第一義的責任を果たせるよう、子育てを社会全体で支えていくためには、地域、学校、事業者、行政などの連携を深めていく必要があります。

文京区では、子育て世帯の転入、出生数の増加傾向により年少人口が増えていきます。子育てが“孤育て”に陥らず、安心して子育てできるよう、身近な場所で地域とつながる機会を増やし、子どもや子どもと一緒に集える居場所、多世代交流の場がつけられるよう、担い手となる方たちの活動を支援していきます。

- 地域との協働や地域活動の支援
- 子育て仲間作りの支援

## 6 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

子ども自身や子ども連れの人、妊産婦をはじめ、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。共通の方針を掲げ、各事業者が主体的にバリアフリーを実現するとともに、交通事故から子どもたちを守るため、道路整備や総合的な自転車対策に、引き続き取り組んでいきます。

施設の中・外を問わず、子どもたちが安全に過ごせるよう、危険箇所を確認するとともに、区立公園と児童遊園の再整備、防犯カメラの設置も進めます。

さらに、災害や事故等に備えるためには、子どもたちが利用する施設における訓練や研修、備蓄等を計画的に進めていくことが大切です。子どもたちの発達段階に応じて安全指導を行うとともに、自助・共助の大切さ、家族や地域で災害リスクに備えた取るべき行動を考えるなど防災教育を推進していきます。

- 防災に関する取組
- 青少年のための地域環境の整備
- 安心して外出できる環境の整備
- 子どもの安全の確保
- 良好な居住環境の確保

## 第5章 計画の体系・計画事業

## 【凡 例】

### 1 計画の体系

- ・計画事業の網掛け表示は、計画目標を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・他の分野別計画（6 頁参照）で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。

「地」 = 地域福祉保健の推進計画

「障」 = 障害者・児計画

「保」 = 保健医療計画

- ・他の分野別計画と重複掲載している事業については、計画の策定期限の違いなどから、一部内容が変更されているものがあります。
- ・子ども・子育て支援法第 60 条に規定する国の定める基本指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）において、年度ごとの事業量、ニーズ量の見込み等を定める事項に関連する事業については、計画事業名の後に「★」を表示しています。

### 2 計画事業

- ・他の分野別計画で年度ごとの数値目標を掲げ進行管理を行う事業については、令和元年度時点では、当該計画が令和 2 年度までの計画となるため、本計画においても令和 2 年度までの数値目標のみ記載している場合があります。

# 第5章 計画の体系・計画事業

## 1 計画の体系

第4章で掲げた6つの主要項目を体系の大項目としています。

大項目	小項目	計画事業	
1 子どもの 健やかな 成長の 支援	1 妊娠・出産・子育て への切れ目ない支援	1 妊娠・出産への支援 ★	保 1.4.1
		2 母親学級・両親学級	
		3 乳児家庭全戸訪問事業 ★	
		4 産後ケア事業	
		5 乳幼児家庭支援保健事業	
		6 ぶんきょうハッピーベビープロジェクト	
		7 男性不妊治療検査費助成事業	
		8 特定不妊治療費助成事業	
		9 特定不妊治療費融資あっせん・利子補給事業	
		10 平日準夜間小児初期救急診療事業	
	2 子どもの健康増進	1 乳幼児健康診査	保 1.4.2
		2 発達健康診査	障 4.1.2
		3 乳幼児期の歯と口の健康づくり	
		4 障害者・児歯科診療事業	
		5 栄養指導講習会	
		6 食育サポーター	保 1.6.2
		7 シックハウス対策の普及啓発	
		8 障害児スポーツ事業	
		9 屋外スポーツ施設での「まるごと子育て応援事業」	
	3 子どもの発達に寄り 添った支援	1 児童発達支援センターの運営	障 4.2.1
		2 児童発達支援	障 4.3.1
		3 放課後等デイサービス	障 4.4.9
		4 医療型児童発達支援	障 4.3.2
		5 居宅訪問型児童発達支援	障 4.3.3
		6 医療的ケア児支援体制の構築	障 4.2.3
		7 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	障 4.2.4
		8 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト	障 4.5.9
		9 専門家アウトリーチ型支援	



第5章 計画の体系・計画事業

大項目	小項目	計画事業	
2 より 良い 子育て を支 える 取 組	1 保育所・幼稚園の充実	1 文京区版幼児教育・保育カリキュラム	
		2 区立保育園の運営	
		3 区立保育園障害児保育	障 4.3.5
		4 区立保育園年未保育	
		5 認証保育所の運営補助	
		6 区立お茶の水女子大学こども園の運営	
		7 グループ保育室運営	
		8 私立認可保育所等の開設を中心とした待機児童対策 ★	
		9 私立認可保育所等の質の向上	
		10 保育士等キャリアアップ事業	
		11 福祉サービス第三者評価制度の活用	
		12 区立幼稚園の認定こども園化 ★	
		13 区立幼稚園特別保育	障 4.3.6
		14 区立幼稚園の預かり保育 ★	
		15 私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助	
		16 私立幼稚園運営事業補助	
		17 私立保育園運営補助	
		18 保育園延長保育 ★	
	2 多様な保育ニーズへの対応	1 緊急一時保育・リフレッシュ時保育 ★	
	2 一時保育（キッズルーム） ★		
	3 病児・病後児保育 ★		
	4 子育て訪問支援券事業		
	5 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ★		
	6 障害者・児の短期入所（ショートステイ）	障 1.1.8	
	7 障害者・児の日中短期入所事業	障 1.1.14	
	8 障害者・児の短期保護	障 1.1.16	
	9 医療的ケア児在宅レスパイト事業	障 4.2.9	
	10 障害者・児の緊急一時介護委託費助成		
3 放課後の居場所づくり	1 育成室の整備及び運営 ★		
2 育成室の障害児保育			
3 児童館の整備及び運営			
4 放課後全児童向け事業 ★			
5 民間事業者誘致による都型学童クラブの整備			

大項目	小項目	計画事業
2 より 良い 子育て を支 える 取組	4 子育て情報の提供	1 情報誌「子育てガイド」の作成
		2 子育て応援メールマガジンの配信
		3 予防接種モバイルサービス「子育て応援ワクチンナビ」の運営
		4 子育て施策PRイベントの開催
		5 子育て世帯向けコールセンターの設置等
	5 経済的負担の軽減	1 入院助産
		2 子どもインフルエンザワクチン任意予防接種費用助成制度
		3 児童手当
		4 乳幼児及び義務教育就学児医療費助成
		5 保育所等利用多子世帯負担軽減事業
		6 認可外保育施設保育料助成
		7 私立幼稚園等保護者負担軽減
	6 仕事と生活の調和に向けた取組	1 男女平等参画推進事業
		2 労働者・事業主への広報・啓発活動

第5章 計画の体系・計画事業

大項目	小項目	計画事業	
3 子どもの 生きる 力・豊 かな 心の 育成	1 多様な教育ニーズへの対応	1 確かな学力育成事業	
		2 いのちと心の教育の推進	
		3 生きる力実現・学校力パワーアップ事業	
		4 健康・体力増進事業	
		5 中学生職場体験	
	2 教育環境等の整備	1 部活動への支援	
		2 障害及び障害者・児に対する理解の促進	障 5.2.1
		3 特別支援教育の充実	障 4.4.2
		4 バリアフリーパートナー事業	障 4.4.4
		5 日本語指導協力員派遣事業	
		6 学校運営連絡協議会・コミュニティスクール	
		7 学校施設等の計画的な改築・改修等	
		8 教育情報ネットワーク環境整備	
	3 家庭と地域の教育力向上	1 学校支援地域本部事業	
		2 家庭のふれあいの推進	
		3 ブックスタート事業	
		4 消費生活出前講座（子ども向け）	
		5 消費生活研修会（幼児向け・子ども向け）	
		6 子ども向け文化・学習事業の充実	
		7 親子スポーツ教室	
8 小中学生スポーツ教室			
9 【文京ecoカレッジ】親子環境教室			
10 親子生きもの調査			
11 環境教育の推進			
12 家庭教育支援の推進			
13 P T A活動との連携強化、活動支援			
14 アカデミア講座等での保育室設置			
4 青少年健全育成	1 文京区青少年育成プラン等の推進		
	2 中高生の居場所の確保（b-lab（文京区青少年プラザ））		
	3 ボランティア・市民活動への支援	地 1.1.3	
	4 青少年健全育成会への支援・連携		
	5 青少年の社会参加推進事業補助		

大項目	小項目	計画事業	
4 安心して育ち、子育てできる支援体制づくり	1 児童虐待防止対策の充実	1 児童虐待防止ネットワークの充実 ★	
		2 児童虐待防止対策事業 ★	
		3 育児支援ヘルパー事業 ★	
	2 児童相談所設置及び運営に向けた取組	1 児童相談所の設置準備及び運営	
		2 児童福祉審議会の設置及び運営	
	3 組織横断的な相談体制の構築	1 児童を対象とした相談窓口の運営	
		2 子ども家庭支援センター事業	
		3 子ども養育専門法律相談事業	
		4 障害児相談支援	障 4.2.8
		5 就学前相談体制の充実	障 4.3.7
		6 総合相談室の充実	
		7 不登校への対応力強化	
		8 ひきこもり等の自立支援	
		9 民生委員・児童委員、主任児童委員による相談援助活動	
		10 保育園子育て相談	
		11 幼稚園子育て相談	
	4 子どもの貧困対策	1 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援	地 3.2.1
		2 入学支度資金融資あっせん	
		3 奨学資金給付金制度	
		4 就学援助	
	5 塾代等助成事業		
	6 学校給食補助		
	7 子ども宅食プロジェクト事業		
	8 子育て支援事業利用者負担軽減補助		
	9 福祉手当の支給		
	10 特別児童扶養手当の支給		
	11 児童育成手当（障害手当）の支給		
	12 児童扶養手当の支給		
	13 児童育成手当（育成手当）の支給		
	14 ひとり親家庭等医療費助成		
	15 母子・父子自立支援員		
	16 母子家庭自立支援事業		
	17 母子生活支援施設		
	18 母子・女性緊急一時保護事業		
	19 母子及び父子福祉資金		

第5章 計画の体系・計画事業

大項目	小項目	計画事業	
5 地域 社会 全体 で 子 ど も を 育 む 体 制 の 構 築	1 地域との協働や地域活動の支援	1 文京区子育てサポーター認定制度	
		2 ファミリー・サポート・センター事業 ★	
		3 小地域福祉活動の推進	地 1.1.1
		4 ふれあいいきいきサロン事業	地 1.1.6
		5 医療機関等による子育て関連事業への協力	
		6 大学の子育て関連事業への協力	
	2 子育て仲間作りの支援	1 保健サービスセンターの子育てグループ等支援	
		2 区立保育園の子育てステーション	
		3 地域団体による地域子育て支援拠点事業 ★	
		4 子育てひろば事業 ★	
		5 子ども食堂等支援事業	
		6 児童館の乳幼児プログラム	
		7 児童館の幼児クラブ	
		8 区立幼稚園施設開放	

大項目	小項目	計画事業	
6 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備	1 防災に関する取組	1 防災教室の実施 2 子育て支援施設への災害用備蓄物資の配備	
	2 青少年のための地域環境の整備	1 非行防止・更生保護の推進 2 環境浄化推進運動	
	3 安心して外出できる環境の整備	1 バリアフリーの道づくり 2 コミュニティ道路整備 3 公園再整備事業 4 共同住宅等のバリアフリーの推進 5 文京区バリアフリー基本構想の推進 6 安全・安心なまちづくり 7 安全・安心な公園づくり 8 コミュニティバス運行	地 2.1.1
	4 子どもの安全の確保	1 犯罪の被害防止対策の推進 2 安全・安心な学校づくり 3 交通安全教育の実施	
	5 良好な居住環境の確保	1 区立住宅の運営 2 居住支援の推進 3 市街地再開発における住宅供給	

## 2 計画事業



### 1 子どもの健やかな成長の支援

#### 1-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援

##### 1-1-1 妊娠・出産への支援 ★

事業概要	妊娠届の提出により、母子健康手帳とともに、妊婦健康診査と妊婦歯周疾患検診の受診票を配布する。健診は、年間を通じて各医療機関で実施する。				
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容	
	<p>◆妊婦健康診査受診者数 26,441人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般健康診査受診票交付 14枚/人</li> <li>・超音波検査受診票交付 3枚/人</li> <li>・子宮頸がん検診受診票交付 1枚/人</li> </ul> <p>◆妊婦歯周疾患検診受診者数 911人</p> <p>◆母子健康手帳交付時面接（ネウボラ面接） 件数 2,154件</p>			妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成する。また、妊婦歯周疾患検診を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図る。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○				

##### 1-1-2 母親学級・両親学級

事業概要	妊婦及びその配偶者等を対象に、出産・育児について学ぶ機会を提供するとともに、仲間づくりを行い、親となる準備を支援する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○				

##### 1-1-3 乳児家庭全戸訪問事業 ★

事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、悩みや不安を聴き、適切なサービスに結び付ける。				
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容	
	子どもが生まれた家庭のうち91%に対し、保健師・助産師が訪問を行った。			対象家庭に対し、保健師・助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行う。支援が必要な家庭に対しては、保健師による相談を継続し、関係機関と連携して適切な支援を行う。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○			

#### 1-1-4 産後ケア事業

事業概要	「文京区版ネウボラ事業」の一環として、出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができる体制をつくる。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○			

#### 1-1-5 乳幼児家庭支援保健事業

事業概要	乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査における虐待予防スクリーニングの実施により、子育て困難家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を行い、虐待を予防する。				
計画目標	実績 (平成 30 年度)		計画内容		
	4か月児健康診査受診者に対し支援検討を行い、支援を要すると判断した方に対し、保健サービスセンター事業や保健師による支援、必要に応じた関係機関との連携による支援を行った。 相談実施回数 172回		育児不安や育児ストレスを抱え、支援が必要な養育者に対し、個別相談やグループ支援を継続的に行い、虐待の発生を予防する。講演会等で広く乳幼児の発達や育児に関する知識を啓発することで、養育者の不安や心配の解消を図る。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

#### 1-1-6 ぶんきょうハッピーベイビープロジェクト

事業概要	子どもを望むすべての区民が安心して子どもを産み、育てられるよう、区民自らの主体的な健康維持・増進に向けた取組を支援するとともに、妊娠出産等に関する正確な情報を提供していく。 このため、予防医療コンサルタントや医師、民間事業者等を構成員とする「ぶんきょうハッピーベイビー応援団」を設置し、妊娠・出産等に関する啓発冊子の作成及び配布等、情報提供をしていくことで、妊娠から出産まで切れ目ない支援を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
	○				

#### 1-1-7 男性不妊治療検査費助成事業

事業概要	不妊検査を希望する男性区民（妻が40歳以上43歳未満）で、保険診療外の精液検査及び内分泌検査を受けた方を対象に、検査費の一部を助成する。助成は1回に限り、自己負担額又は上限額1万円のいずれか低い額を助成する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
	○				



### 1-1-8 特定不妊治療費助成事業

事業概要	特定不妊治療（体外受精または顕微授精）を行い、東京都特定不妊治療費助成を受けた夫婦で、申請時に文京区に住民登録をしている方を対象に治療費の一部を助成する。助成額は、特定不妊治療費に対して、東京都特定不妊治療費助成額を除いた額のうち1年度あたり10万円を上限として助成する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○				

### 1-1-9 特定不妊治療費融資あっせん・利子補給事業

事業概要	文京区在住の夫婦で、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受ける方に対し、治療費の融資あっせん・利子補給を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○				

### 1-1-10 平日準夜間小児初期救急診療事業

事業概要	地域における小児医療体制の充実を図るため、平日準夜間（午後8時～午後11時）の小児初期救急診療事業として、都立大塚病院に豊島区と共同で「豊島文京（平日準夜間）こども救急」を設置する。 ※対象は、15歳以下の中学生までの方。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○



### 1-2-5 栄養指導講習会

事業概要	<p>母子の健康管理の観点に基づき、バランスのとれた食事、妊娠中に特に注意したい食品・栄養素についての知識や、出産後の家族の食生活も視野に入れた技術を伝達するための講習会を実施する。</p> <p>また、離乳期から幼児期までの子どもの発達に合わせた適切な食事作りを家庭で実践できるよう支援するため、講習会等を開催する。</p>				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○		

### 1-2-6 食育サポーター

事業概要	区とともに食育を推進していく食育サポーターを育成するため、講習会等を実施する。				
計画目標	実績 (平成 30 年度)		計画内容		
	<p>小学 3~4 年生を対象とした講習会を実施した。</p> <p>◆子ども野菜塾のべ参加者数 46 人</p>		<p>食の面から健康になれるよう、食育を推進していく食育サポーターを育成するため、講習会等を実施する。</p>		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
				○	

### 1-2-7 シックハウス対策の普及啓発

事業概要	<p>室内環境に起因するアレルゲンの発生抑制やシックハウス症候群の未然の発生防止に努め、区民の健康的な居住環境を確保することを目的として、パンフレットやホームページ、講習会等を通じて広報活動を行い、区民に正しい知識の普及を図る。</p> <p>また、健康的な居住環境を確保するため、相談を受けるとともに、状況と希望によって家庭の室内環境調査を実施し、助言・指導を行う。</p>				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 1-2-8 障害児スポーツ事業

事業概要	<p>水泳教室等の障害児向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝える。また、スポーツ施設改修時には、積極的にバリアフリー化を推進する等、利用者の誰もが安全快適に利用できる施設環境に整備する。</p>				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

### 1-2-9 屋外スポーツ施設での「まるごと子育て応援事業」

事業概要	<p>子どもが外で自由に遊ぶ場所が不足している現状をふまえ、屋外スポーツ施設 (六義公園運動場及び後楽公園少年野球場) を活用し、未就学児を対象とした外遊びの機会を提供する。</p>				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

## 1-3 子どもの発達に寄り添った支援

### 1-3-1 児童発達支援センターの運営

事業概要	教育センター内の児童発達支援センターにおいて、発達面や行動面に関する支援を必要とする子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、障害児通所支援を利用する児童の障害児支援利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行う。また、地域の障害児やその家族への相談支援、障害児が通う保育園・幼稚園等への援助・助言などの地域支援を行う。				
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童発達支援 年間延べ在籍者数：78人</li> <li>◆放課後等デイサービス 年間延べ在籍者数：124人</li> <li>◆障害児相談支援 年間障害児支援利用計画作成数：490件</li> </ul>		支援の必要性が高い子どもの利用等を踏まえた専門職員の配置及び職員の資質向上による提供体制の充実を図るとともに、障害児相談支援は、増加傾向にある利用計画及びモニタリングに対応できる体制整備を検討する。また、総合相談室で行っている機能訓練・グループ指導の法内化による児童発達支援センターの拡充を検討する。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 1-3-2 児童発達支援

事業概要	児童福祉法に基づき、未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作等の習得、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図るために個に応じた適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。					
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆実利用者数 188人</li> <li>◆延利用日数 14,954日</li> </ul>		児童発達支援センター等において、障害児に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。			
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実利用者数	242人				
延利用日数	11,965日					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生	
		○	○		※	

### 1-3-3 放課後等デイサービス

事業概要	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練等を行うことで、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所とする。					
計画目標	実績（平成 30 年度）			計画内容		
	◆実利用者数 340 人 ◆延利用日数 29,016 日			利用希望者の増加は、今後も見込まれるため、利用者のニーズの把握や事業所との連携により、サービス利用に関する支援を行っていく。また、区の指導検査などで事業所が適切に運営されているかを確認し、個々利用者の状況に応じた適切な支援が行われるよう、事業所と連携を図っていく。		
	項 目	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	実利用者数	413 人				
延利用日数	49,560 日					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生	
		○	○	○	○	

### 1-3-4 医療型児童発達支援

事業概要	児童福祉法に基づき、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援を要する児童に対し、児童発達支援及び治療を行う。					
計画目標	実績（平成 30 年度）			計画内容		
	都立の医療機関のみで通所訓練を実施している。 ◆実利用者数 3 名 ◆延利用日数 242 日			医療的な支援が必要な障害児に対して、児童発達支援及び治療を行うことで、障害児の心身の発達を促進する。		
	項 目	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	実利用者数	11 人				
延利用日数	561 日					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生	
		○	○	○	○	

### 1-3-5 居宅訪問型児童発達支援

事業概要	児童福祉法に基づき、人工呼吸器などの医療的ケアが必要な障害児又は感染症の恐れがあり著しく外出が困難な障害児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生	
		○	○	○	○	

### 1-3-6 医療的ケア児支援体制の構築

事業概要	学識経験者、行政機関、事業所等の関係者による会議体を設置し、課題の共有や地域ニーズを把握し、課題解決策や支援方策等について検討する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 1-3-7 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置

事業概要	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 1-3-8 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト

事業概要	集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるように、臨床心理士等の専門家チームが幼稚園、保育園、児童館等を訪問し、専門的発達支援を行う。また、保護者に対しても専門的観点から育児方法などを伝え、より質の高い育児環境を整え、健やかな育ちを支えていく。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

### 1-3-9 専門家アウトリーチ型支援

事業概要	専門家（臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、特別支援学校教員、保育士等）によるコンサルテーションを通して、保育園、幼稚園、学校等の対応力の向上を図る。「発達支援」「特別支援」「適応支援」の3分野に渡り対応する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

## 2 より良い子育てを支える取組

### 2-1 保育所・幼稚園の充実

#### 2-1-1 文京区版幼児教育・保育カリキュラム

事業概要	区立保育園・区立幼稚園で等しく質の高い幼児教育・保育を提供する環境を整えるため、文京区版幼児教育・保育カリキュラムについて各園で実践・検証する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

#### 2-1-2 区立保育園の運営

事業概要	保護者の就労等により保育を必要とする児童を預かる認可保育所として区立保育園18園を運営し、文京区版幼児教育・保育カリキュラムの実践等の取組を推進するとともに私立認可保育所等との連携を図る。 また、園舎の老朽化に伴い、必要な施設改修を行い、快適な保育環境の整備を進める。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

#### 2-1-3 区立保育園障害児保育

事業概要	区立保育園において、保育が必要な児童のうち、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施する。				
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容		
	各区立保育園において、特別な配慮を要する児童44人に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施した。 ◆実施保育園数 18園（全園） ◆入園児童数 44人		特別な配慮を要する児童に対して、個別指導計画に基づく集団保育を実施することにより、児童の発達を支援する。また、区立保育園と教育センターとの交流研修等により職員の資質向上を図るとともに、教育センターが実施する発達支援巡回相談事業等を活用し、臨床心理士や作業療法士等との連携により効果的な支援を行う。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

### 2-1-4 区立保育園年末保育

事業概要	年末の保育園休園期間中（日曜日を除く12月29日、12月30日）、保護者の就労等により家庭で保育を受けることができない児童を対象に区立保育園3園（各園30名定員）で年末保育を実施する。				
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容	
	◆実施日 12月29日 ◆実施保育園 千石保育園 ◆利用人数 5人			毎年度需要調査を行い、当該年度の実態に合わせて実施園数を調整する。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

### 2-1-5 認証保育所の運営補助

事業概要	認証保育所に対する運営の補助を行うことで、良好な保育環境の維持を図る。				
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容	
	区内在住の乳幼児が通う認証保育所への補助を行い、良好な保育環境の維持に繋がった。 ◆区内 3園 ◆区外 48園			東京都が独自の基準で認証する認証保育所の支援を行う。区の内外を問わず、区民が通う認証保育所に対して運営の補助を行うことで、良好な保育環境の維持を図る。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

### 2-1-6 区立お茶の水女子大学こども園の運営

事業概要	国立大学法人お茶の水女子大学と協働で開設した区立の保育所型認定こども園について、運営業務全般を大学に委託する。当該施設で質の高い保育サービス・幼児教育を提供するとともに、教育カリキュラム開発等の実践研究を通じて、望ましい幼児教育・保育環境を探索し、その研究成果を区内の保育・幼児教育施設に還元する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

### 2-1-7 グループ保育室運営

事業概要	待機児童対策として区立後楽幼稚園の一室を利用した保育室（認可外）で、保護者が就労などのために日中保育ができない3歳未満の児童の保育を行う。				
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容	
	◆定員 12名			待機児童の状況をふまえ、後楽幼稚園内の保育室において、3歳未満の児童の保育（定員12名）を実施する。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○			



## 2-1-8 私立認可保育所等の開設を中心とした待機児童対策 ★

事業概要	増加する保育ニーズに対応するため、私立認可保育所等の整備を促進し、保育サービスの量的拡大を図る。				
計画目標	実績（平成 30 年度）			計画内容	
	平成 30 年度期中及び平成 31 年度当初までに、公有地の活用による 3 施設を含む私立認可保育所等を 20 施設（定員計 947 人）開設した。			待機児童数の動向を見極めながら、活用可能な公有地の情報収集や民間保育事業者に対する区独自支援策等により、私立認可保育所等の整備を促進し、待機児童の解消を目指す。	
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

## 2-1-9 私立認可保育所等の質の向上

事業概要	私立認可保育所等の保育の質の向上を図るため、保育施設に対する指導検査を実施するとともに、保育士等専門職が適宜巡回し、保育内容の確認・助言を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

## 2-1-10 保育士等キャリアアップ事業

事業概要	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けて取り組む事業者への支援をすることで、保育サービスの質の向上を図る。				
計画目標	実績（平成 30 年度）			計画内容	
	交付対象施設・事業に勤務する職員の人件費のうち、賃金改善に要した経費について交付を行った。 ◆認可保育所 33 園 ◆小規模保育事業 9 園 ◆家庭的保育事業 3 施設 ◆企業主導型保育事業 3 施設 ◆居宅訪問型保育事業 1 施設 ◆認証保育所 1 園 ◆事業所内保育事業 1 施設			本補助金の活用を図ることで、保育士の確保・定着を図る	
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

## 2-1-11 福祉サービス第三者評価制度の活用

事業概要	区立保育園において福祉サービス第三者評価を受審するとともに、私立認可保育所に対し補助を行うことにより受審を推進し、保育の質の向上及び区民への情報提供の促進を図る。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

## 2-1-12 区立幼稚園の認定こども園化 ★

事業概要	質の高い幼児教育・保育を提供するために、区立幼稚園の認定こども園化を目指す。				
計画目標	実績（平成 30 年度）		計画内容		
	<p>明化幼稚園は実施設計が完了し、柳町こどもの森は実施設計に着手した。また、後楽幼稚園及び湯島幼稚園の認定こども園化を教育委員会において決定した。区立幼稚園の認定こども園化は 4 園目となり、認定こども園化は進んでいる。</p>		<p>区立幼稚園の認定こども園への移行については、校舎の改築・改修に合わせ整備する方針とし、その時々における保育所待機児童数や幼稚園の充足率の状況、区内の地域バランス等について、総合的に考慮の上、個別に検討していく。</p>		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

## 2-1-13 区立幼稚園特別保育

事業概要	区立幼稚園において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促していく。				
計画目標	実績（平成 30 年度）		計画内容		
	<p>区立幼稚園における特別保育のための特別保育補助員及び臨時職員を配置した。</p> <p>支援の充実を図るため、特別支援教育相談委員会を開設し、特別保育等の認定を行った。そして、個に応じた支援を図るとともに指導計画を作成した。</p> <p>特別支援教育連携協議会の専門家チームの巡回指導や BSSP の実施を受け、幼稚園教諭等への指導助言を活用した。</p> <p>就学支援シートの周知及び活用推進を行った。</p> <p>◆個別指導計画作成者数 継続 22 人 新規 38 人</p>		<p>特別な支援が必要な幼児の入園後の支援体制をより充実させるために、特別保育補助員を増員するとともに補助員を対象とした研修を行う。また、園での支援が小学校や関係機関などへとつながり、連携も深められるよう、個別の教育支援計画を作成する。</p> <p>引き続き、特別支援連携協議会の専門家チームによる巡回指導や BSSP の実施の活用、就学支援シートの周知及び活用を推進していく。</p>		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○		

#### 2-1-14 区立幼稚園の預かり保育 ★

事業概要	祝休日、幼稚園休業日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除き、午前8時から教育課程開始前および教育課程終了後から午後6時まで（長期休業中は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後6時まで）預かり保育を行う。保護者の就労等の要件による月を単位とした「登録利用」と、必要に応じて利用可能な日を単位とした「一時利用」を実施する。					
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容		
	30年度より減免制度を導入した。 ◆一園一月当たりの 平均利用回数 405人			保育園待機児童緊急対策を受け、また、区立幼稚園における保育内容の充実を図る観点から、区立幼稚園全園（10園）において、在園児を対象に長期休業中（夏休み等）を含め、預かり保育を実施する。 保護者が必要に応じて利用できる一時預かり保育も実施しており、今後、全ての園が登録利用も一時利用もさらに利用しやすい環境を目指す。		
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	一園一月当たりの 平均利用回数	413	421	429	437	445
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生	
			○			

#### 2-1-15 私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助

事業概要	長時間の保育を必要としている園児の受入れを促進し、幼稚園教育の振興と保育所等の待機児童の解消を図ることを目的として、区内私立幼稚園が行う長時間預かり保育事業に対し、補助を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○		

#### 2-1-16 私立幼稚園運営事業補助

事業概要	区内私立幼稚園が幼児教育の振興・充実を図るために行う預かり保育、未就園児向け施設開放、育児相談等の事業に対し、補助を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○		

#### 2-1-17 私立保育園運営補助

事業概要	保育を行う児童の在籍する保育所等が実施する保育事業について、当該事業に係る経費の一部を補助することにより、利用者負担の軽減及び保育サービスの向上を図る。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

## 2-1-18 保育園延長保育 ★

事業概要	保護者の勤務時間（通勤時間を含む）等の都合により保育の必要がある 1 歳児クラス以上の児童を対象に、午後 6 時 15 分から午後 7 時 15 分まで、延長保育を実施する。				
計画目標	実績（平成 30 年度）			計画内容	
	延長保育実施園数は、にじのいるか保育園千石第二外 10 園の新規開設に伴い、75 園となった。			私立認可保育園の開設予定に伴い、延長保育実施園の増を行う。また、一時的に児童の引取りが遅くなる場合に限定した、延長保育スポット利用の制度を実施する。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

## 2-2 多様な保育ニーズへの対応

### 2-2-1 緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 ★

事業概要	区立保育園において、一時的に保育が必要な乳幼児を対象に、緊急一時保育事業を実施する。また、緊急一時保育事業の利用に空きがある場合、要件を問わず利用できるリフレッシュ一時保育事業を実施する。				
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容		
	◆実績 6,369人 （緊急一時保育・リフレッシュ一時保育の合計）		在宅子育て家庭が一時的に保育が必要になった時の支援として、引き続き区立保育園で一時保育事業を行う。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

### 2-2-2 一時保育（キッズルーム） ★

事業概要	満1歳から就学前までの幼児の保護者を対象に、育児疲れのリフレッシュや学校、幼稚園等の行事参加など多様な保育需要に対応するため、一時保育所を運営し、保護者の社会活動への参加等を推進する。					
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容			
	30年度は貧困家庭への支援を強化するため、本事業利用者を前年度住民税非課税世帯等に対する利用料一部助成制度の対象とした。 ◆利用者数（延） キッズルーム目白台 2,116人 キッズルームシビック 7,177人 キッズルームかごまち 3,102人		育児疲れによるリフレッシュや学校・幼稚園等の行事参加など多様な保育需要に対応するため、一時保育所の運営を行う。また、多様化する保育ニーズに対応するため、令和5年度に新たな一時保育所の開設を行い、保護者の社会活動への参加等を推進する。			
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施施設	3か所	3か所	3か所	4か所	4か所
	利用想定人数	14,973人	14,973人	14,973人	18,489人	18,489人
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生	
		○	○			

### 2-2-3 病児・病後児保育 ★

事業概要	病中又は病気の回復期にあるお子さんを、家族の介護や勤務の都合等やむを得ない事由により、集団保育や家庭での保育をすることができないとき、区が委託する医療機関等で、保育を行う。					
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容		
	30年度は、貧困家庭への支援を強化するため、前年度住民税非課税世帯等に対する利用料全額助成制度の対象とした。 ◆施設型利用者（延） 2,272人 ◆訪問型助成申請件数 174件			病児・病後児保育施設の運営を行い、病気により集団保育の困難な児童を一時的に預かることで、保護者の就労等を支援する。 増加する病児・病後児の保育ニーズに対応するとともに、施設の地域偏在を解消するため、令和2年度、令和3年度にそれぞれ新規施設を開設する。また、民間事業者の訪問型病児・病後児保育を利用した際の費用の一部を助成する。		
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施施設	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	利用想定人数	2,556人	3,076人	3,154人	3,228人	3,293人
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生	
		○	○	○		

### 2-2-4 子育て訪問支援券事業

事業概要	保護者が、病気、通院、育児疲れによるリフレッシュ等のため、シッターの派遣を希望する場合に、子育て訪問支援券を交付する。区が指定した民間のシッター事業者の中から、利用者が自分で選択することで、多様化するニーズに対応するとともに、安全・安心なシッターサービスを提供する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

## 2-2-5 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ★

事業概要	保護者が病気や出産等により、緊急かつ一時的に子ども（生後7日目から小学生まで）を自宅で保育することが困難になった場合に、宿泊を伴う一時預かりを行うことで、子育て支援を推進するとともに児童及び家庭の福祉の向上を図る。				
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容	
	ショートステイ・トワイライトステイ事業の実施により、保護者が出産、疾病、就労などの事由による利用を行うことで、保護者の子育て及び就労の両立を支援するとともに、子ども家庭支援センターとの連携により、育児疲れ等の一時的な休養を必要とする子育て世帯の支援を行った。 ◆延利用日数 ショートステイ 461日 トワイライトステイ 144日			緊急時等に2か所のショートステイ実施施設において、児童の短期的な養育を行い、子育て世帯の支援を行う。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	

## 2-2-6 障害者・児の短期入所（ショートステイ）

事業概要	自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。					
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容		
	介護者が病気や休養を要する場合等にサービスを提供し、障害者・児の在宅生活の支援を行い、介護者の負担軽減を図った。 ◆実利用者数 福祉型：25人、医療型：5人 ◆延利用日数 福祉型：401日、医療型：133日			利用を希望する区民が公平にサービスを受けられるよう、その方策を事業所と連携を図りながら検討していくとともに、引き続き、適正なサービス支給量を決定していく。		
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	福祉型 実利用者数	167人				
	福祉型 延利用日数	5,682日				
医療型 実利用者数	10人					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生	
		○	○	○	○	

## 2-2-7 障害者・児の日中短期入所事業

事業概要	自宅で障害者・児を介護する方が病気の場合等に、短期入所施設で宿泊を伴わずに、日中の見守り、入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。					
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容		
	介護者が病気の場合等にサービスを提供し、障害者・児の在宅生活の支援を行い、介護者の負担軽減を図った。 ◆実利用者数 24人 ◆延利用回数 236回			利用者のニーズと利用実態の把握に努め、適正なサービスの支給決定を行っている。		
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実利用者数	65人				
延利用回数	1,230回					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生	
		○	○	○	○	

## 2-2-8 障害者・児の短期保護

事業概要	心身障害者・児の介護にあっている家族等が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難な場合に、文京藤の木荘（文京槐の会内）において、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減する。					
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容		
	幼児期から成人までを対象として実施した。また、より繊細な配慮が必要な利用者も増えているため、環境や支援体制など情報共有を行いながら支援を行っている。 ◆実利用者数 77人 ◆延利用時間 6,505時間			障害者・児それぞれの特性や心身の安定に配慮しながら事業を実施していく。		
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実利用者数	73人				
延利用時間	6,755時間					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生	
		○	○	○	○	

## 2-2-9 医療的ケア児在宅レスパイト事業

事業概要	医療的ケアが必要な在宅の障害児等を介護する同居の保護者等の一時休息（レスパイト）を図るため、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、医療的ケア等を行う。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生	
		○	○	○	○	



## 2-2-10 障害者・児の緊急一時介護委託費助成

事業概要	<p>障害者・児を日常的に介護している家族が、冠婚葬祭・疾病等の理由により一時的に障害者の介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成する。ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となる。</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

## 2-3 放課後の居場所づくり

### 2-3-1 育成室の整備及び運営 ★

事業概要	<p>保護者の就労等により、放課後、家庭での保育に欠ける児童（原則として小学校1年生から3年生まで）に対し、指導員が遊びと生活指導を通じて子どもの成長を支援する。また、待機児童の解消を図るため、暫定受入れ等の対策を講じるとともに必要な地域を精査のうえ、新たな育成室の整備拡充を図る。</p>					
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容			
	<p>平成31年4月開室に向けて音羽育成室の開室準備を行った。</p> <p>また、指導員及び非常勤職員を対象とした研修を実施し、保育の質の向上を図った。</p> <p>◆育成室 37室</p>		<p>待機児童の状況を鑑み、児童の暫定受け入れ、改修時の面積拡大等の対策を講じるとともに、新たな育成室の整備拡充を図る。整備にあたっては、小学校改築などの機会を捉えて校内での整備場所の確保に努める。</p> <p>また、子どもの自主性、社会性等をより一層向上させるために、職員研修の内容の充実を図る。そして、児童指導における専門的な知識と経験を有する職員を育成するとともに、各育成室間での情報を共有化し、安定した保育の供給と円滑な運営を行う。</p>			
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	育成室数	40	43	45	47	47
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生	
				○		

### 2-3-2 育成室の障害児保育

事業概要	保護者が仕事や病気等のため、放課後等の保育の必要な小学校1年から3年生のうち心身に特別な配慮を要する児童（要配慮児）に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。					
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容		
	全育成室37室のうち34室で入室者があり、個別指導計画の作成を行った。なお、3室については要配慮児の入室実績がなかった。			保護者が仕事や病気等のため保育の必要な障害のある児童に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。障害児保育補助の非常勤職員を配置し、受け入れ環境を整えるとともに、指導員のための研修を定期的実施し、保育の質の向上を図る。また、育成室巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図る。		
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	要配慮児保育を行う育成室数	40	43	45	47	47
	個別指導計画を作成する育成室数	40	43	45	47	47
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生	
				○		

### 2-3-3 児童館の整備及び運営

事業概要	児童の健全育成を図るとともに、児童館の耐震化補強を進め、あわせて内装改修及び設備整備を行い、環境を整備する。					
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容		
	児童館において、トイレの内装工事及び洋式化、遊具修繕工事等を行った。 ◆トイレ内装工事・洋式化実施 3館（柳町、根津、目白台第二） ◆遊具修繕工事实施 4館（柳町、小日向台町、湯島、目白台第二） 指導員及び非常勤職員を対象とした研修を行い、保育の質の確保に努めた。 ◆登録者数 全16館 34,632人			職員研修の内容の充実を図り、放課後全児童向け事業の実施が児童館の利用状況に与える影響も踏まえ、利用実態に合わせた児童館の望ましいあり方について検討する。 また、内装改修及び設備整備を行う。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生	
		○	○	○	○	

### 2-3-4 放課後全児童向け事業 ★

事業概要	区立小学校の放課後や学校休業日等に校庭等の小学校の施設の一部を開放し、大人の見守りのもと、小学生が安心して遊びや学びなどの活動ができる、放課後の居場所を提供する。				
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容	
	<p>新たに、礪川、駒本、本郷、千駄木、誠之、昭和小学校の6校で事業を開始し、多くの小学生に、安心して活動できる居場所を提供できている。</p> <p>◆実施校 19校 （汐見小学校放課後事業含む）</p> <p>◆実施日数延べ 3,294日</p> <p>◆参加人数 136,581人</p>			<p>令和元年度に窪町小学校で新たに事業を開始し、全区立小学校で事業実施となった。各校には地域の代表や学校関係者等で構成された運営委員会を設置しており、運営委員の意見を反映させながら、地域及び学校の実状に応じた事業の運営を行う。活動場所を固定せずに工夫し、学校内の空きスペースを最大限に活用しながら、実施時間延長など事業の充実を図っていく。</p>	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	

### 2-3-5 民間事業者誘致による都型学童クラブの整備

事業概要	既存の育成室運営では対応できない時間延長や一時受入れ等の保育ニーズに対応するため、放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者を経費の一部を補助する。				
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容	
	<p>ベネッセ学童クラブ音羽（2支援分）及び春日に対し、施設の運営に係る経費の一部に対する補助を実施した。また、新たに区内への誘致を1ヶ所（ベネッセ学童クラブ千石、平成31年4月1日開設）行い、施設整備に係る経費の一部に対する補助を実施した。</p> <p>◆運営費補助等 3支援分（音羽2支援、春日1支援）</p> <p>◆区内誘致（整備費補助） 1か所</p>			<p>区が定める要綱の基準を満たす民間学童クラブを整備・運営する民間事業者に対し、経費の一部を補助する。併せて、東京都へ都型学童クラブ事業補助金を申請する。</p>	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	

## 2-4 子育て情報の提供

### 2-4-1 情報誌「子育てガイド」の作成

事業概要	<p>子育て支援事業や困ったときの相談窓口など、子育てに関する情報誌として子育てガイドを作成する。妊娠中から子育てに関する情報を周知し、地域から孤立しやすい乳幼児期の子育て中の保護者を支援するため、母子健康手帳交付時に配付する。</p> <p>また、文京区に転入した子育て世帯についても窓口にて配布を行う。</p>				
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容		
	<p>乳幼児期の子育てに関する情報提供冊子として「子育てガイド」を作成し、母子健康手帳交付時に配付するとともに、文京区に転入した子育て世帯に対しても窓口配付を行い、地域から孤立しやすい乳幼児期の子育て中の保護者を支援した。また、保育施設等の情報を更新した「概要版」を無料配布することで、既に配付した保護者に対しても最新の情報を提供した。</p> <p>◆作成部数 5,000部</p>		<p>妊娠中から子育てまでにに関する最新情報を収集し、民生・児童委員、主任児童委員と協働で年1回子育てガイドを発行し、母子健康手帳交付時等に配付するとともに、区ホームページで公開する。</p> <p>「子育てガイド電子ブック」の作成をはじめ、これまでにない新たな手法での子育て情報の発信に取り組む。</p>		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 2-4-2 子育て応援メールマガジンの配信

事業概要	<p>妊婦や乳幼児の保護者が、安心して出産や子育てができるように、おなかの赤ちゃんの様子や産後のお子さんの成長、健康・食事などのアドバイス、子育てサービス等のタイムリーな情報をメールマガジンとして配信する。</p>				
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容		
	<p>子育てガイドや区ホームページで事業の広報をするとともに、子育て支援課の各種登録手続き時、保健サービスセンターの健診時等で周知を図った。</p> <p>また、ポスターやチラシをリニューアルし、より、事業の魅力をアピールする取り組みを実施した。</p> <p>◆30年度末の登録者数 2,523名 産前メール 175名 産後メール 2,348名</p>		<p>妊娠周期や子どもの月齢に合わせた、タイムリーな行政情報の充実を図る。</p> <p>また、新たに子どもを授かった世帯に対し、事業案内パンフレット等により、周知を行う。</p>		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○		

### 2-4-3 予防接種モバイルサービス「子育て応援ワクチンナビ」の運営

事業概要	お子さん一人ひとりに合わせた予防接種スケジュールを自動作成し、種類や回数が多く複雑な接種スケジュール管理に係る保護者の負担軽減として、接種時期等の情報を配信する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 2-4-4 子育て施策PRイベントの開催

事業概要	全ての子育て家庭に対して、子育て支援施策の情報を周知するイベントを開催する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 2-4-5 子育て世帯向けコールセンターの設置等

事業概要	子どもの手当・医療費助成等を主としたコールセンターを設置し、日中に問い合わせ時間が確保しにくい子育て世帯に対応する。また、コールセンターでの問い合わせ実績を踏まえ、AI 応答窓口の開設準備を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

## 2-5 経済的負担の軽減

### 2-5-1 入院助産

事業概要	「児童福祉法」に基づき、出産時に分娩・入院の費用を支払うことが困難な妊産婦（所得要件あり）に対して、その費用を支給する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○				

### 2-5-2 子どもインフルエンザワクチン任意予防接種費用助成制度

事業概要	インフルエンザワクチン任意予防接種は広く行われているため、子育て中の保護者への経済的な負担軽減の一助として、生後6か月以上15歳未満を対象に接種費用の一部を助成する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 2-5-3 児童手当

事業概要	中学校修了前（満15歳に達した日以後の最初の年度末）までの児童の養育者に手当を支給する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	

### 2-5-4 乳幼児及び義務教育就学児医療費助成

事業概要	中学校修了前（満15歳に達した日以後の最初の年度末）までの子どもの保険診療による医療費の自己負担分を助成する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	

### 2-5-5 保育所等利用多子世帯負担軽減事業

事業概要	子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもを多く持ちたい世帯に対する支援となるよう、区内に在住する2人以上の子どもを扶養する世帯で、認可保育所に通う第2子の子の保育料を半額とし、第3子以降の子の保育料を無料とする。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

### 2-5-6 認可外保育施設保育料助成

事業概要	区内に在住する世帯で、認証保育所や「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている認可外保育施設を利用する場合、保育料を世帯の課税額や子どもの人数に応じて助成する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

### 2-5-7 私立幼稚園等保護者負担軽減

事業概要	私立幼稚園等に在園する園児の保護者に対し、保育料等を助成する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
			○		



## 2-6 仕事と生活の調和に向けた取組

### 2-6-1 男女平等参画推進事業

事業概要	固定的な性別役割分担意識にとらわれない、各人の個性と能力を十分に発揮し、互いの違いや多様な生き方を尊重する男女平等参画社会を目指した推進セミナー等を行う。				
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容		
	<p>女性の再就職支援セミナーを開催したほか、父親が育児をすることについての写真展や講演を行った。</p> <p>性自認及び性的指向に関する啓発としては、講座と映画会を開催した。</p> <p>また、UN Women（国連女性機関）日本事務所や区内大学、NPO、警察、企業等と連携し、暴力の根絶や国際女性デーの啓発促進事業を行った。</p> <p>文京区女性団体連絡会の啓発誌についても、「男女平等はどこまで」を年間テーマに特集を組み、内容の充実を図った。</p>		<p>固定的な性別役割分業意識にとらわれず、女性も男性も各人の個性と能力を發揮できる男女平等参画社会を目指し、セミナーの実施、啓発誌の発行等を通して意識啓発を行う。また、関係機関と連携し幅広い世代を対象に事業内容の充実を図る。</p>		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 2-6-2 労働者・事業主への広報・啓発活動

事業概要	育児と仕事の両立をはじめとする多様な働き方の実現に向けた意識改革を推進するため、関係行政機関や商工会議所等の各種経済団体と連携しつつ、積極的な情報提供に努め、労働者及び事業主への広報・啓発活動を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 3 子どもの生きる力・豊かな心の育成

#### 3-1 多様な教育ニーズへの対応

##### 3-1-1 確かな学力育成事業

事業概要	全小学校に非常勤講師を配置し、少人数指導やチーム・ティーチングを実施することにより指導方法を工夫・改善するとともに、対応が困難な学級、授業等に教育課題対応の講師を配置し、複数担任制等を実施するなど学級運営支援を行う。 小学校においては、校長の経営方針や重点課題等に対応した指導方法の工夫・改善を行う。中学校においては、東京都の教員加配による少人数指導を補充・強化するとともに、チーム・ティーチング等により指導の充実を図る。				
	対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生
				○	○

##### 3-1-2 いのちと心の教育の推進

事業概要	「いのちと人権を考える月間」(5月、12月)の実施を通して、自尊感情や自己肯定感を高めるとともに、自他の生命を尊重する心、人権を大切にする心や態度を育てる。 また、学識経験者、医師、看護師等による「いのちと心の授業」(乳幼児とのふれあいを含む)を年1回実施する。				
	対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生
			○	○	○

##### 3-1-3 生きる力実現・学校カパワーアップ事業

事業概要	新学習指導要領の「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標に向けて、各学校・園が学校評価を基に、幼児・児童・生徒、保護者、地域の期待に応えるために、特色ある教育活動を展開する。 学識経験者・専門家・地域人材資源活用、大学等連携による補充学習、教育活動のレベルアップ等を通して、各学校・園ならではの魅力と活力あふれる教育活動を推進する。				
	対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生
			○	○	○

##### 3-1-4 健康・体力増進事業

事業概要	子どもたちの生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向け、区内大学との連携や支援人材の配置等、文京区がもつ教育資源の活用により、子どもたちの健康・体力の向上を図る。				
	対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生
			○	○	○

### 3-1-5 中学生職場体験

事業概要	<p>文京区立中学校において、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成することを目的に、中学校2年生が、3日間地域の商店、地元の民間企業、公的施設等の職場で仕事等を体験する。</p>				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
					○

## 3-2 教育環境等の整備

### 3-2-1 部活動への支援

事業概要	区立中学校においては、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するため、部活動指導を推進している。各中学校の学校規模や教員の専門性等の状況に応じ、教員に代わって部活動を指導できる部活動指導員を各中学校 4 名配置し、技術的指導や専門的指導を行うことにより、部活動全体の充実を図る。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
					○

### 3-2-2 障害及び障害者・児に対する理解の促進

事業概要	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を促していく。				
計画目標	実績（平成 30 年度）		計画内容		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆心のバリアフリーハンドブックの活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・区立小・中学校に対し教材として配付</li> <li>・ふれあいの集いや講演会等での配布等</li> </ul> </li> <li>◆講演会の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援フォーラム（区内事業者等が実行委員として参加）において、実行委員主催（区後援）で年 1 回開催。</li> </ul> </li> </ul>		障害の特性や障害のある人について、子どもから大人まで理解を深める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会の実施 年 1 回</li> <li>・パンフレット等の作成</li> </ul>		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 3-2-3 特別支援教育の充実

事業概要	区立小学校及び中学校にこれまでの特別支援教育支援員に代わり、教員免許を有する特別支援教育担当指導員を配置し、交流及び共同学習支援員とともに特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことにより、特別支援教育のさらなる充実を図る。				
計画目標	実績（平成 30 年度）		計画内容		
	中学校の特別支援教育担当指導員を 5 人増員し、通常の学級に在籍し、支援を要する生徒によりきめ細やかな支援を行った。 ◆特別支援教育担当指導員の配置 小学校 20 校（23 人） ◆特別支援教育担当指導員の配置 中学校 10 校（15 人） ◆交流及び共同学習支援員の配置 小学校 7 校（17 人） ◆交流及び共同学習支援員の配置 中学校 3 校（6 名）		特別支援教育に係る研修により教員の指導力向上を図るとともに、特別支援教育担当指導員等の人材配置並びに研修、また、その人材の有効な活用に向けた学校への指導・助言、校内における組織的・継続的な支援体制の整備等を進める。インクルーシブ教育の充実に向けて特別支援教育担当指導員と交流及び共同学習支援員の配置規模の重層化を図る。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
				○	○

### 3-2-4 バリアフリーパートナー事業

事業概要	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が個々のニーズに応じた教育を受けることができるようにするため、障害児への支援に理解のある大学生や地域人材等の協力を得て幼児・児童・生徒へのサポートを行う。				
計画目標	実績（平成 30 年度）		計画内容		
	バリアフリーパートナーが特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する理解を深められるよう、NPO 法人と連携し研修を行った。また、NPO 法人のコーディネーターが学校との調整を行い、実際の現場でバリアフリーパートナーの活動を援助することにより、支援の充実を図った。 ◆サポート実施数 幼稚園：7 園、小学校：18 校、 中学校：3 校		幼児・児童・生徒がそれぞれのニーズに応じた教育を受けられるよう、引き続き大学や NPO 法人等と連携し、バリアフリーパートナーの人材確保や、資質の向上を図るための研修等を実施する。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

### 3-2-5 日本語指導協力員派遣事業

事業概要	英語圏以外の外国から日本語が不自由な児童・生徒が入学した際には、学校生活適応への支援の一環として、母語の日常会話ができる日本語指導協力員を1回の派遣期間は60時間を限度として派遣する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

### 3-2-6 学校運営連絡協議会・コミュニティスクール

事業概要	<p>全幼稚園、小・中学校に「学校運営連絡協議会」を設置し、学校運営や教育活動に地域の意見を反映することによって、学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりを推進する。</p> <p>また、コミュニティ・スクールにおいては、「学校運営協議会」が学校運営の基本方針を承認し、教育活動等に意見を述べるなど、地域住民等による学校運営参画を一層推進する。</p>				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

### 3-2-7 学校施設等の計画的な改築・改修等

事業概要	学校施設の改築や改修を行い、教育環境の向上を図る。				
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容		
	<p>◆学校施設改築 誠之小学校の既存校舎解体を完了させて新校舎建設工事に着手し、明化小学校は実施設計を完了し、柳町小学校は実施設計に着手した。</p> <p>◆校庭改修、給食室整備、外壁・サッシ改修 駕籠町小学校校庭改修、大塚小学校給食室改修、湯島小学校の外壁・サッシ改修の設計、指ヶ谷小学校・根津小学校・文林中学校の外壁・サッシ改修工事を実施した。</p>		子どもたちの良好な教育環境を確保するため、老朽化校舎の改築、計画的な施設の改修及び小学校の学級数増への対応を行う。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

### 3-2-8 教育情報ネットワーク環境整備

事業概要	児童・生徒の情報活用能力の育成や、教科指導におけるICT機器活用の推進、校務の情報化による教員の負担軽減などを図るため、質の高い教育情報ネットワーク環境を管理し、教育の質の向上につなげる。また、教育用タブレット等ICT機器配置の拡充について検討する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

### 3-3 家庭と地域の教育力向上

#### 3-3-1 学校支援地域本部事業

事業概要	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充、及び地域の教育力の向上を図る。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

#### 3-3-2 家庭のふれあいの推進

事業概要	最も基本的な人間形成の場である家庭の意義を見直し、家族のふれあいやきずなを深めるため、毎月第2日曜日を文京区「家庭の日」と定め、様々な啓発を行う。 また、青少年健全育成会が実施する「家庭の日」啓発事業に対する補助を行う。				
計画目標	実績 (平成30年度)		計画内容		
	<p>家族のふれあいやきずなを深めるため、啓発用「植物の種」を区立小学校全児童に配布した。</p> <p>また、青少年健全育成会が実施する、家族のふれあい促進事業に対し補助を行うとともに、九地区合同行事「文の京こどもまつり」を実施し、家族のふれあいの促進を図った。</p> <p>◆文の京こどもまつり参加者数 約5,000人</p>		<p>最も基本的な人間形成の場である家庭の意義を見直し、家族のふれあいやきずなを深めるため、啓発品の配布や、区ホームページによる啓発を行う。</p> <p>また、青少年健全育成会が実施する合同行事などの「家庭の日」啓発事業に対する補助を行う。</p>		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

### 3-3-3 ブックスタート事業

事業概要	保健サービスセンター及び保健サービスセンター本郷支所で行われている生後 4 か月児健康診査の際に、ブックスタート事業を実施する。				
計画目標	実績（平成 30 年度）		計画内容		
	<p>図書館と保健サービスセンターの連携により、ブックスタート事業が定着し、対象者の 97.7%に実施した。乳幼児期の絵本との関わりに対する保護者の関心の高まりを受け、絵本の選び方や家庭での読み聞かせについての相談にも対応した。</p> <p>また、1 歳 6 か月児健診を契機としたフォローアップ事業「としょかんとなかよし」を図書館で実施し、読書活動の推進につなげた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ブックスタート実施人数 2,045 人</li> <li>◆としょかんとなかよし実施人数 1,453 人</li> </ul>		<p>保健サービスセンターで実施する 4 か月児健診時に、図書館職員がブックスタートパックを配付し、絵本の読み聞かせと図書館の案内を行う。絵本を介して親子のふれあいを深め、親子の健全なかかわりを育む子育て支援の一助とする。また、乳幼児期からの読書環境や読書活動の一層の充実を図るとともに、成長に伴った読書活動を推進していく。</p>		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
		○			

### 3-3-4 消費生活出前講座（子ども向け）

事業概要	小・中学生に対し、消費生活に関する知識・情報を広く伝えるため、学校・児童館等の小・中学生が集まる場所に出向き、発達段階に応じた講座を実施する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
				○	○

### 3-3-5 消費生活研修会（幼児向け・子ども向け）

事業概要	幼児・小学生（及びその保護者）を対象とし、発達段階に応じた関心のあるテーマで、消費生活に役立つ研修会を実施する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
			○		



### 3-3-6 こども向け文化・学習事業の充実

事業概要	<p>以下をはじめとした子ども向けのコンサートや各種教室、文化・学習事業を実施する。</p> <p>【公益財団法人 文京アカデミー】 0歳から入場可能なコンサートや小・中学校出前コンサートを実施するほか、夏休み子どもアカデミア講座等を開講する。</p> <p>【文京ふるさと歴史館】 夏休み期間中、小・中学生向けに自由参加型クイズを実施し、広く文京ふるさと歴史館に親しみ、文京区の歴史や文化への興味や関心を高める機会を提供する。</p> <p>【森鷗外記念館】 鷗外や文学等について楽しく親しみながら学べる事業を実施する。</p>				
	対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生
		○	○	○	○

### 3-3-7 親子スポーツ教室

事業概要	<p>親子のふれあいを通し、子どもたちの心身の健全な育成と生涯スポーツの普及・振興を図ることを目的とした初心者スポーツ教室を実施する。</p>				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

### 3-3-8 小中学生スポーツ教室

事業概要	<p>小中学生の心身の健全な育成と、ジュニアスポーツの普及・振興を図ることを目的とした初心者スポーツ教室を実施する。</p>				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

### 3-3-9 【文京 eco カレッジ】親子環境教室

事業概要	<p>体験型環境学習の機会を区民に提供し、環境問題に対する意識の高揚を図るため、区内の親子等を対象とした「親子環境教室」を開催する。</p> <p>動植物、天気や地球温暖化等さまざまなテーマで、クイズや工作等を交えて楽しく学ぶことができる教室を実施する。</p> <p>対象は区内小学生とその保護者。年6回実施。</p>				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
				○	

### 3-3-10 親子生きもの調査

事業概要	<p>身近な自然を題材に、環境保全を親子で一緒に楽しく学び、地域の環境について考える「親子生きもの調査」を実施する。自然に触れ合う体験型環境学習を通じて、区の自然環境状況把握及び環境保全への意識啓発を行う。対象は区内小学生とその保護者。</p>				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
				○	

### 3-3-1 1 環境教育の推進

事業概要	次世代を担う子どもたちへの環境教育を推進するため、省エネルギーの取組、ごみを減らす取組などのアクションプラン（行動計画）について、子どもを対象とした普及啓発リーフレットを作成し、配布する。 対象は小学校5年生。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	

### 3-3-1 2 家庭教育支援の推進

事業概要	家庭における教育力の向上のため、子どもの実態、家庭の現状に即したテーマを内容とする講座等を開設することにより、家庭や地域の教育力のさらなる向上を図る。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

### 3-3-1 3 P T A活動との連携強化、活動支援

事業概要	保護者の学習の場として、また、親同士及び親と教員とのつながりを作る場として、P T A活動を支援することにより、P T A相互の連携を強化し、家庭の教育力を向上させる。 P T Aを対象とした各種講演会・研修会、家庭教育講座等の企画内容の充実を図るとともにP T A連合会合同行事への支援を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

### 3-3-1 4 アカデミア講座等での保育室設置

事業概要	幼児を持つ親が平日日中シビックセンターで開催する文京アカデミア講座や講演会などの学習活動に参加できるよう、講座等の開催時に保育室を設置する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○		

### 3-4 青少年健全育成

#### 3-4-1 文京区青少年育成プラン等の推進

事業概要	青少年問題協議会での施策検討、青少年健全育成会（平成 26 年度までの名称：青少年対策地区委員会）で実施する事業等を通じて、文京区青少年育成プラン等を推進する。				
計画目標	実績（平成 30 年度）			計画内容	
	<p>「青少年健全育成のあり方に関する報告書」の提言を踏まえ、青少年問題協議会において、青少年関係団体の情報交換等を行った。</p> <p>また、「文京区青少年育成プラン」の重点行動である「あいさつ・声がけ・きっかけ作り」について、標語を活用した児童向けのクリアファイルを作成・配布し、啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆青少年問題協議会の開催 1 回</li> <li>◆標語付きファイルの配布 区立小学校新 1 年生に配付</li> </ul>			<p>「文京区青少年育成プラン」の育成ビジョン・推進目標・推進項目及び「青少年健全育成のあり方に関する報告書」に基づき、青少年問題協議会において施策を検討・実施する。また、青少年健全育成会（平成 26 年度までの名称：青少年対策地区委員会）においては、各地区の行動計画に基づき事業を実施する。</p>	
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

#### 3-4-2 中高生の居場所の確保（b-lab（文京区青少年プラザ））

事業概要	中高生向け施設「b-lab（文京区青少年プラザ）」において、中高生にとって魅力的な居場所を提供するほか、文化・スポーツ等の各種講座を実施し、利用者の自主性・社会性を促す。				
計画目標	実績（平成 30 年度）			計画内容	
	<p>文化・スポーツ・学習支援等の事業を通年で実施するとともに、区立中学校での出張 b-lab 授業の実施や広報誌・web 媒体での広報活動等により周知を図った結果、目標値を超える中高生の利用があり、多くの中高生が事業等に参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆利用者数 27,934 人</li> </ul>			<p>より多くの中高生に継続して利用してもらうため、魅力的な居場所づくりとなるよう、利用者による運営への参画、各種講座を実施するなど、より一層の充実を図る。また、広報誌の発行やホームページ等の情報発信により、広く中高生に対して継続した周知を図る。</p>	
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
					○

### 3-4-3 ボランティア・市民活動への支援

事業概要	ボランティア・市民活動センターを運営する社会福祉協議会にて、地域の担い手の育成、福祉教育の充実、ボランティア情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図る。【社会福祉協議会実施事業】				
計画目標	実績（平成 30 年度）			計画内容	
	従来のブース方式の「ボランティアまつり」を、プレゼン形式の「文京つながるメッセ」に変更して開催したことで、地域活動団体が来場者に活動内容をより詳細に伝えられたとともに、参加団体同士のつながりを創出する機会となった。 ◆文京つながるメッセ参加団体数 52 団体			「文京つながるメッセ」が、地域福祉活動の更なる活性化のイベントになるよう、参加団体や来場者のアンケート等を踏まえて改良しながら実施していく。なお、参加団体は固定化させず、常に時代のニーズに即した構成にしていく。	
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 3-4-4 青少年健全育成会への支援・連携

事業概要	地域の特性や社会情勢、地域住民のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため、青少年健全育成会への活動支援を行う。				
計画目標	実績（平成 30 年度）			計画内容	
	地域のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため、地域の特性を活かして実施する青少年健全育成会（九地区）の事業に対して補助を行うとともに、九地区合同行事「文の京こどもまつり」の実施や広報誌「やんぐ」の発行を支援した。また、委員研修会を 1 回、会長会 3 回、地区連絡会 2 回の開催を通して、情報交換や意見交換を行い活動の充実を図った。 ◆各地区での事業参加者数 11,560 人			青少年健全育成会（九地区）が「青少年健全育成会活動方針」及び「地区対※活動のあり方検討会議最終報告」に基づき実施する「青少年の社会参加体験・地域参画事業」等の青少年健全育成事業に対して補助を行う。あわせて、合同行事への支援を行うほか、地区連絡会、委員研修会等を実施する。 ※「地区対」とは、過去の青少年健全育成会の通称名	
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

### 3-4-5 青少年の社会参加推進事業補助

事業概要	青少年が社会性を身につけるとともに、地域社会で活動するための知識等を得る機会をより多く提供するため、NPO 等が実施する社会参加推進事業や青年育成事業に補助を行う。				
計画目標	実績（平成 30 年度）		計画内容		
	青少年が社会性を身につけるとともに、地域社会で活動するための知識等を得る機会をより多く提供するため、青少年の社会参加推進事業や青年育成事業の経費の一部について補助を行った。NPO 等の特性を活かした事業や青年自らが企画・運営を行う事業が展開された。 ◆青少年の社会参加推進事業 5 事業		NPO 等が特性を活かした青少年の社会参加推進事業や青年育成事業の経費の一部を補助する。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3 歳未満)	就学前 (3 歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

## 4 安心して育ち、子育てできる支援体制づくり

### 4-1 児童虐待防止対策の充実

#### 4-1-1 児童虐待防止ネットワークの充実 ★

事業概要	要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報共有及び状況把握に努め、連携を図る。				
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容	
	児童虐待防止のため、関係機関相互の連携を図った。 <相互連携> ◆要保護児童対策地域協議会 代表者会議1回、実務者会議4回、 個別ケース会議53回、 医療関係者会議2回			地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会を運営する。	
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

#### 4-1-2 児童虐待防止対策事業 ★

事業概要	子育て支援講座の開催や児童虐待防止マニュアルの配布による啓発活動を行う。また、養育家庭体験発表会の開催による養育家庭普及活動を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

#### 4-1-3 育児支援ヘルパー事業 ★

事業概要	児童虐待への対応及び未然防止を図るため、養育を特に支援する必要がある家庭へ育児支援ヘルパーを派遣する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○		

## 4-2 児童相談所設置及び運営に向けた取組

### 4-2-1 児童相談所の設置準備及び運営

事業概要	<p>平成31年3月に策定した「(仮称)文京区児童相談所基本計画」に基づき、具体的な相談体制及び関係機関との連携等を検討するほか、運営に必要な職員を確保するとともに、他自治体の児童相談所への派遣等により職員育成を図っていく。</p> <p>あわせて、施設整備については、必要な機能を実現するとともに、地域の住環境に配慮したボリュームとなるよう設計、建設工事等を計画的に進めていく。</p> <p>また、開設後については、増加する児童虐待等に迅速に対応するため、子どもと家庭を対象にあらゆる相談に対応し、必要に応じて子どもを一時保護するほか、里親制度など社会的養護の取組を推進する。</p>				
	対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生
	○	○	○	○	○

### 4-2-2 児童福祉審議会の設置及び運営

事業概要	<p>児童福祉法に基づく児童福祉審議会(本委員会及び専門部会)を設置・運営する。</p> <p>要保護児童等に対する措置、保育所の認可、児童福祉施設に対する命令等に対し意見を述べるとともに、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する調査審議等を行う。また、区長の諮問に応え、または関係機関に意見を具申する。</p>				
	対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生
	○	○	○	○	○

## 4-3 組織横断的な相談体制の構築

### 4-3-1 児童を対象とした相談窓口の運営

事業概要	子どもの権利を守るため、児童・生徒からの相談を受ける窓口を運営するとともに、児童・生徒には、相談窓口等の周知に努める。				
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容		
	<p>子ども家庭支援センター（総合相談及び子どもの最善の利益を守る法律専門相談、子育て世帯が抱える経済的な悩みなどに対応する子ども応援サポート室）、教育センター相談窓口を運営した。更に、子ども家庭支援センターにおいては、相談体制の充実のため、巡回相談を開始した。</p> <p>また、子ども家庭支援センターにおいては、相談窓口を紹介するために、区内小・中学校の児童生徒に配付する冊子を作成し、周知を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆小学生用冊子 15,000部 （改訂のため全学年に配付）</li> <li>◆中学生用冊子 4,000部 （新1年生に配布）</li> </ul>		<p>子どもの権利を守るため、児童・生徒からの相談を受ける窓口を運営する。児童・生徒には相談窓口を紹介するパンフレット等を配付し、虐待やいじめ等の早期発見を図る。</p>		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○



#### 4-3-2 子ども家庭支援センター事業

事業概要	<p>家庭における子育て及び子どもの健全な育成を支援するため、相談事業、子育て支援講座及び親子ひろば事業を実施し、子育て家庭の孤立化防止と仲間づくりを促進する。児童虐待通告に対する対応を行い、子育て関連機関と連携し、要保護児童・要支援家庭への支援を行う。また、支援を要する家庭に育児支援ヘルパーを派遣するなど養育支援訪問を行う。</p>				
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容	
	<p>相談事業の充実に努めるとともに、子育て支援講座や育児支援ヘルパー派遣等により、子育て家庭への支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談等対応数（面接、訪問等） 延 12,625 件</li> <li>◆子育て支援講座 27回 713人</li> <li>◆親子ひろば利用者 延 28,070人</li> <li>◆親子ひろば行事開催 414回 9,406人</li> <li>◆養育家庭体験発表会開催 1回 58人</li> <li>◆子育て関連機関等との連絡調整会議 92回</li> <li>◆育児支援ヘルパー派遣 18家庭 延 384回</li> </ul>			<p>児童相談所設置に向け、相談員の相談スキルのアップとスーパーバイズにより相談事業の充実を図る。</p> <p>また、子育て支援講座及び親子ひろば事業を充実し、子育て家庭の孤立化の防止と仲間づくりを促進する。さらに、児童虐待への対応及び未然防止を図るため、児童虐待防止啓発事業や養育家庭普及活動を実施するとともに、養育を特に支援する必要がある家庭への育児支援ヘルパーの派遣を行う。</p>	
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

#### 4-3-3 子ども養育専門法律相談事業

事業概要	<p>子どもの利益を守るための法的な相談（離婚、養育費、面会交流等）について、専門の弁護士がアドバイスを行う。</p>				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

#### 4-3-4 障害児相談支援

事業概要	<p>児童福祉法に基づき、障害児通所支援の利用の前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行う。</p> <p>さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行う。</p>					
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容		
	<p>新規事業所を1件開設した。</p> <p>◆計画作成者数 308人</p> <p>◆計画作成割合 57%</p>			<p>利用者及びその家族に対して、障害児相談支援の必要性や区内事業所について情報提供するとともに、希望する障害児やその家族が障害児相談支援を利用し、必要な情報の提供やサービスの利用支援等を得られるよう、区内及び近隣区等の相談支援事業所と連携を図っていく。</p>		
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	計画作成者数	425人				
	計画作成割合	73%				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生	
		○	○	○	○	

#### 4-3-5 就学前相談体制の充実

事業概要	<p>専門の委員からなる特別支援教育相談委員会（平成26年度に就学相談委員会から名称変更）を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒が、可能な限り保護者の意見を尊重したうえで、個々のニーズに応じて適切な支援を受けられるようにする。</p>					
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容		
	<p>保護者対象に就学相談説明会・学級見学会を実施し、特別な支援を必要とする児童・生徒の就学について相談を受けた。また、支援の専門家等で構成された就学相談委員会で審議し、児童・生徒が安心して就学できるよう相談体制の充実を図った。</p> <p>◆就学相談：小学校就学 80件 中学校就学 42件</p>			<p>個々のニーズに応じた適切な支援を行うため、特別支援教育相談委員会が円滑に運営できるよう相談体制の整備に取り組む。</p> <p>特別支援連携協議会（専門家チーム）との連携により、就学前から就学後への継続的な相談体制の充実を図る。</p>		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生	
			○	○	○	

#### 4-3-6 総合相談室の充実

事業概要	教育センター総合相談室では、0歳から18歳までの子どもの心身の障害や発達上の何らかの心配について、また不登校、集団不応等々の教育上の悩みや心配について、専門のスタッフ（心理、言語、運動機能等）が相談に応じ、必要に応じて、個別指導やグループ指導等の発達支援や心理的援助等を行う。				
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容	
	総合相談室では、0歳から18歳までの子どもとその保護者を対象に、発達及び教育に係る相談を受け、必要に応じて発達支援や心理的援助等を行った。 ◆総合相談室 年間相談件数 1,917件 延べ相談回数 16,045回			教育センター総合相談システムの活用により、増加している相談件数や複雑化かつ高度化している相談について情報共有を図り対応していくとともに、総合相談室の体制強化を検討する。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

#### 4-3-7 不登校への対応力強化

事業概要	不登校の児童・生徒に対して、様々な専門家・専門機関が関わり対応を強化することで、生活リズムの立て直し、豊かな対人関係の経験、自己肯定感のアップに寄与し、児童・生徒一人ひとりが、将来に希望を持ち、より健康で充実した日々を送っていくことを支える。また、区立小・中学校で実施している学級集団アセスメントの実施学年の拡大や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を図ることで、不登校を生まない教育環境の整備を行うとともに、民間フリースクールとの連携について拡充を検討する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

#### 4-3-8 ひきこもり等の自立支援

事業概要	半年以上、就学・就労等の社会参加ができず、家族以外の人間関係がない状態（ひきこもり状態）にある若者の自立を図るため、本人やその家族の状況に合わせた相談事業や社会参加への意欲を向上させるための段階的なプログラムなどの支援事業を実施する。				
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容	
	居場所事業、社会経験を積むための段階的なプログラムについて、初回から数回分を無料とした結果、新規利用者が増加し、自立へ踏み出す一歩となった。茶話会6回講演会・個別相談会3回実施した。 また、関係機関連絡会を4回開催し、情報共有を図った。			ひきこもり状態にある若者やその家族を支援するため、相談事業や居場所事業の充実を図るとともに、社会経験を積むための段階的なプログラムを実施する。また、家族向けの講演会や個別相談会、茶話会を継続的に実施し、社会参加につなげる支援を行う。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
					○

#### 4-3-9 民生委員・児童委員、主任児童委員による相談援助活動

事業概要	地域と行政機関のパイプ役である民生委員・児童委員協議会への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

#### 4-3-10 保育園子育て相談

事業概要	区立保育園において、乳幼児の子育てに関する相談を実施し、保護者の不安や悩みの軽減を図ることにより、地域の子育て支援の核としての役割を果たしていく。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○		

#### 4-3-11 幼稚園子育て相談

事業概要	区立幼稚園において、乳幼児の子育てに関する様々な相談に応じる。保護者の不安を受けとめることで、「親と子の育ちの場」としての役割を果たしていく。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○		

## 4-4 子どもの貧困対策

### 4-4-1 生活困窮者自立支援に基づく学習支援

事業概要	生活困窮等の理由により、学習環境・生活環境に課題のある子どもに対し、学習面及び生活面の支援を総合的に行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

### 4-4-2 入学支度資金融資あっせん

事業概要	広く教育の機会の均等を図り有用な人材を育成することを目的に、区と協定を締結した取扱金融機関による融資をあっせんし、区が利子補給（貸付利子 年 2.9%、保証料を含む）を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
					○

### 4-4-3 奨学資金給付金制度

事業概要	有用な人材を育成することを目的に、経済的理由により修学困難な生徒に対し、高等学校等へ入学するにあたり、奨学金を給付する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
					○

### 4-4-4 就学援助

事業概要	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対して、就学に必要な費用（給食費、学用品費など）の援助を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

### 4-4-5 塾代等助成事業

事業概要	就学援助補助対象世帯（生活保護受給世帯を除く）で、中学2年生又は3年生の生徒の保護者に対し、学習塾等の学校外学習にかかる費用の助成を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
					○

### 4-4-6 学校給食補助

事業概要	特別支援学級に在籍する児童・生徒を扶養している保護者及び児童・生徒を扶養しているひとり親家庭の保護者で、一定の所得基準未満の世帯に対して、給食費の補助を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

#### 4-4-7 子ども宅食プロジェクト事業

事業概要	子どものいる生活困窮世帯（児童扶養手当・就学援助受給世帯等）のうち、希望する世帯に対し企業等から提供を受けた食品等を配送する。定期配送をきっかけに、子どもとその家族を必要な支援につなげ、地域や社会からの孤立を防いでいく。				
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容	
	文京区在住の児童扶養手当・就学援助受給者世帯を対象とし、LINE、電話、郵送、窓口にて通年申込受付を実施した。 ◆配送 延2,965世帯			利用者アンケートを通じ、ニーズを把握するとともに、関係課との連携を深め、必要な支援を行う。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

#### 4-4-8 子育て支援事業利用者負担軽減補助

事業概要	前年度住民税非課税の世帯や生活保護を受けている世帯を対象として、各種子育て支援サービスを利用した際の保育利用料の一部または全額を助成し、経済的な負担の軽減を図る。 【対象事業】 ・一時保育事業（キッズルーム） ・病児・病後児保育事業（訪問型のみ全額助成） ・子育て訪問支援券事業 ・ファミリー・サポート・センター事業				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

#### 4-4-9 福祉手当の支給

事業概要	心身に障害のある方に対し、自立した地域生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当（区制度）・特別障害者手当等（国制度）・重度心身障害者手当（都制度）を支給する。（所得制限あり）				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

#### 4-4-10 特別児童扶養手当の支給

事業概要	心身に一定程度以上（「身体障害者手帳」、「愛の手帳」1～3級（度））の障害等がある満20歳未満の児童の養育者に手当を支給する。（所得制限あり）				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

#### 4-4-11 児童育成手当（障害手当）の支給

事業概要	心身に一定程度以上（愛の手帳1～3度、身体障害者手帳1・2級、脳性マヒ又は進行性筋萎縮症）の障害のある満20歳未満の児童の養育者に手当を支給する。（所得制限あり）				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

#### 4-4-12 児童扶養手当の支給

事業概要	ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。(児童扶養手当法に基づく国の制度) 【対象】18歳に到達した年度の末日以前(身体障害者1~3級または愛の手帳1~3度程度の障害を有する場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭等(所得制限あり)				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

#### 4-4-13 児童育成手当(育成手当)の支給

事業概要	ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童育成手当を支給する。(児童育成手当条例に基づく区の制度) 【対象】18歳に到達した年度の末日以前(身体障害者1~3級または愛の手帳1~3度程度の障害を有する場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭等(所得制限あり)				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

#### 4-4-14 ひとり親家庭等医療費助成

事業概要	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を目的として、児童とその養育者の医療費自己負担分のうち、一部または全部を助成する。 【対象】18歳に到達した年度の末日以前(身体障害者1~3級または愛の手帳1~3度程度の障害を有する場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭等(所得制限あり)				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

#### 4-4-15 母子・父子自立支援員

事業概要	ひとり親家庭等からの相談に応じ、必要な情報提供及び指導を行うとともに、母子及び父子福祉資金の貸付け及び母子生活支援施設への入所などを通して、母子・父子家庭の自立に向けた支援を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

#### 4-4-16 母子家庭自立支援事業

事業概要	児童扶養手当受給水準にあるひとり親家庭の父母が、より収入が高く安定した職に就くことができるよう、就職に有利な資格取得の支援として「母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業」及び「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業」を実施する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

#### 4-4-17 母子生活支援施設

事業概要	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、養育すべき児童（18歳未満）の福祉に欠けることがある場合、本人からの申し込みにより実情を調査し、必要があると認められる場合に母子生活支援施設において母子保護を実施する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

#### 4-4-18 母子・女性緊急一時保護事業

事業概要	配偶者等の暴力被害からの避難等で緊急に施設での保護が必要な母子や女性に、一時的に公的施設のほか、近隣のホテルや民間のシェルターを活用した保護と相談、援助を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

#### 4-4-19 母子及び父子福祉資金

事業概要	ひとり親家庭等に対し、経済的自立と生活意欲の助長、児童の福祉を増進するために必要とする資金を貸し付ける。 【対象】20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭等				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○



## 5 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

### 5-1 地域との協働や地域活動の支援

#### 5-1-1 文京区子育てサポーター認定制度

事業概要	区の子育て支援事業等でも活用できる、横断的な認定制度と研修プログラムを区内関係機関の協力を得て開発し、新たに「文京区子育てサポーター認定制度」を導入する。さらに、地域の人材による子育て支援に関する連絡会「地域の子育てサポート連絡会」を開催し、ネットワークの形成を図る。【社会福祉協議会実施事業】				
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容		
	<p>貞静学園短期大学等の協力を得て、子育てサポーター認定制度として、①「スタンダードサポーター認定研修」、②子ども・子育て支援新制度の子育て支援員研修（地域子育て支援拠点事業）のカリキュラムを取り入れた「アドバンスサポーター認定研修」を実施し、サポーターを認定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆スタンダードサポーター認定研修 2回開催 33人認定</li> <li>◆アドバンスサポーター認定研修 1回開催 30人認定</li> </ul>		区内大学や民間企業と協働で研修内容や研修規模の拡充を図り、ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点施設をはじめとする区の子育て関連事業の新たな担い手の発掘と養成を行う。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	

#### 5-1-2 ファミリー・サポート・センター事業 ★

事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。				
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容		
	<p>子育てサポーター認定制度「スタンダードサポーター認定研修」受講者の依頼会員宅でのお預かりのほか、地域子育て支援拠点施設等の公共施設の一時的利用を実施したことで、援助の機動性と質を高めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆依頼会員数 2,679人</li> <li>◆提供会員数 264人</li> <li>◆両方会員数 11人</li> </ul>		子育てサポーター認定制度を活用し、提供会員の質の向上を図るとともに、地域担当制をとり、提供会員と依頼会員のマッチングの向上を図る。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	

### 5-1-3 小地域福祉活動の推進

事業概要	<p>地域福祉コーディネーターを配置して、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組を地域の人とともに考え関係機関等と連携をすることで「個別支援」や「地域の生活支援のしくみづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。</p> <p>また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決するしくみづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】</p>				
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容		
	<p>地域福祉コーディネーターが、地域に向いてニーズを把握し、地域活動の拠点となる常設の居場所である「多機能な居場所」の新たな立ち上げに向けて、支援を行った。また、居場所に入ってくるさまざまな相談に他機関と連携して対応しているとともに、町会単位での「みまもり活動」も少しずつ広がっている。</p>		<p>常設の「多機能な居場所」への助成により、ニーズがあっても立上げや継続が困難であった団体や地縁組織に支援を行っていく。また、「多機能な居場所」などで上がってきた、さまざまな相談を受け止まられるよう、ICT等を活用した多機関ネットワークの構築を推進していく。</p>		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 5-1-4 ふれあいいきいきサロン事業

事業概要	<p>外出の機会が少なくなりがちの高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、健康体操、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることにより、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。【社会福祉協議会実施事業】</p>					
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容			
	<p>地域福祉コーディネーターが行う地域の居場所支援を通じて、16団体の新規のサロンが立ち上がった。常設型の居場所の立ち上げに伴い多様な世代の交流を目的とした活動が増え、また、活動内容についても多様性が見られるようになった。</p>		<p>担当地区の地域福祉コーディネーターが各団体の運営支援を行うとともに、新規のサロン立上げについて地域に向いて相談を受けるなど、積極的に対応していく。</p>			
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	サロン設置数	120				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生	
	○	○	○			

### 5-1-5 医療機関等による子育て関連事業への協力

事業概要	<p>医療機関、医師会等が行う子育て支援に関わる事業について、事業の周知などの活動支援を行う。</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 5-1-6 大学の子育て関連事業への協力

事業概要	保育士等を養成する大学から学生を実習生として保育園等で受け入れるなど、子育て分野における大学との協力を促進する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

## 5-2 子育て仲間作りの支援

### 5-2-1 保健サービスセンターの子育てグループ等支援

事業概要	保健師や助産師が、身近な場所で子育てについての相談や情報交換を行い、父親を含めた交流や子育て経験者等の相談しやすい「話し相手」との交流などを行うことにより、地域で安心して子育てができる環境をつくる。具体的には、地域での仲間づくり、乳児の月齢や特徴に応じた交流機会を提供する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
	○	○			

### 5-2-2 区立保育園の子育てステーション

事業概要	区立保育園の子育てのノウハウを地域に還元するため、親子で保育プログラムを体験する機会を提供するとともに子育てに関する相談や情報提供を行う、地域子育てステーション事業を月1回、午前中1時間程度実施する。				
計画目標	実績 (平成30年度)		計画内容		
	月1回実施することで、参加した親子同士の交流や子育ての相談を通して、子育て世帯への支援に寄与した。 【30年度】参加人数 2,055人		子育ての仲間づくりを行うとともに子育ての悩みや不安を軽減するため、より多くの親子が参加できるよう周知方法を工夫し、内容の充実を図る。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○		

### 5-2-3 地域団体による地域子育て支援拠点事業 ★

事業概要	地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とするとともに、子どもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援する。				
計画目標	実績 (平成30年度)		計画内容		
	駒込地区の運営 (こまぴよのおうち) 及び本富士地区 (こそだて応援まちづら) の開設を行った。また、令和元年度に向けた、事業者の選定を実施した。 ◆実施数 3か所		富坂地区・大塚地区・本富士地区・駒込地区の4地区に各1か所の拠点を安定的に運営するとともに、新規開設や既存施設の機能拡充を図る。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

#### 5-2-4 子育てひろば事業 ★

事業概要	乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施する。				
計画目標	実績（平成 30 年度）			計画内容	
	子育てひろば汐見・江戸川橋での日曜開館が定着した。講習会等についても、利用者ニーズを反映した内容を工夫して開催した。 ◆登録者数 8,716 人 ◆延べ利用者数 127,045 人			区内 5 か所の子育てひろば（西片、汐見、水道、千石、江戸川橋）において、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間づくりの場を提供するとともに、子育てに関する相談等の支援を行う。	
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

#### 5-2-5 子ども食堂等支援事業

事業概要	家庭の事情による孤食等の状況にある子どもたちに対する、食事提供の支援を含めた居場所づくりとしての「子ども食堂」等の地域活動の運営費を助成する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

#### 5-2-6 児童館の乳幼児プログラム

事業概要	児童館において、午前中に地域の乳幼児とその保護者を対象に、親子同士の交流・親睦を目的としたプログラムや、子育て交流講座など、親の子育てを支援する事業を行う。				
計画目標	実績（平成 30 年度）			計画内容	
	全児童館において、0～2 歳児を対象に、乳幼児プログラム（手遊び、音楽、歌、体操など）を実施し、子育てに関する親への支援を行った。 ◆実施回数 2,181 回 ◆延利用人数 33,122 人			児童館で実施する、利用者のニーズにあわせた乳幼児プログラムのさらなる充実（父親の参加しやすいプログラムの実施等）や、子育て相談事業など、子育てを支援する事業の充実を図る。	
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○			

### 5-2-7 児童館の幼児クラブ

事業概要	2歳児からを対象に、児童館において木曜日の午前中にプログラムを実施する。				
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容		
	全児童館で体操、手遊び、読み聞かせ等のプログラムを実施し、子育て支援サービスの提供を行った。 ◆登録児童数 466人 延指導児童数 12,924人		2歳児からを対象に、全16児童館において木曜日の午前中にプログラムを実施する。子育て支援サービスを提供するため、利用者のニーズにあわせた幼児クラブ活動プログラムの内容の充実を図る。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

### 5-2-8 区立幼稚園施設開放

事業概要	区立幼稚園において、園児及び未就学児に園庭等の施設を遊び場として開放し、地域の乳幼児が親子で安心して遊べる場、子ども同士で関わりがもてる場、保護者の交流を図る場としての役割を果たす。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

## 6 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

### 6-1 防災に関する取組

#### 6-1-1 防災教室の実施

事業概要	学校、保育園、幼稚園、町会、マンション等の単位で起震車及び煙体験ハウスの出張を行い、防災意識の普及啓発を図る。より多くの団体に体験してもらえようPRを継続していく。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

#### 6-1-2 子育て支援施設への災害用備蓄物資の配備

事業概要	一時保育施設等の子育て関連施設（児童館・育成室、キッズルーム、病児・病後児保育施設、子育てひろば、ぴよぴよ広場、保育園）において、利用時に災害が発生した際に必要な食糧等備蓄物資を配備する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	

## 6-2 青少年のための地域環境の整備

### 6-2-1 非行防止・更生保護の推進

事業概要	毎年7月の「社会を明るくする運動強調月間（法務省主唱）」「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間（内閣府主唱）」を機に、青少年の非行防止と健全育成並びに罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築いていくための広報啓発活動（東京ドーム周辺広報活動、文京区社会を明るくする大会、文京矯正展等）を実施する。				
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容		
	7月の強調月間に、関係30団体で構成する文京区社会を明るくする運動推進委員会を中心として、東京ドーム周辺広報啓発活動（啓発物資の配布）、文京区社会を明るくする大会（中学生の意見発表等）及び文京矯正展（刑務作業製品の展示販売等）を実施して、非行防止と更生保護についての啓発を図った。 ◆参加者数 3,597人		毎年7月に、すべての人々がそれぞれの立場で力をあわせ、犯罪や非行のない明るい社会を築いていくための広報啓発活動を展開する。 また、関係30団体で構成する文京区社会を明るくする運動推進委員会を中心に、より効果的に運動の趣旨に対する啓発活動を推進していく。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

### 6-2-2 環境浄化推進運動

事業概要	青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類（雑誌、コミック等）、ビデオ類の販売やレンタルの自主規制を区内の各店舗に対して要請するほか、テレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する。				
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容		
	青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類、ビデオ類等の販売やレンタルの自主規制に関する要請について、青少年問題協議会において審議を行った。審議を踏まえ、要請文書を送付し、地域環境の浄化に努めた。 ◆要請件数 区内書店等 155 店舗 ◆メディア関連 9 団体		青少年健全育成を一層推進するため、引き続き販売店舗やメディアに対して自主規制を要請し、地域環境の浄化に努める。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○



## 6-3 安心して外出できる環境の整備

### 6-3-1 バリアフリーの道づくり

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図る。					
計画目標	実績（平成30年度）			計画内容		
	生活関連経路381mの整備を行い、整備率が2.8%上昇した。 ◆整備率 5.5%			バリアフリー基本構想における生活関連経路について、年間350mの整備を行い、整備率を2.5%ずつ上昇させる。		
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	10.0%	12.5%	15.0%	17.5%	20.0%
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生	
	○	○	○	○	○	

### 6-3-2 コミュニティ道路整備

事業概要	幹線道路に囲まれた地区ごとに、地域住民等からなる協議会にてコミュニティ・ゾーン整備計画を策定し、面的かつ総合的な交通安全対策を推進していくことで、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 6-3-3 公園再整備事業

事業概要	区立公園や児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、公園再整備基本計画に基づき、地域住民主体の区民参画による計画的な公園の再整備を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 6-3-4 共同住宅等のバリアフリーの推進

事業概要	子ども、妊産婦を含めたすべての人が安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 6-3-5 文京区バリアフリー基本構想の推進

事業概要	バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 6-3-6 安全・安心なまちづくり

事業概要	文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくり推進地区の指定や防犯パトロール、メール等による情報発信など、地域の安全対策を推進する。				
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容		
	安全・安心まちづくり推進地区を新たに指定して助成を行ったほか、「文の京」安心・防災メールの登録者に対し、「防犯等安心情報」や「災害情報」等を発信し、地域の安全対策を推進した。 ◆安全・安心まちづくり推進地区指定・助成 新規4地区 ◆「文の京」安心・防災メール発信 34件		安心・安全まちづくり推移地区の指定を行うとともに、推進地区への活動を支援する。 また、安全・安心まちづくり活動を行う団体等への活動を支援する。 さらに継続して、青色防犯パトロールを行うとともに、ホームページや「文の京」安心・防災メールをとおして、区民に注意喚起を行う。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 6-3-7 安全・安心な公園づくり

事業概要	区立公園や児童遊園での事故やトラブルを抑止し、安全・安心な環境を提供するために、防犯カメラを設置する。					
計画目標	実績（平成30年度）		計画内容			
	（防犯カメラは令和2年度より設置）		設置要綱等を策定するとともに、整備を行う公園等に設置する。 令和2年度より4年間を目途に、順次設置する。			
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	防犯カメラ新規設置園数	29	25	24	27	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生	
	○	○	○	○	○	

### 6-3-8 コミュニティバス運行

事業概要	公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高めるとともに、人の動きを活発にし、地域の魅力や活力を引き出す。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

## 6-4 子どもの安全の確保

### 6-4-1 犯罪の被害防止対策の推進

事業概要	子どもが事件に遭遇した際、緊急に避難できる場所を確保するとともにその目印として子ども 110 番ステッカーを掲示する。				
計画目標	実績（平成 30 年度）			計画内容	
	<p>新たに子ども 110 番ステッカーの貼付に協力していただける方がいる一方、転居や高齢を理由に協力を終了する方も増えている中で、区立小学校 PTA 連合会の協力により、ステッカー貼付場所及び協力者の確認を行い、信頼性の高い事業展開を図った。また、小学 1 年生に周知用ステッカーを配布、その際に保護者宛の案内文書を同封し、事業の周知及び新規協力者の募集を行った。</p> <p>◆協力件数 1,607 件</p>			<p>子どもが事件に遭遇した際、緊急に避難できる場所を確保するとともに、その目印として子ども 110 番ステッカーを掲示する。区立小学校 PTA 連合会や区内商店や事業所、警察署等と連携を図り、事業の周知に努めていく。</p> <p>また、小学 1 年生に周知用ステッカーを配布する。</p>	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

### 6-4-2 安全・安心な学校づくり

事業概要	<p>交通事故や不審者等の身の危険から子どもたちを守るため、以下の事業を実施し、ハード・ソフト両面からの見守り体制を整備する。</p> <p>【スクールガード事業】区立小学校で実施。保護者を中心としたボランティアにより、通学路や地域の子どもの見守りを行う。</p> <p>【学校・幼稚園情報配信システム】区立全幼稚園、小学校、中学校に通う幼児・児童・生徒の保護者を対象に、事前に登録してもらっているメール、電話、FAX のいずれかに加え、無料通信アプリにも一斉送信し、迅速な情報伝達、学校と各家庭の間での情報の共有を図る。</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

### 6-4-3 交通安全教育の実施

事業概要	<p>関係機関と協力し、地域の実態や幼児・児童・生徒の生活実態に即した計画的かつ組織的な交通安全教育を行うことにより、通学時等における子どもたちの安全を確保する。また、広く区民の交通安全意識の高揚を訴えるとともに参加・体験型の実践教育を推進する。</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

## 6-5 良好な居住環境の確保

### 6-5-1 区立住宅の運営

事業概要	中堅所得者層の家族世帯に区立住宅を供給し、良好な居住環境を確保する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 6-5-2 居住支援の推進

事業概要	住宅の確保に配慮を要するひとり親家庭及び障害のある子どもの家庭の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進め、円滑な入居を促進する。また、継続的に安心して暮らせるよう関係機関と連携を図り支援するとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体からなる「文京区居住支援協議会」において住まい方に関する支援を検討していく。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 6-5-3 市街地再開発における住宅供給

事業概要	市街地再開発事業等により、子育て支援施設を併設した良質な住宅の供給を図る。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

**子ども・子育て支援事業計画における  
量の見込み（ニーズ量）と  
確保方策の実施時期**



# 子ども・子育て支援事業計画

## 1 子ども・子育て支援事業計画の考え方



子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条にもとづく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や各種子育て支援施策の円滑な実施に関する内容等を記載した計画です。

本区では、子育て支援計画と一体的に策定していますが、子ども・子育て支援法で定められた子育て支援事業を明確にするため、再掲する事業も含め、本章において量の見込みと確保方策の実施時期を記載しました。

## 2 教育・保育提供区域の設定



子ども・子育て支援事業計画においては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域）」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」を計画するものとされています。

本区においては、基盤整備や事業実施上の効果などを総合的に勘案し、文京区全域を 1 区域として設定します。

### 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間における「量の見込み（ニーズ量）」・「確保の方策」・「実施時期」を記載することになっています。

量の見込み（ニーズ量）については、平成 30 年 10 月に実施した「子育て支援に関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」と記載する）」の結果を踏まえ、量の見込み（ニーズ量）を推計し、具体的な目標設定を行いました。

確保の方策においては、これまでの幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを合わせ持った「認定こども園」の普及を図るなど、幼児期の教育・保育の場を一体的に提供する施設を推進しています。

また、少人数の子どもを保育する「地域型保育事業」を実施するなど、多様な保育サービスの充実を図り、質を保ちながら身近な保育の場を確保していきます。

#### （1）保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等により、教育・保育を利用する子どもについて 3 つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、特定教育・保育施設等（認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業）の利用先が決まっています。

##### <3つの認定区分>

<b>1号認定（教育標準時間認定）</b>	利用先：幼稚園・認定こども園
○お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	
<b>2号認定（満3歳以上・保育認定）</b>	利用先：保育所・認定こども園
○お子さんが満3歳以上で、「保育の必要性の認定」を受け、保育所等での保育を希望される場合	
<b>3号認定（満3歳未満・保育認定）</b>	利用先：保育所・認定こども園・地域型保育
○お子さんが満3歳未満で、「保育の必要性の認定」を受け、保育所等での保育を希望される場合	



## (2) 地域型保育事業について

地域型保育事業とは、子ども・子育て支援新制度において、区の認可事業として位置づけられている事業です。原則、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業であり、小規模保育（A・B・C型）・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の4類型があります。待機児の多い都市部で身近な保育の場を確保する事業です。

事業名	事業概要
小規模保育	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施します。 ・A型（保育所分園に近いもの） ・B型（保育所分園と家庭的保育の中間的なもの） ・C型（家庭的保育に近いもの）
家庭的保育	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施します。家庭的保育者の居宅その他の場所で保育を行います。
居宅訪問型保育	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施します。（ベビーシッター派遣事業）
事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施します。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供します。

## (3) 量の見込み（ニーズ量）の算定及び確保方策について

幼児期の教育・保育の量の見込み（ニーズ量）は、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出の考え方」により、将来人口推計と利用意向割合からニーズ量を算定しました。この見込みに対し、確保方策を次頁のとおり実施していきます。

### ●関連事業

2-1-8 私立認可保育所等の開設を中心とした待機児童対策

2-1-12 区立幼稚園の認定こども園化

## 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の実施時期

項 目		令和 2 年度 (R3.4.1 時点)					令和 3 年度 (R4.4.1 時点)					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育希望	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育希望	保育の必要性あり		保育の必要性あり		
		3歳以上	3歳以上		0歳	1-2歳	3歳以上	3歳以上		0歳	1-2歳	
			教育希望	左記以外			教育希望	左記以外				
① 量の見込み（ニーズ量）		2,169	765	3,093	818	2,773	2,198	775	3,134	844	2,835	
② 確保の方策	教育保育施設	認定こども園	33	0	33	6	21	33	0	33	6	21
		区立幼稚園	705	328	-	-	-	705	328	-	-	-
		私立幼稚園	1,708	439	-	-	-	1,708	439	-	-	-
		国立大学附属 幼稚園	114	-	-	-	-	114	-	-	-	-
		区立 認可保育園	-	-	1,082	141	633	-	-	1,082	141	633
		私立 認可保育園	-	-	2,734	501	1,694	-	-	3,012	564	1,873
		臨時保育所 定期利用保育	-	-	63	9	77	-	-	42	9	78
		東京都 認証保育所	-	-	27	39	128	-	-	27	39	128
		企業主導型 保育事業	-	-	14	18	34	-	-	14	18	34
		その他 認可外保育施設	-	-	-	8	21	-	-	-	8	21
	地域型保育事業	家庭的 保育事業	-	-	-	4	8	-	-	-	4	8
		小規模 保育事業	-	-	-	62	193	-	-	-	80	232
		事業所内 保育事業	-	-	-	4	15	-	-	-	4	15
		居宅訪問型 保育事業	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
合 計		2,560	767	3,953	792	2,825	2,560	767	4,210	873	3,044	
②-①		391	2	860	▲26	52	362	▲8	1,076	29	209	

\* 各確保の方策において、事業の対象外となる認定区分は「-」を表示しています。

(単位：人)

令和4年度 (R5.4.1時点)					令和5年度 (R6.4.1時点)					令和6年度 (R7.4.1時点)				
1号 教育希望	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		1号 教育希望	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		1号 教育希望	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
3歳以上	3歳以上		0歳	1-2歳	3歳以上	3歳以上		0歳	1-2歳	3歳以上	3歳以上		0歳	1-2歳
	教育希望	左記以外				教育希望	左記以外				教育希望	左記以外		
2,194	773	3,127	871	2,886	2,248	792	3,204	896	2,979	2,303	812	3,283	929	3,069
33	0	33	6	21	113	60	33	6	54	113	60	33	6	54
705	328	-	-	-	610	262	-	-	-	610	262	-	-	-
1,708	439	-	-	-	1,708	439	-	-	-	1,708	439	-	-	-
114	-	-	-	-	114	-	-	-	-	114	-	-	-	-
-	-	1,082	141	633	-	-	1,068	141	611	-	-	1,068	141	611
-	-	3,295	624	2,049	-	-	3,389	624	2,049	-	-	3,389	624	2,049
-	-	21	9	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	27	39	128	-	-	27	39	128	-	-	27	39	128
-	-	14	18	34	-	-	14	18	34	-	-	14	18	34
-	-	-	8	21	-	-	-	8	21	-	-	-	8	21
-	-	-	4	8	-	-	-	4	8	-	-	-	4	8
-	-	-	98	271	-	-	-	98	271	-	-	-	98	271
-	-	-	4	15	-	-	-	4	15	-	-	-	4	15
-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
2,560	767	4,472	951	3,257	2,545	761	4,531	942	3,192	2,545	761	4,531	942	3,192
366	▲ 6	1,345	80	371	297	▲ 31	1,327	46	213	242	▲ 51	1,248	13	123

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、子ども・子育て支援法第 59 条の規定にもとづき、地域の実情に応じて実施するものです。

### (1) 利用者支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。				
確保方策の考え方	<p>文京シビックセンターにおいて、保育ナビゲーター、子育てガイド、及び母子保健コーディネーターが中心となり、利用者の支援を進めるとともに、保護者が集まる身近な場所である子育てひろば（地域子育て支援拠点施設）や保健サービスセンターと連携を行い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等の充実を図ります。</p> <p>● 関連事業 1-1-1 妊娠・出産への支援 2-3-3 地域団体による子育て支援拠点事業 2-3-4 子育てひろば事業</p>				
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期					
項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者支援事業 (母子保健型)	保健サービスセンター 2 か所				
その他	文京シビックセンター 1 か所（保育ナビゲーター、子育てガイド）				
	地域団体による地域子育て支援拠点 4 か所（新規開設施設 1 か所を含む）				
	子育てひろば 5 か所				

#### <量の見込み（ニーズ量）・確保方策について>

利用者支援事業は、子育てひろば（地域子育て支援拠点施設）などの既存の子育て支援施設の機能を拡充することで、多くの利用者に支援ができるよう事業を展開する。令和 2 年度以降は、各施設の利用状況を確認の上、適切な規模を確保していく。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。</p>				
<p>量の見込み(ニーズ量)の算定方法</p>	<p>将来人口推計とニーズ調査における地域子育て支援拠点施設事業の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。</p>				
<p>確保方策の考え方</p>	<p>子育てひろば事業と地域団体による地域子育て支援拠点事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●関連事業 5-2-3 地域団体による子育て支援拠点事業</li> <li>5-2-4 子育てひろば事業</li> </ul> <p>〈事業量の算定方法〉</p> <p>子育てひろば事業については、西片、汐見、水道、千石、江戸川橋の5か所を事業量としました。</p> <p>また、地域団体による地域子育て支援拠点事業については、富坂地区、大塚地区、本富士地区、駒込地区の4か所を事業量としました。</p>				
<p>量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期</p>					
<p>項目</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>
<p>量の見込み(ニーズ量)</p>	<p>56,916人</p>	<p>58,301人</p>	<p>59,799人</p>	<p>61,141人</p>	<p>63,034人</p>
<p>確保方策</p>	<p>地域団体による地域子育て支援拠点事業</p>	<p>4か所(新規開設施設1か所を含む)</p>			
	<p>子育てひろば事業</p>	<p>5か所</p>			

### (3) 妊婦健康診査

子ども・子育て支援法等における事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。				
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方	<p>妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成します。また、「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図ります。</p> <p>● 関連事業 1-1-1 妊娠・出産への支援</p>				
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期					
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(ニーズ量)	2,097人	2,114人	2,181人	2,250人	2,314人
確保方策					
妊娠・出産への支援	実施場所：都内の委託医療機関（病院、診療所など）※				
	主な検査項目：体重、血圧測定、尿検査、貧血、血糖検査など				
	実施時期：通年				

※ 里帰り出産等による都外医療機関、助産所での妊婦健診は、償還払いで費用を助成します。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。				
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方	<p>生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。また、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスへ結び付ける乳児家庭全戸訪問事業を実施します。</p> <p>●関連事業 1-1-3 乳児家庭全戸訪問事業</p>				
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期					
項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(ニーズ量)	2,097人	2,114人	2,181人	2,250人	2,314人
確保方策	乳児家庭全戸訪問事業				
	<p>実施体制：保健師・助産師の専門職で実施</p> <hr/> <p>実施機関：2か所 (保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所)</p>				

## (5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>養育支援訪問事業とは、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期発見に努め、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育を支援する事業です</p> <p>また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、関係機関の情報共有を推進し、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。</p>				
<p>確保方策の考え方</p>	<p>児童虐待への対応及び未然防止を図るため、特に養育を支援する必要がある家庭への育児支援ヘルパー派遣事業や子育て支援講座の開催など、児童虐待防止対策事業を実施するとともに、社会的養育の充実を目的に、養育家庭普及活動の推進を図ります。</p> <p>地域における子どもと家庭に関する支援体制の充実を図るため、関係機関と連携して、要保護児童対策地域協議会の取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関連事業 4-1-1 児童虐待防止ネットワークの充実</li> <li>4-1-2 児童虐待防止対策事業</li> <li>4-1-3 育児支援ヘルパー事業</li> </ul>				
<p>量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期</p>					
<p>項目</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>
<p>児童虐待防止ネットワークの充実</p>	<p>要保護児童対策地域協議会の開催</p> <hr/> <p>育児支援ヘルパー派遣回数 719回</p> <hr/> <p>子育て支援講座の開催 2回/年</p>				



## (6) 子育て短期支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。利用意向割合・利用意向日数については、平成 30 年度の各事業の延べ利用人数から算出しました。					
確保方策の考え方	<p>区が指定した福祉施設において、乳幼児ショートステイ事業、子どもショートステイ事業、トワイライトステイ事業を実施します。</p> <p>●関連事業 2-2-5 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <p>乳幼児ショートステイ事業及び子どもショートステイ事業は 2 か所の施設で年間を通じて 1 人以上の定員を確保していることから 365 日×2 施設×1 人 = 730 人日/年としました。トワイライトステイ事業は 1 か所の施設で年間を通じて 1 人以上の定員を確保していることから、年間の事業量を 365 人日/年としました。</p>					
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期						
項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (ニーズ量)	ショートステイ事業	493 人	507 人	519 人	531 人	546 人
	トワイライトステイ事業	156 人	161 人	165 人	170 人	175 人
確保方策	ショートステイ事業	730 人	730 人	730 人	730 人	730 人
	トワイライトステイ事業	365 人	365 人	365 人	365 人	365 人
[確保方策]ー [ニーズ量]	ショートステイ事業	237 人	223 人	211 人	199 人	184 人
	トワイライトステイ事業	209 人	204 人	200 人	195 人	190 人

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。</p>					
<p>量の見込み(ニーズ量)の算定方法</p>	<p>将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。 利用意向割合・利用意向日数については、ファミリー・サポート・センター事業の実際の活動件数（預かりに関する活動）から算出しました。</p>					
<p>確保方策の考え方</p>	<p>文京区社会福祉協議会にて子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施します。</p> <p>● 関連事業 5-1-2 ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>〈事業量算定方法〉 事業実績より、全体活動件数のうち小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合を算出しました。 小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合 5.64% (平成30年度 活動総件数 8,977件 うち小学生の預かり 506件※) 過去5年間の活動実績を参考に令和2年度以降の総活動件数を推計し、その値に上記割合をかけて事業量を算定しました。</p>					
<p>量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期</p>						
<p>項目</p>		<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>
<p>量の見込み (ニーズ量)</p>	<p>延べ利用児童数 小学校低学年</p>	<p>406人</p>	<p>431人</p>	<p>447人</p>	<p>470人</p>	<p>473人</p>
	<p>延べ利用児童数 小学校高学年</p>	<p>120人</p>	<p>124人</p>	<p>128人</p>	<p>133人</p>	<p>141人</p>
	<p>合計</p>	<p>526人</p>	<p>555人</p>	<p>575人</p>	<p>603人</p>	<p>614人</p>
<p>確保方策</p>	<p>ファミリー・サポート・センター事業</p>	<p>593人</p>	<p>642人</p>	<p>695人</p>	<p>752人</p>	<p>814人</p>
<p>[確保方策]－[ニーズ量]</p>		<p>67人</p>	<p>87人</p>	<p>120人</p>	<p>149人</p>	<p>200人</p>

※平成30年度から統計方法を見直しているため、直近の数字を用いて算出しています。

## (8) 一時預かり事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
---------------------	--

### 《一時預かり事業（幼稚園型）》

量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計とニーズ調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。					
確保方策の考え方	<p>区立幼稚園全園にて、幼稚園在園児を対象に、幼稚園の教育課程開始前もしくは終了後及び長期休業中に、預かり保育を実施します。また、一部私立幼稚園においても、預かり保育を実施します。（各園で実施内容は異なる）</p> <p>●関連事業 2-1-14 区立幼稚園の預かり保育</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区立幼稚園：登録利用については、全園登録人数 280 人×実施日数 290 日 = 81,200 人日/年とし、一時利用については、利用者 10 人×実施園数 10 園×実施日数 290 日 = 29,000 人日/年としました。</li> <li>私立幼稚園：各園における実施内容が異なることから、平成 30 年度における各園の実績を踏まえ、事業量を算定しました。※</li> </ul>					
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期						
	項 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
(ニーズ量) 量の 見込み	一時利用の預かり保育	32,070 人	32,252 人	32,684 人	32,613 人	33,416 人
	定期利用の預かり保育	115,952 人	116,614 人	118,175 人	117,918 人	120,821 人
	合 計	148,022 人	148,866 人	150,859 人	150,531 人	154,237 人
確保 方策	区立幼稚園での預かり保育	110,200 人	110,200 人	110,200 人	110,200 人	110,200 人
	私立幼稚園での預かり保育	73,920 人	73,920 人	73,920 人	73,920 人	73,920 人
	合 計	184,120 人	184,120 人	184,120 人	184,120 人	184,120 人
[確保方策]－[ニーズ量]		36,098 人	35,254 人	33,261 人	33,589 人	29,883 人

※実績が年々伸びているため、直近の数字を用いて算定しています。

«一時預かり事業（幼稚園型以外）»

量の見込み(ニーズ量) の算定方法	将来人口推計とニーズ調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方	<p>3 か所（令和 5 年度以降は 4 か所）のキッズルームと区立認可保育園 17 園において、一時預かり事業を実施します。</p> <p>●関連事業 2-2-1 緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 2-2-2 一時保育（キッズルーム）</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <p>・緊急一時保育、リフレッシュ一時保育 年間事業実施日を 292 日（平成 30 年度実績）と設定し、各園の定員の合計数が 41 人であることから、41 人×292 日＝11,972 人日／年としました。</p> <p>・一時保育事業 キッズルームごとに、1 日の最大受入人数実績と開室日数（平成 30 年度実績）から事業量を算出しました。</p> <p>・キッズルームシビック 23 人×358 日＝8,234 人日／年 ・キッズルーム目白台 11 人×293 日＝3,223 人日／年 ・キッズルームかごまち 12 人×293 日＝3,516 人日／年 ・令和 5 年度に大塚一丁目都営バス大塚支所跡地に新規施設を開設予定（キッズルームかごまちと同規模を想定）12 人×293 日＝3,516 人日／年</p>				
量の見込みと確保方策の実施時期					
項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（ニーズ量）					
利用児童数	26,130 人	26,528 人	27,027 人	27,267 人	28,025 人
確保方策					
緊急一時保育、リフレッシュ一時保育	11,972 人	11,972 人	11,972 人	11,972 人	11,972 人
一時保育事業	14,973 人	14,973 人	14,973 人	18,489 人	18,489 人
合計	26,945 人	26,945 人	26,945 人	30,461 人	30,461 人
[確保方策]－[ニーズ量]	815 人	417 人	▲82 人	3,194 人	2,436 人

## (9) 延長保育事業（時間外保育事業）


子ども・子育て支援法等における事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計とニーズ調査における延長保育事業の利用意向割合からニーズ量を算定しました。					
確保方策の考え方	<p>全ての区立認可保育園及び私立認可保育園（小規模保育事業及び認証保育所を含む）において、延長保育事業を実施します。</p> <p>●関連事業 2-1-18 保育園延長保育</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <p>本計画の中に新たに整備する私立認可保育園について、延長保育定員数を15人（小規模保育事業は5人）とし、既存園の延長保育定員数に加算して事業量を算定しました。なお、認証保育所については年度により区民利用数が増減するため、1か所あたりの利用数を10人としています。</p>					
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期						
項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み(ニーズ量)	1,598人	1,624人	1,651人	1,661人	1,707人	
確保方策	区立認可保育園の延長保育	409人	409人	409人	409人	409人
	私立認可保育園等の延長保育	863人	1,003人	1,153人	1,303人	1,303人
	合 計	1,272人	1,412人	1,562人	1,712人	1,712人
[確保方策]-[ニーズ量]	▲326人	▲212人	▲89人	51人	5人	

## (10) 病児保育事業（病後児保育事業を含む）

子ども・子育て支援法等における事業概要	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。利用意向割合・利用意向日数については、平成30年度の実際の利用延べ人数から算出しました。					
確保方策の考え方	<p>区が委託する病児・病後児保育施設で保育を実施します。</p> <p>令和2年度に都立駒込病院内病児保育施設を、令和3年度に・春日・後樂園駅前地区病児・病後児保育施設を新規開設し、4か所の施設で実施します。</p> <p>●関連事業 2-2-3 病児・病後児保育</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <p>年間の平均開室日数を240日（平日のみ）とし、各施設の定員数を掛け合わせ、受入可能人数を算出しました。病気の流行状況等により、一定程度お断りせざるを得ない運営状況を見込み、直近のお断り件数実績をもとに稼働可能率を設定し、受入可能人数に掛け合わせて事業量を算出しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保坂病児ルーム 6人×240日＝1,440人日</li> <li>・順天堂病後児ルーム 6人×240日＝1,440人日</li> <li>・都立駒込病院内病児保育施設 4人×240日＝960人日 (令和2年9月開設予定とし、令和2年度の開室日数は140日としました。)</li> <li>・春日・後樂園駅前地区病児・病後児保育施設 6人×240日＝1,440人日 (開設までに最低限必要な準備期間を見込み、令和3年4月開設予定としました。)</li> </ul>					
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み(ニーズ量)	2,985人	3,076人	3,154人	3,228人	3,293人	
確保方策	保坂病児ルーム	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人
	順天堂病後児ルーム	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人
	都立駒込病院内病児・病後児保育施設	560人	960人	960人	960人	960人
	春日・後樂園駅前地区病児・病後児保育施設	0人	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人
	小計	3,440人	5,280人	5,280人	5,280人	5,280人
	稼働可能率 74.3%	74.3%	74.3%	74.3%	74.3%	74.3%
	事業量	2,556人	3,923人	3,923人	3,923人	3,923人
[確保方策]－[ニーズ量]	▲429人	847人	769人	695人	630人	

※文京区では、訪問型病児・病後児保育事業（ベビーシッター利用料の助成）を独自に実施しています。

## (11) 放課後児童健全育成事業

子ども・子育て支援法等における事業概要		保護者の就労等により、日中家庭において適切な保護が受けられない児童に対し、育成室や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法		将来人口推計とニーズ調査における育成室の利用意向割合からニーズ量を算定しました。さらに潜在的なニーズとして、ニーズ調査において育成室を利用していないもののうち、「利用したいが空きがない」「利用したいが近くにない」を選択し、一定の条件があれば利用の可能性のある層を加えました。					
確保方策の考え方		<p>現在の育成室事業を継続し、計画期間中に新たに 9 か所の育成室を整備します。また、老朽化等により改修が必要な育成室についても整備を行い、児童受け入れ定員数の維持確保を行います。</p> <p>また、全区立小学校 20 校において放課後全児童向け事業を実施し、児童の放課後の居場所を提供しています。今後は実施時間の延長など、事業の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関連事業 2-3-1 育成室の整備及び運営</li> <li>2-3-2 育成室の障害児保育</li> <li>2-3-5 民間事業者誘致による都型学童クラブの整備</li> </ul> <p>〈事業量算定方法〉</p> <p>本計画中に新たに整備する育成室について、定員数を概ね 40 人と設定し、既存育成室の定員数に加算することで、事業量を算定しました。</p>					
量の見込みと確保方策の実施時期							
項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
量の見込み(ニーズ量)	低学年	利用児童数(1年生)	772 人	821 人	831 人	898 人	835 人
		利用児童数(2年生)	582 人	605 人	644 人	651 人	703 人
		利用児童数(3年生)	477 人	514 人	536 人	569 人	576 人
		計	1,831 人	1,940 人	2,011 人	2,118 人	2,114 人
	高学年	利用児童数(4年生)	103 人	104 人	113 人	117 人	124 人
		利用児童数(5年生)	81 人	81 人	81 人	88 人	91 人
		利用児童数(6年生)	84 人	93 人	92 人	93 人	100 人
計		268 人	278 人	286 人	298 人	315 人	
確保方策	育成室の整備(低学年)	1,862 人	1,942 人	2,022 人	2,120 人	2,120 人	
	放課後全児童向け事業の充実	日数・時間の充実(全校)					
							

## **(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

子ども・子育て支援法に規定する教育・保育給付の認定及び施設等利用給付の認定を受けた保護者のうち、低所得で生計が困難な方の子どもが教育・保育等を受けた場合に、当該保護者が支払うべき費用の一部を補助することにより、子どもの健やかな成長を支援します。

## **(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

保育施設の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を促進するため、事業開始前における事業実施等に関する相談・助言、事業開始後の区立園長等経験者による利用児童への対応等に関する巡回指導等、新規参入施設の事業の推進状況に応じた必要な支援を行っていきます。



## 5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該 学校教育・保育の推進に関する体制の確保

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置については、区としても保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及の検討を行っていきます。

## 6 計画の推進体制と進行管理

文京区子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について、点検・評価し、結果については、区ホームページ等で区民に公表します。

なお、毎年度、人口推計等の変動要因を勘案し、ニーズ量を見直すとともに、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

# 資料編

## 資料編目次

- 資料 1 子育て支援計画の沿革……………
- 資料 2 量の見込み（ニーズ量）の算定について……………
- 資料 3 計画の検討体制……………
- 資料 4 計画の検討経過……………
- 資料 5 子どもの権利条約……………

「子どもの権利条約に定める 4 つの権利」

「子どもの権利条約全文（日本ユニセフ協会抄訳）」を掲載

## 子育て支援計画（中間のまとめ）からの主な変更点

No	章	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（最終案）
1	第1章	3 計画の期間		「「文の京」総合戦略」と子育て支援計画の整合性を示す両矢印の図を追加し、ページ下部に注釈を記載
2	第3章	(7) グラフ	棒グラフの順序 中学生保護者→中学生本人→高校生世代本人の順	棒グラフの順序 高校生世代本人→中学生本人→中学生保護者の順 (項目なし)の表示を説明する注釈を追記
3	第5章	1 計画の体系		「子ども・子育て支援事業」と関連する事業に★マークを表示
4	第5章	1-2-3 乳幼児期の口の健康づくり	1-2-3 乳幼児期の口の健康づくり	1-2-3 乳幼児期の歯と口の健康づくり 歯の健康に関する取組みも行っているため事業名に追記
5	第5章	3-3-11 環境教育の推進		「3-3-11 環境教育の推進」 次世代を担う子どもたちへの環境教育を推進するため、省エネルギーの取組、ごみを減らす取組などのアクションプラン（行動計画）について、子どもを対処とした普及啓発リーフレットを作成し、配布する。対象は小学校5年生。
6	第5章	4-3-7 不登校への対応力強化「事業概要」		不登校の児童・生徒に対して、様々な専門家・専門機関が関わり対応を強化することで、生活リズムの立て直し、豊かな対人関係の経験、自己肯定感のアップに寄与し、児童・生徒一人ひとりが、将来に希望を持ち、より健康で充実した日々を送っていくことを支える。また、区立小・中学校で実施している学級集団アセスメントの実施学年の拡大や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を図ることで、不登校を生まない教育環境の整備を行うとともに、民間フリースクールとの連携について拡充を検討する。
7	子ども子育て支援事業計画編	4 地域子ども子育て支援事業の量の見込みと提供体制		「確保方策の考え方」の欄に関連事業を表示
8	子ども子育て支援事業計画編	4 (8) <<一時預かり事業（幼稚園型以外）>> 「確保方策の考え方」	令和5年度に開設予定新規施設（キッズルームかごまちと同規模を想定）	令和5年度に大塚一丁目都営バス大塚支所跡地に新規施設を開設予定
9	子ども子育て支援事業計画編	4 (10) 病児保育事業「確保方策の考え方」	新規施設	春日・後楽園駅前地区病児・病後児保育施設
10	資料編			新たに「子どもの権利条約」を掲載